

飯田市こども若者まんなかプラン(素案)

第三期 飯田市子ども・子育て支援事業計画
第五期 次世代育成支援飯田市行動計画
第一期 飯田市こども計画
第一期 飯田市子ども・若者計画
第一期 飯田市子どもの貧困対策計画

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の策定の目的	1
2 こども大綱に沿った計画策定	2
3 計画の法的根拠と位置付け	3
4 計画の期間	3
5 策定の考え方	4
6 計画の策定体制	6
第2章 こども・若者と家庭を取り巻く現状	7
1 統計からみる飯田市のこども・若者と子育て世帯の現状	7
2 アンケート調査結果	15
3 第二期子育て応援プランの評価	58
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念	59
2 基本的な視点と施策の方向性	61
3 施策の体系	65
4 計画の成果指標	66
第4章 施策の展開	67
基本的視点Ⅰ ライフステージに応じた切れ目のない支援	68
施策1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境	69
施策2 若者の定住・出会い・結婚の希望への隘路※の打破	74
施策3 母性並びに乳児及び幼児の健康確保と増進	78
施策4 多様な子育てニーズへの対応と親育ちの支援	82
基本的視点Ⅱ こども・子育てを尊ぶ環境づくり	83
施策5 こども・子育てに優しい環境の整備	83
施策6 ライフステージに応じた経済的支援	87
施策7 多様な主体がこども・子育てに関わる気運の醸成	91
基本的視点Ⅲ きめ細やかな伴走支援	94
施策8 こども・子育ての貧困の連鎖の打破	94
施策9 こどもの特性に合わせた切れ目のない発達支援	96
施策10 様々な困難を抱えた家庭のこども・若者の夢を応援	99

※隘路（あいろ）：物事を進めるうえで困難や妨げとなるものや、克服するのが難しいもののたとえ

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開.....103

- 1 教育・保育事業等の提供区域 105
- 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計 105
- 3 教育・保育事業 107
- 4 地域子ども・子育て支援事業 111

第6章 計画の推進に向けて 119

- 1 計画の点検・評価 119
- 2 国、県や周辺町村との連携 119

資料編..... 121

- 1 飯田市社会福祉審議会条例 121
- 2 策定経過 123
- 3 飯田市社会福祉審議会本部会委員名簿 125
- 4 児童福祉分科会次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 126

第1章 計画策定にあたって

1 計画の策定の目的

近年、我が国は急速に少子高齢化が進行しています。若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさなど、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、あわせて「こども家庭庁」が発足しました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、行政をはじめ、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として令和6年度からの3年間における少子化対策への集中的な取り組みが位置付けられ、児童手当における所得制限の撤廃、出産・子育て応援交付金（妊娠届出時5万円・出産届出時5万円の給付）の制度化、大学授業料など給付型奨学金の多子世帯への拡大、保育士の配置基準の見直し、ママ・パパ両方の育休取得を促進するための給付率引き上げや中小企業への助成措置、社会保険の適用により出産手当金の給付対象者が拡大するなど、大きな制度改正が進められています。

飯田市（以下、「本市」という。）では国や県の動向を踏まえ、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第二期子育て応援プラン」を策定し、子育て支援に関する施策の推進に取り組んできました。しかしながら、本市のこどもの数は減少し続けています。

わたしたちは、国の動きも踏まえつつ、こども・若者が描く多様なライフスタイルを尊び、家庭を築く希望に寄り添い、少子化問題に対応し、本市の人口規模の持続性を高める必要があります。

そこで、前計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や前計画の進捗状況を踏まえるとともに、こどもの健やかな育ちと子育て当事者への支援、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境の整備、近年社会問題化しているこどもの貧困対策、ヤングケアラー問題についても総合的に推進していくために、「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画2024」に基づき、新たに「飯田市こども若者まんなかプラン（以下、「本計画」という。）」を策定し、飯田の未来を担うこどもや若者の健やかな育ちへの支援ができる環境の整備を目指します。

2 こども大綱に沿った計画策定

(1)こども施策に関する基本的な方針

こども大綱には、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則り以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においてもこども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2)ライフステージを通したこども施策の推進

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げていることから、こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが求められます。

- ・こども・若者が権利の主体であるという認識の社会全体での共有等
- ・多様な遊びや体験、活躍の機会づくり
- ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・こどもの貧困対策
- ・障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

3 計画の法的根拠と位置付け

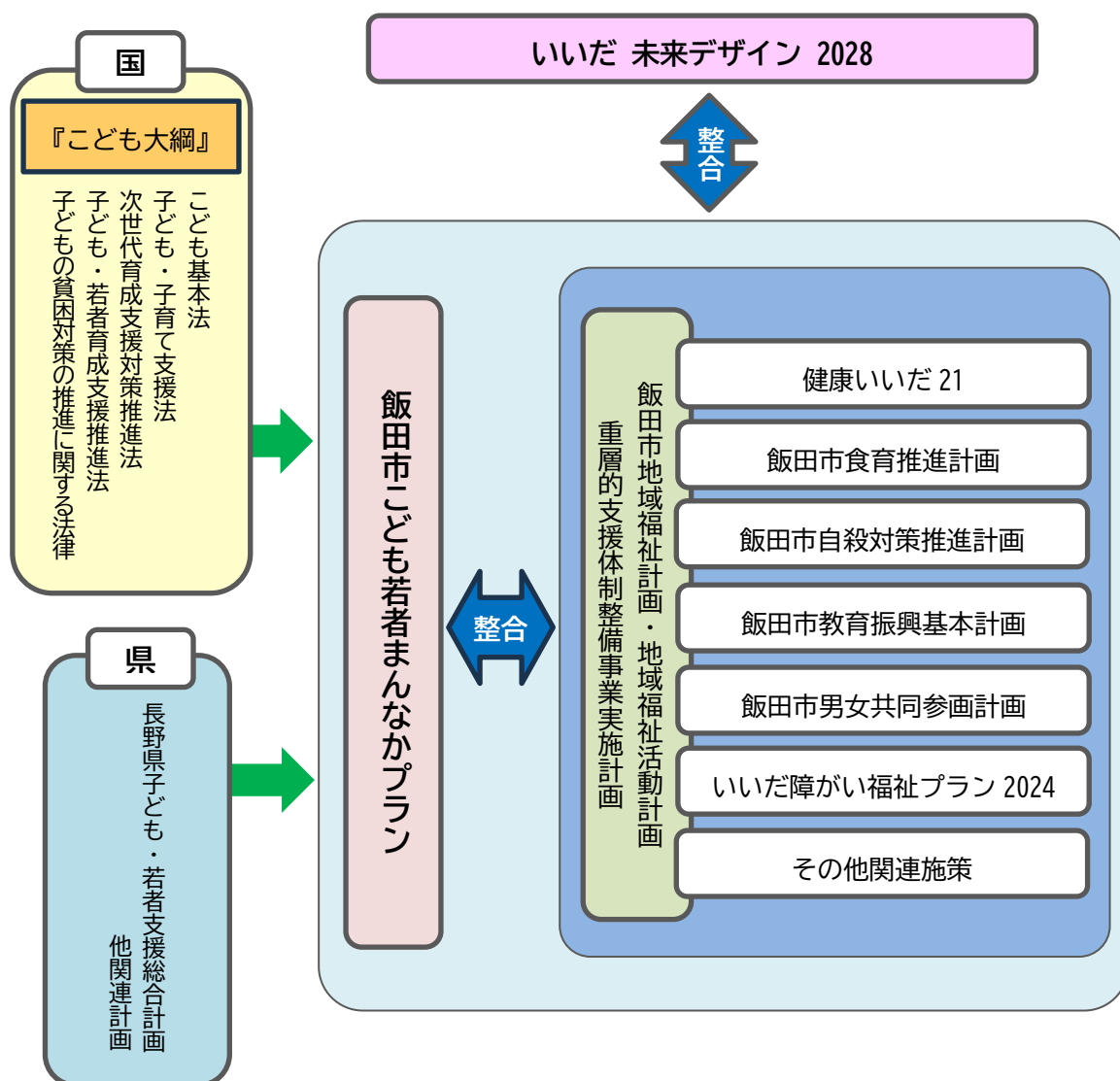
本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

子ども・子育て支援法第60条で示す基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた、同法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」を含めます。

また、本市の最上位計画である「いいだ未来デザイン 2028」を上位計画とし、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図り、効果的かつ効率的な施策の推進および進行管理に努めます。

さらに、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例及び長野県子ども・若者支援総合計画を踏まえつつ総合的な展開を図ります。

■ 他計画との関係



4 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
計画最終年度には計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

■ 計画期間

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12～
第二期 子育て応援プラン										
					こども若者まんなかプラン					
										次期計画

5 策定の考え方

(1)第三期飯田市子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成26年内閣府告示第159号）」に則って、市の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を考慮し、市民ニーズ調査の結果などを踏まえ、第三期飯田市子ども・子育て支援事業計画として「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の数量的目標値を定めます。

また、女性総活躍・幼児教育・保育の無償化を迎えた子育てニーズの変化に対応するため、これまでの教育・保育サービスについて構造的な変革の方向性をまとめます。

(2)第五期次世代育成支援飯田市行動計画

「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針（平成26年11月告示、令和3年2月改正）」を踏まえ、子育て家庭の状況や課題・関係する計画や施策の進捗状況などを振り返り、全体として前期計画の理念を引き継ぎながら、これまでの取り組みを見直し、第五期次世代育成支援飯田市行動計画とします。

今期では、子育ての行き詰まり事案や子育ての経済的格差などの課題と向き合いつつ、「親子、家庭、地域が、喜びを実感し合いながら結婚・出産・子育ての希望を叶える」ための取り組みについて策定します。

(3)第一期こども計画

本計画は、こども基本法（令和5年4月1日施行）第10条において努力義務とされた「飯田市こども計画」と位置付けます。「こども大綱」を踏まえ、憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

こども基本法第二条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。本計画は、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう「子ども・若者計画」と一体的に策定します。

(4)第一期子ども・若者計画

本計画は、子ども・若者育成支援推進法（令和5年4月1日施行）第9条において策定が努力義務とされた「第一期飯田市子ども・若者計画」として位置付けます。

「こども大綱」では、全てのこども・若者をまんやかに据えた自治体政策を求めています。が、「若者」を「20代、30代を中心とする若い世代」としており数値的な線引きがありません。本市では、若者を「概ね30代まで」を目安としつつ、ひとりひとりが自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、こども・若者の意見表明や社会参画を促進し、分野を超え、地域社会の総掛かりで、こども・若者の育成・支援の取り組みを推進します。

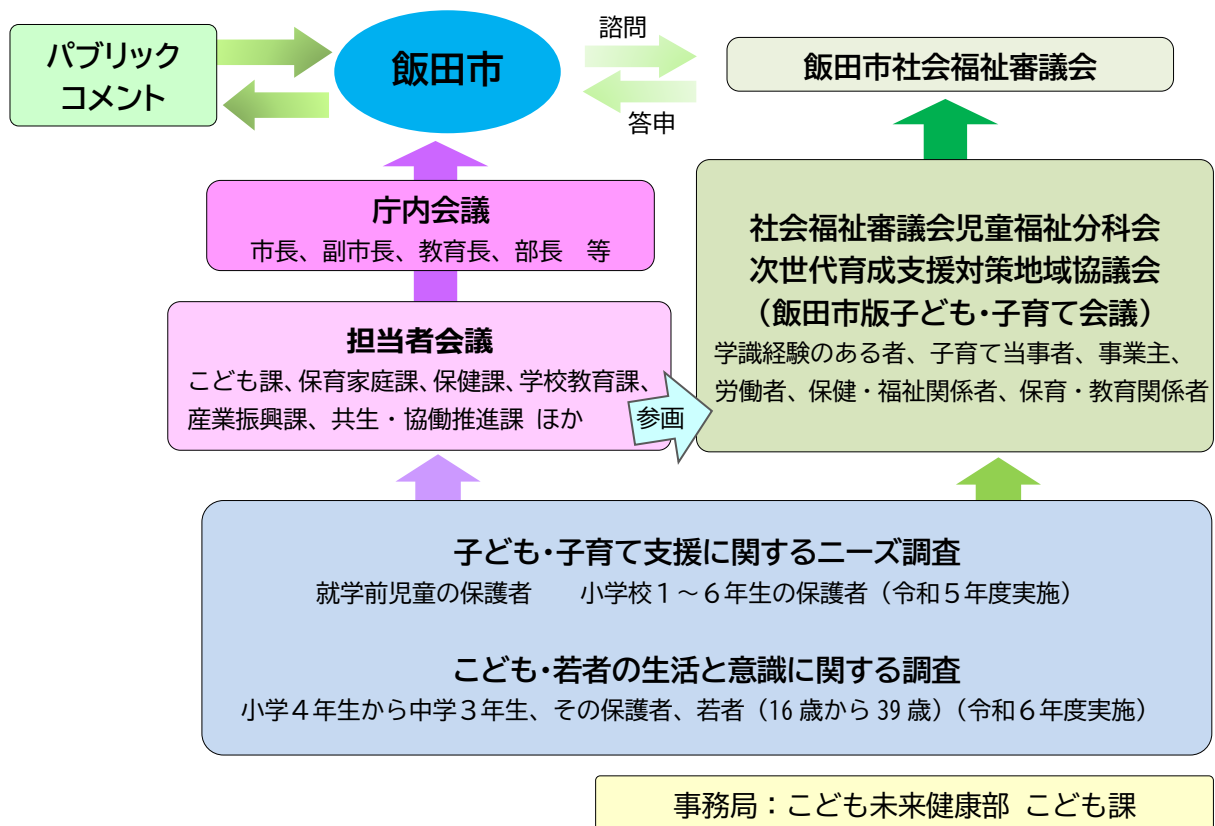
(5)第一期子どもの貧困対策計画

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和5年4月1日施行）第9条において策定が努力義務とされた「第一期飯田市子どもの貧困対策計画」として位置付けます。

こども・子育ての貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面の発達等のほか、友人や地域との繋がりといった関係性など様々な面において、こどものその先の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るため、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決するよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を始めとしたさまざまな観点から、こども・子育ての貧困問題に取り組みます。

6 計画の策定体制

■ 本市の計画策定体制イメージ



(1)飯田市社会福祉審議会

保健・福祉・医療・教育などの関係者及び市民代表者により構成し、市長からの諮問を受けて計画案を審議し、答申しました。

(2) 社会福祉審議会児童福祉分科会・次世代育成支援対策地域協議会
(飯田市版子ども・子育て会議)

保健・福祉・教育などの関係者、学識経験のある者及び市民代表者（子育て当事者）により構成し、計画案を検討しました。

(3) 庁内会議

市長、副市長、教育長、部等の長により構成し、全庁的な体制のもとで計画案等を検討しました。

(4)担当者会議

関係事業を担当する係長等により構成し全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。

第2章 こども・若者と家庭を取り巻く現状

1 統計からみる飯田市のこども・若者と子育て世帯の現状

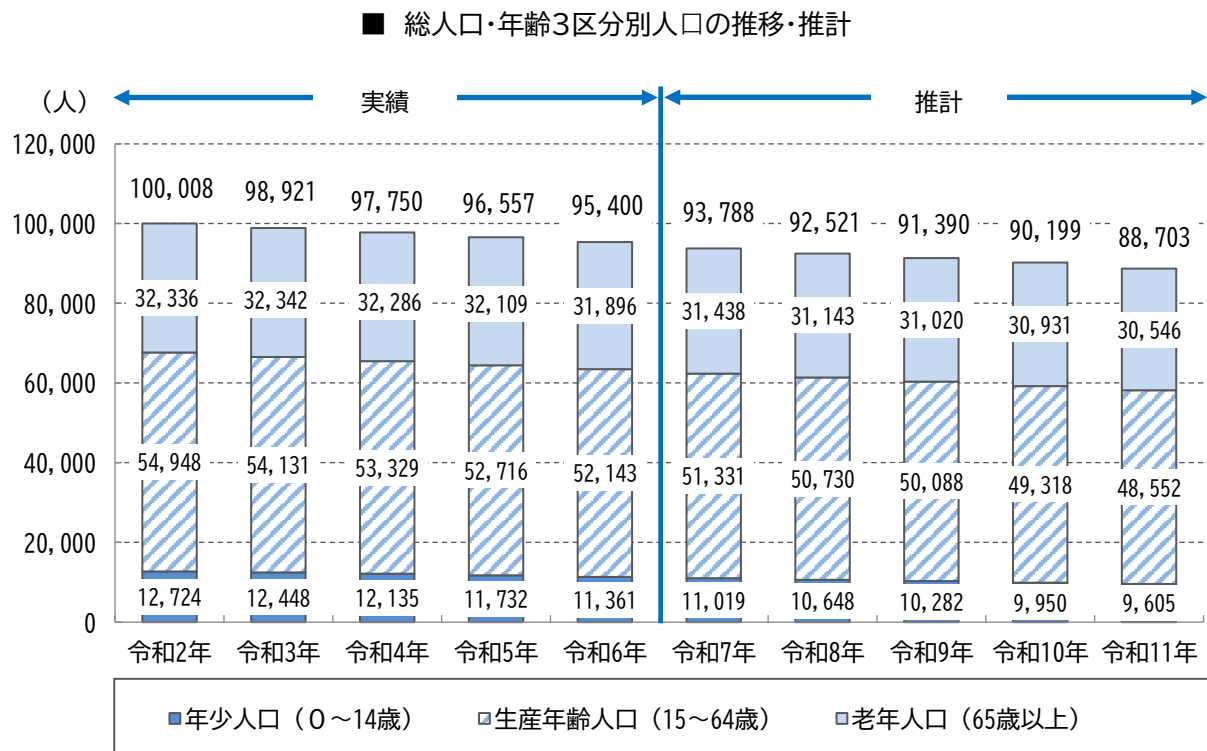
(1)人口・世帯の状況

①総人口・年齢3区分別人口の推移

人口は平成2年以降年々減少しており令和6年は95,400人となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）では令和2年では12,724人でしたが、令和6年では1,363人減の11,361人、生産年齢人口（15～64歳）では令和2年では54,948人でしたが、令和6年では2,805人減の52,143人となっています。

また、将来推計をみると、令和11年に向けて人口は減少する見込みとなっています。

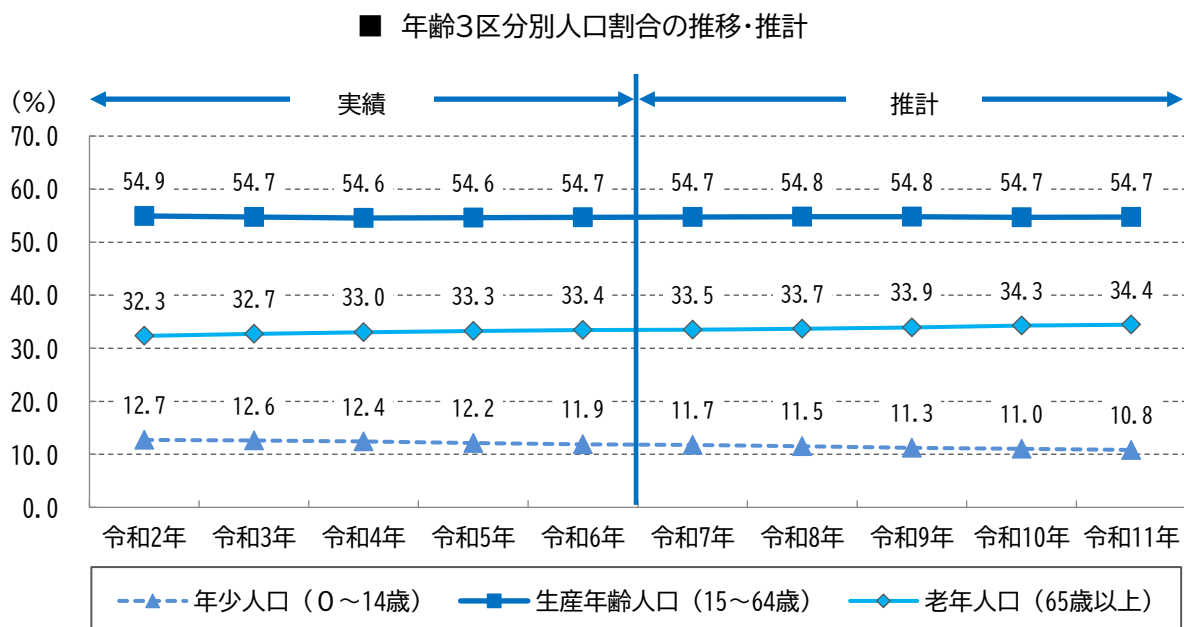


資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法にて算出

※表示単位未満四捨五入。合計が一致しない場合があります

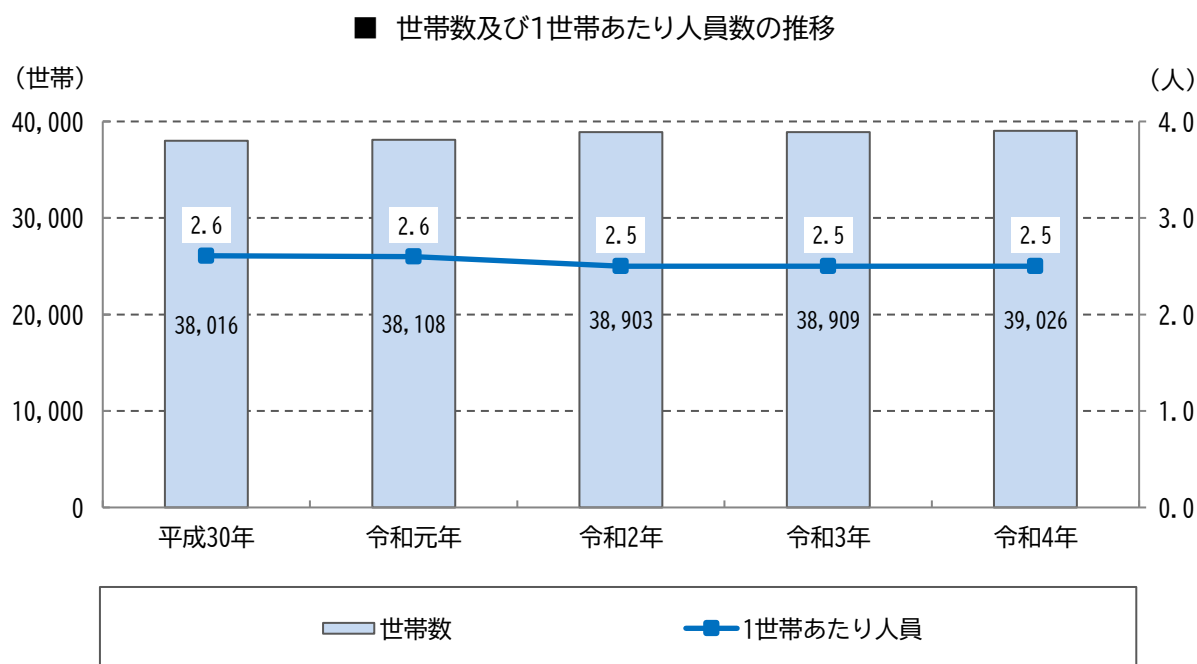
②年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別の人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合は令和2年では12.7%でしたが、令和6年では0.8ポイント減の11.9%となっております。今後、令和11年度に向けて減少していく傾向にあります。



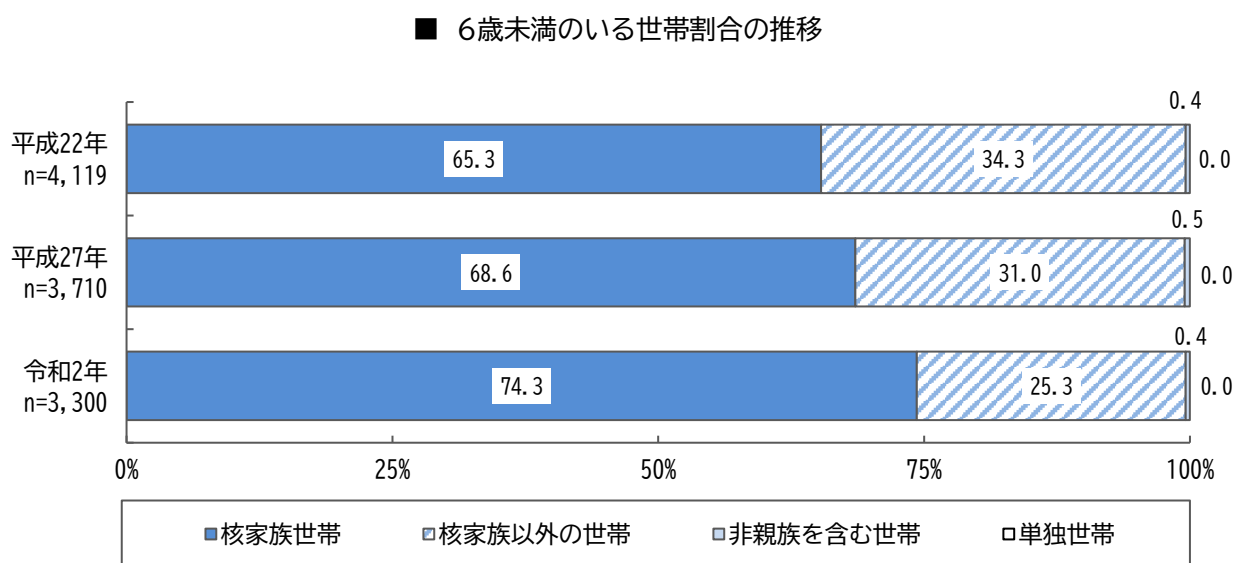
③世帯数の推移

世帯数及び1世帯あたり人口の推移をみると、世帯数は微増しており、1世帯あたり人口は横ばいに推移しています。



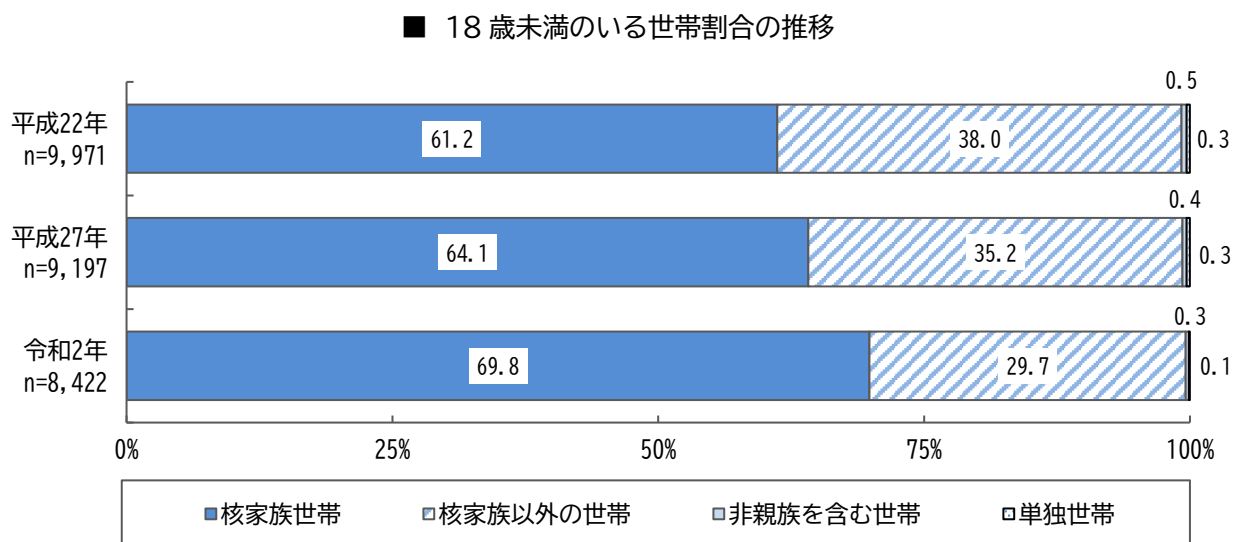
④ 6歳未満のいる世帯割合の推移

6歳未満のいる世帯割合の推移をみると、世帯数は減少傾向ですが、核家族世帯の割合は増加しています。



⑤ 18歳未満のいる世帯割合の推移

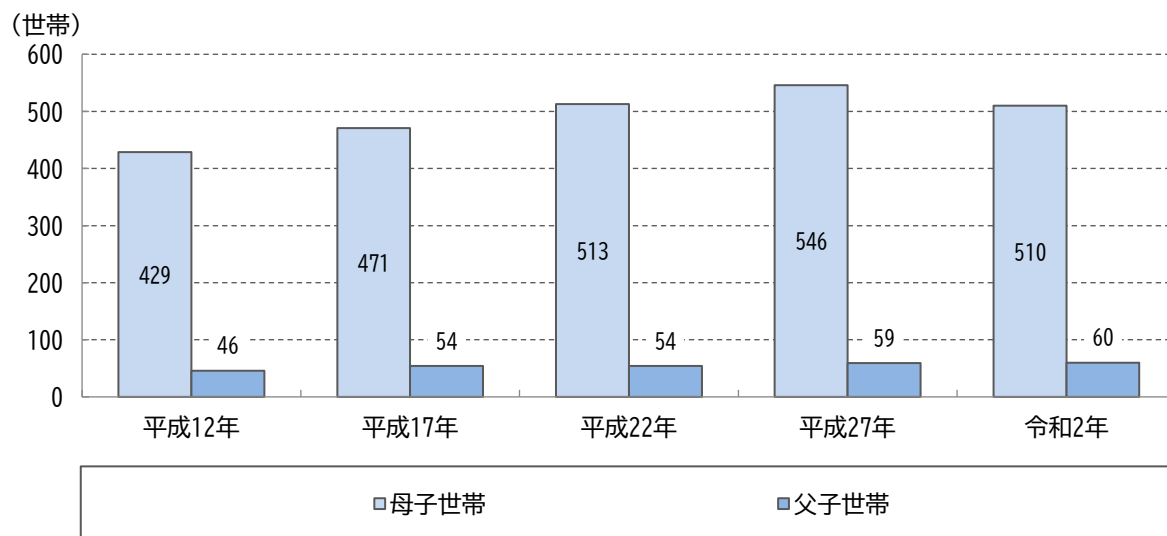
18歳未満のいる世帯割合の推移をみると、世帯数は減少傾向ですが、核家族世帯の割合は増加しています。



⑥ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成27年に増加し、令和2年に減少しています。父子世帯は増加傾向となっています。

■ ひとり親世帯数の推移

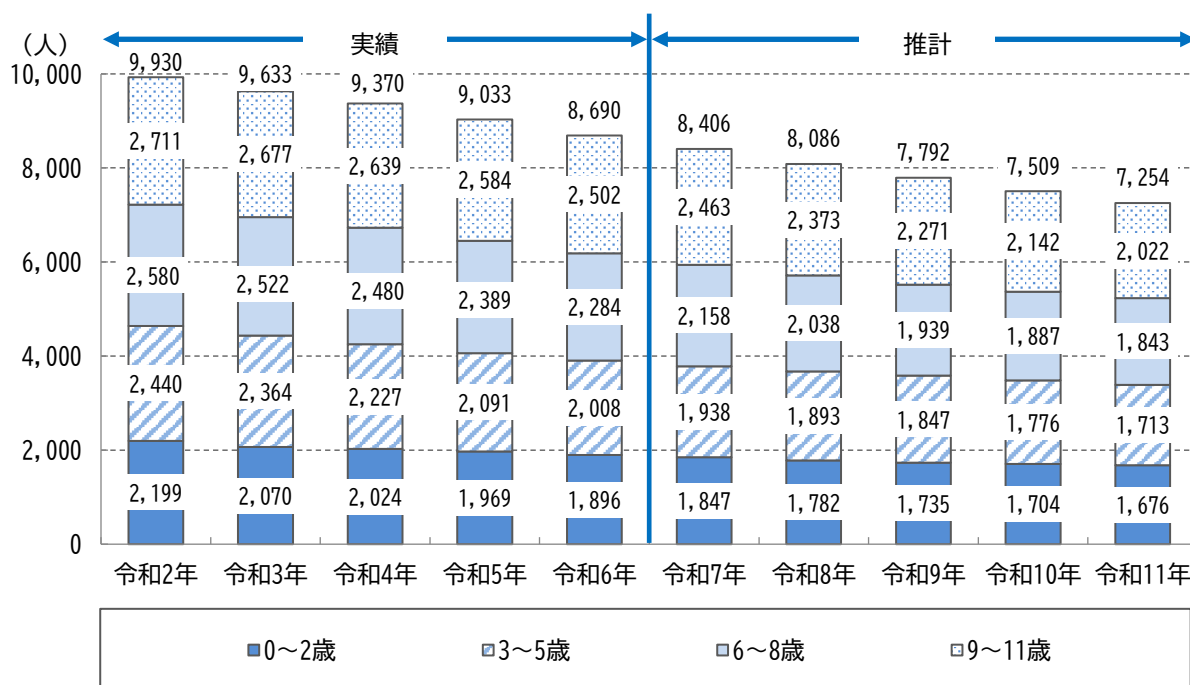


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(2)こどもの人口の推移と推計

0歳から11歳の人口の推移・推計をみると、令和2年には9,930人でしたが以降年々減少していき、令和11年には2,676人減の7,254人となる見込みです。

■ 0歳から11歳の人口の推移・推計



資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法より算出

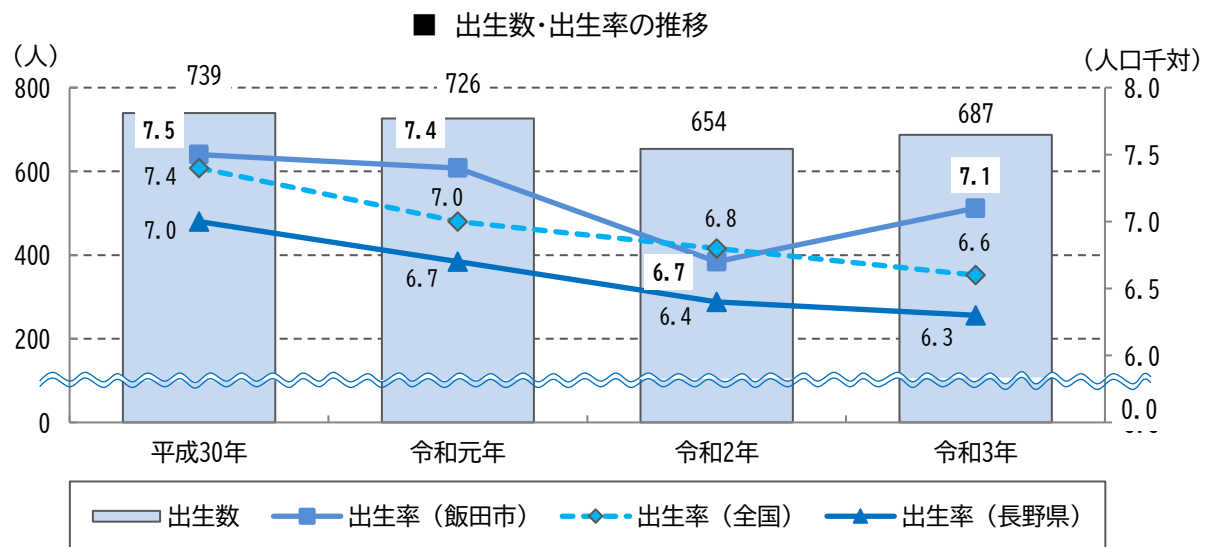
	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	8,690	8,406	8,086	7,792	7,509	7,254
0歳	591	590	579	570	559	551
1歳	634	620	593	582	573	562
2歳	671	637	610	583	572	563
3歳	646	641	622	596	570	559
4歳	673	638	637	618	592	566
5歳	689	659	634	633	614	588
0～5歳	3,904	3,785	3,675	3,582	3,480	3,389
6歳	723	676	649	625	624	605
7歳	763	719	671	644	620	619
8歳	798	763	718	670	643	619
9歳	815	797	761	716	668	641
10歳	843	817	796	760	715	667
11歳	844	849	816	795	759	714
6～11歳	4,786	4,621	4,411	4,210	4,029	3,865

資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法より算出

(3) 出生の状況

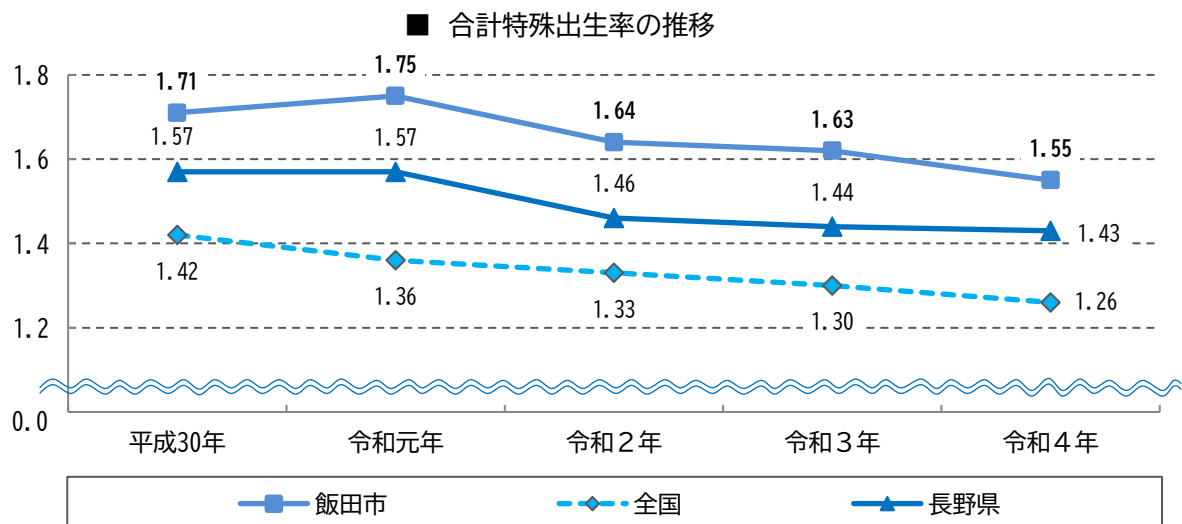
① 出生数・出生率※¹の推移

出生数の推移をみると、令和2年に大幅減少しましたが、令和3年に微増しています。出生率も低下していますが、令和2年を除き全国、長野県よりも高い値となっています。



② 合計特殊出生率※²の推移

合計特殊出生率の推移をみると、県内では高位（令和3年は県下1位）ではあるものの令和4年は大幅に減少しています。



※1 出生率：人口1,000人に対する1年間の出生数（死産を除く）のこと

※2 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産むと推計される平均のこども数を表す

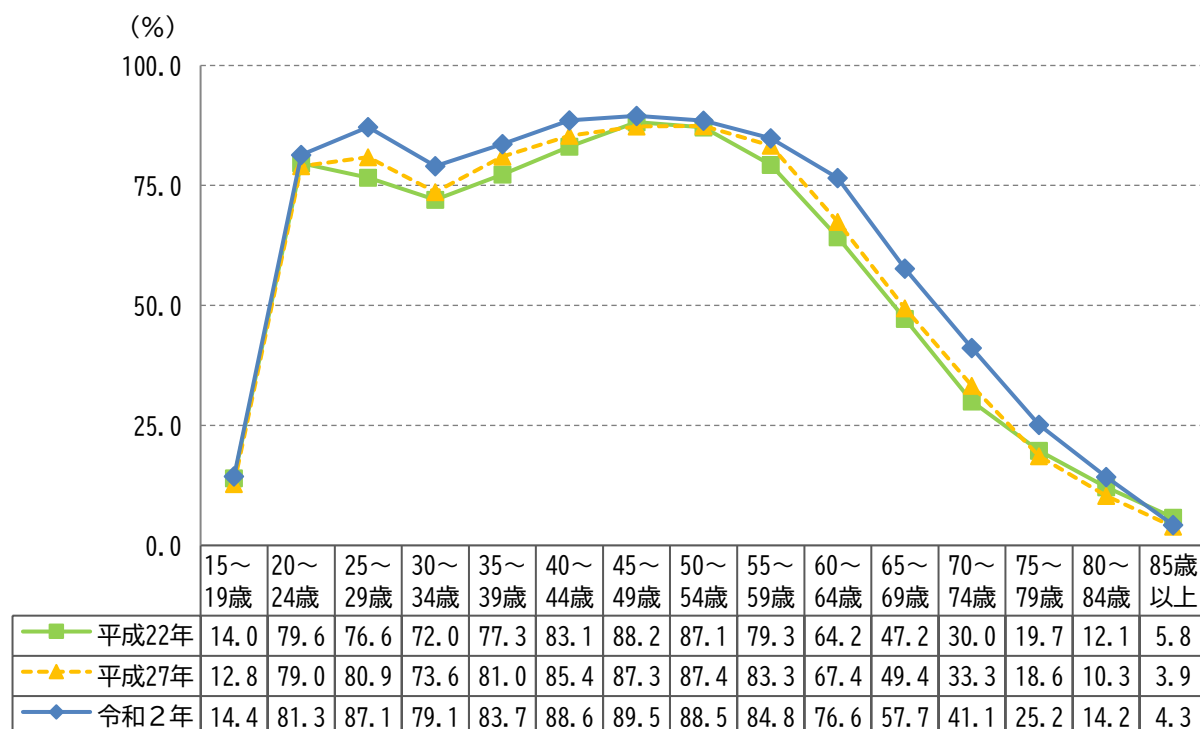
(4)女性の就労状況

①年齢別労働力率※の推移

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」について、平成27年調査と令和2年調査を比較すると、M字カーブの底である30～34歳労働力率は高くなっています。

全体として、年齢に関わらず女性の労働率が高まっている傾向にあります。

■ 女性の年齢別労働力率の推移（経年比較）

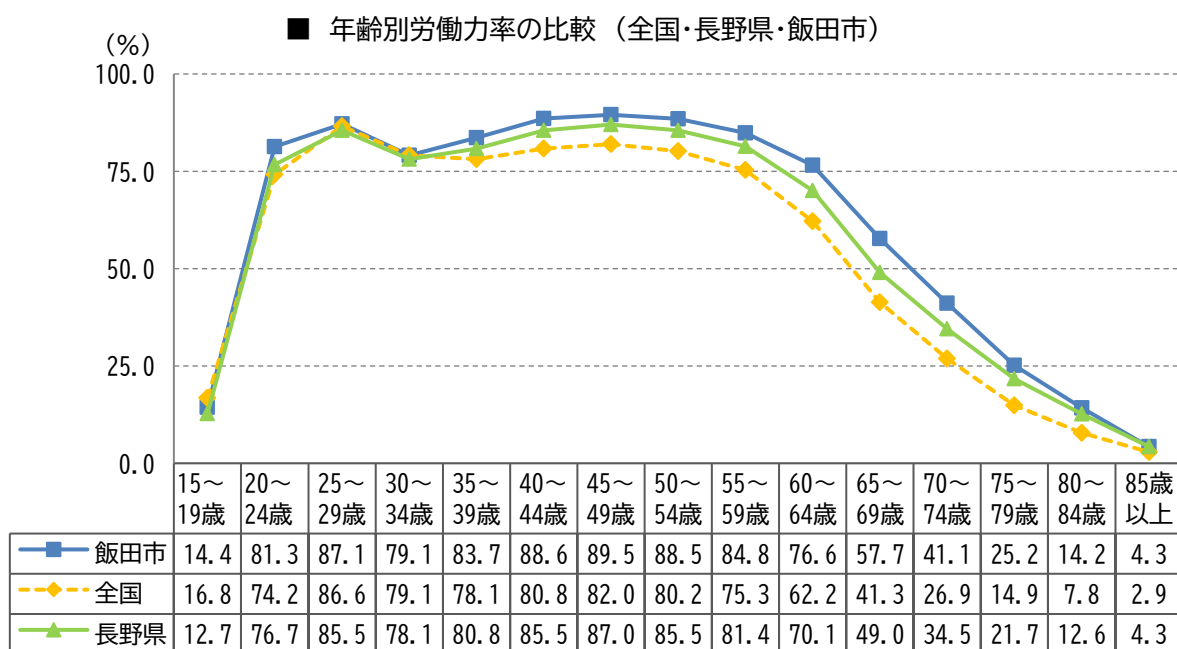


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す

②全国、長野県、飯田市の年齢別労働力率の比較

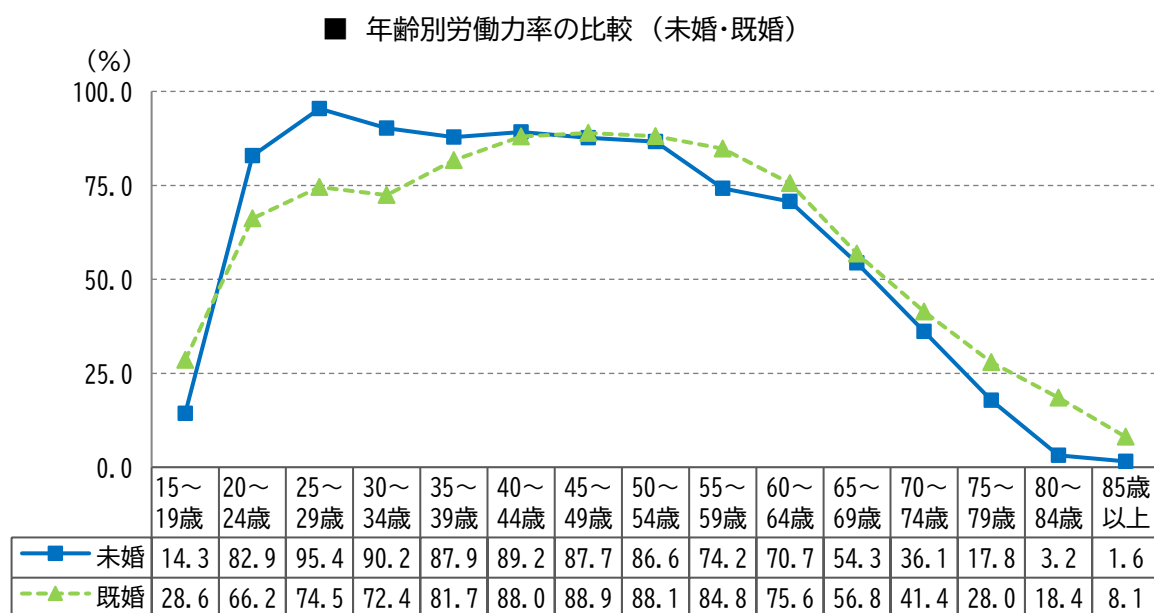
令和2年の結果を比較すると、20～29歳、35～84歳で飯田市が全国、長野県を上回っています。



資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

③未婚、既婚別の年齢別労働力率の比較

令和2年の結果を未婚、既婚と比較すると、20代から40代前半では未婚の労働力率が高いですが、40代後半以降は既婚の労働力率が高くなる傾向となっています。



資料：国勢調査（各年年10月1日時点）

既婚には「有配偶」「死別」「離別」を含んでいます（厚生労働省より）

2 アンケート調査結果

(1)調査の目的

こども施策を総合的に推進するためのこども計画（令和7～11年度）を策定するにあたり、保護者の子育て状況、ご要望やご意見、利用ニーズ等の把握、こども・若者が家庭や学校生活、悩みについてどのように考えているかを把握するため、アンケート調査を実施いたしました。

(2)調査概要

調査票は調査対象者別に作成しており、各調査の件数及び調査期間、配布・回収方法、回収数、回答率は、以下のとおりです。

■ アンケート調査概要

調査対象者	①飯田市に居住する就学前児童の保護者 2,000件（無作為抽出） ②飯田市に居住する小学生の保護者 2,000件（無作為抽出） ③飯田市に居住する小学4年生～中学3年生 5,104件（悉皆調査） ④飯田市に居住する小学4年生～中学3年生の保護者 5,104件（悉皆調査） ⑤飯田市に居住する16～39歳 4,800件（無作為抽出）																
調査期間	①②令和6年3月 ③④⑤令和6年10月																
配布、回収方法	①②郵送配布、郵送回収またはWeb回答 ③④学校経由配布、Web回答 ⑤郵送配布、Web回答																
調査票の配布、回収数	<table border="0"> <tr> <td>①就学前児童保護者</td><td>配布数：2,000件</td><td>回収数：695件（回収率 34.8%）</td></tr> <tr> <td>②小中学生保護者</td><td>配布数：2,000件</td><td>回収数：742件（回収率 37.1%）</td></tr> <tr> <td>③小学4年生～中学3年生</td><td>配布数：5,104件</td><td>回収数：3,779件（回収率 74.0%）</td></tr> <tr> <td>④小学4年生～中学3年生の保護者※</td><td>配布数：5,104件</td><td>回収数：1,446件（回収率 28.3%）</td></tr> <tr> <td>⑤16歳～39歳</td><td>配布数：4,800件</td><td>回収数：387件（回収率 8.1%）</td></tr> </table>		①就学前児童保護者	配布数：2,000件	回収数：695件（回収率 34.8%）	②小中学生保護者	配布数：2,000件	回収数：742件（回収率 37.1%）	③小学4年生～中学3年生	配布数：5,104件	回収数：3,779件（回収率 74.0%）	④小学4年生～中学3年生の保護者※	配布数：5,104件	回収数：1,446件（回収率 28.3%）	⑤16歳～39歳	配布数：4,800件	回収数：387件（回収率 8.1%）
①就学前児童保護者	配布数：2,000件	回収数：695件（回収率 34.8%）															
②小中学生保護者	配布数：2,000件	回収数：742件（回収率 37.1%）															
③小学4年生～中学3年生	配布数：5,104件	回収数：3,779件（回収率 74.0%）															
④小学4年生～中学3年生の保護者※	配布数：5,104件	回収数：1,446件（回収率 28.3%）															
⑤16歳～39歳	配布数：4,800件	回収数：387件（回収率 8.1%）															

※④の回収率は、保護者世帯数（4,632件）を分母とした場合、31.2%となります

(3)結果概要

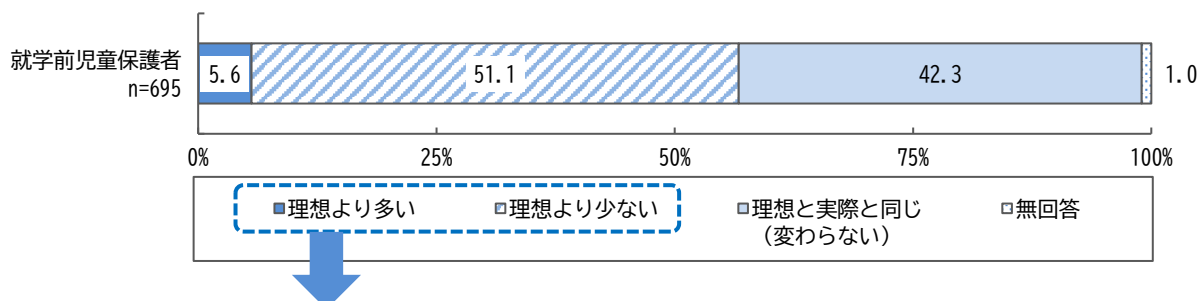
①理想のこどもの数について

○就学前児童保護者の理想のこどもの数と実際のこどもの数との違いについてみると、「理想より少ない」(51.1%) が最も高く、次いで「理想と実際と同じ」(42.3%) となっています。

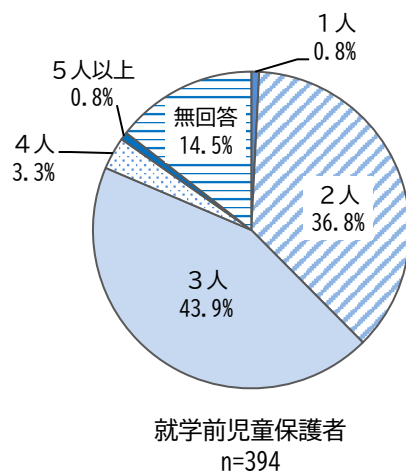
○理想のこどもの人数についてみると、「3人」(43.9%) が最も高く、次いで「2人」(36.8%) となっています。

○理想よりこどもの人数が少ない理由についてみると、「子育てや教育にかかる費用が大きい」(55.2%) が最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」(42.3%) となっています。

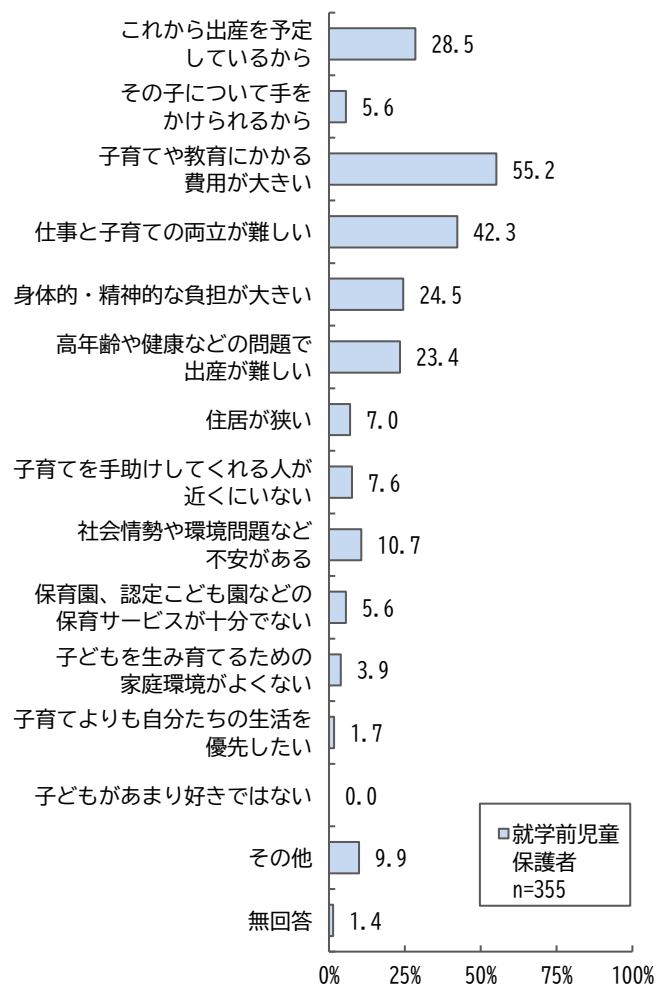
【理想のこどもの数と実際のこどもの数(就学前児童保護者)】



【理想のこどもの人数(就学前児童)】



【(理想より少ない)理由(就学前児童)】

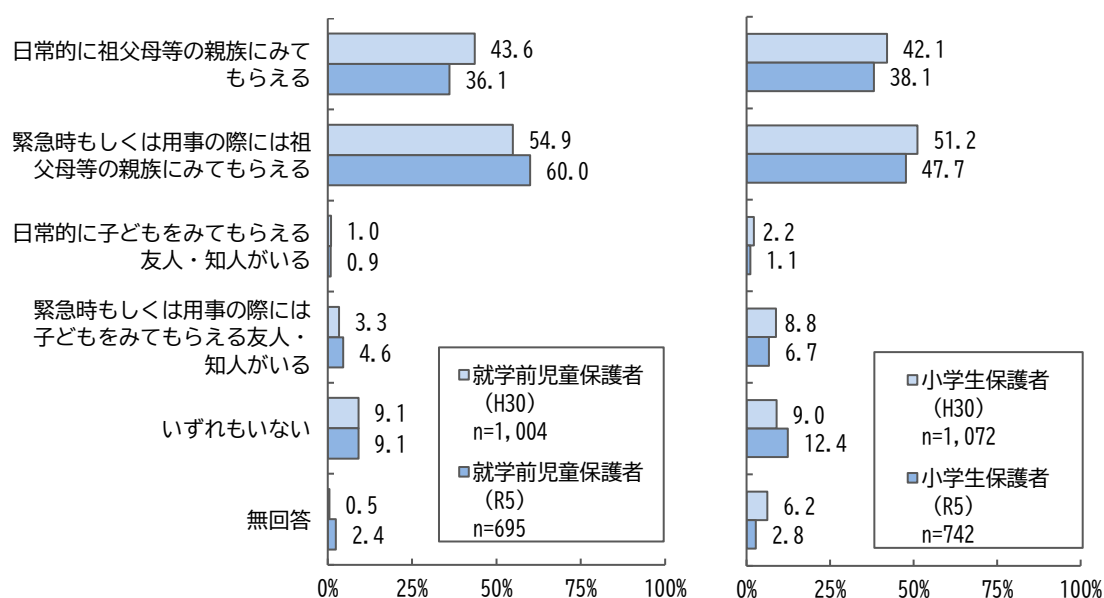


②こどもの育ちをめぐる環境について

○就学前児童保護者、小学生保護者の親族、知人等協力者の状況についてみると、いずれも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童60.0%、小学生47.7%）、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童36.1%、小学生38.1%）と回答した方が多い一方で、「いずれもない」と回答した方が就学前児童では9.1%、小学生では12.4%となっています。

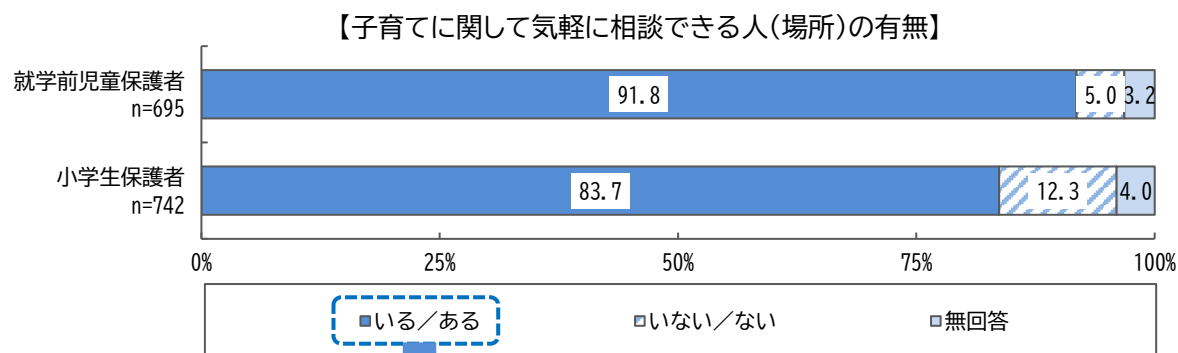
○前回調査と比較すると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が減少し、小学生では、「いずれもない」が増加しています。

【親族、知人等の協力者の状況(経年比較)】

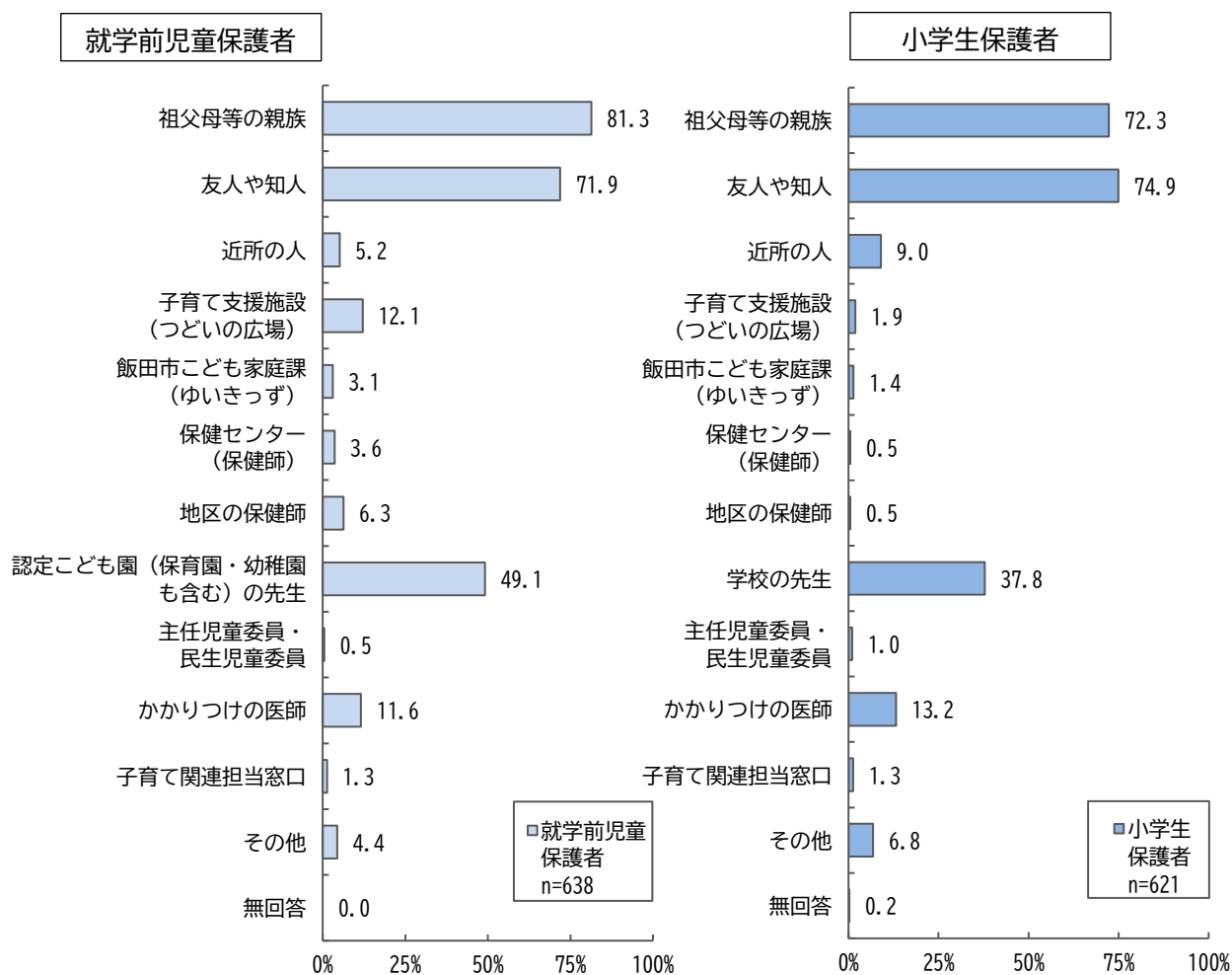


○就学前児童保護者、小学生保護者の気軽に相談できる人の有無についてみると、「いる／ある」が就学前児童では91.8%、小学生では83.7%となっています。

○また、気軽に相談できる先についてみると、就学前児童では、「祖父母等の親族」(81.3%) が最も高く、次いで「友人や知人」(71.9%)、「認定こども園（保育園・幼稚園も含む）の先生」(49.1%)となっています。小学生では、「友人、知人」(74.9%) が最も高く、次いで「祖父母等の親族」(72.3%)、「学校の先生」(37.8%) となっています。



【気軽に相談できる先】

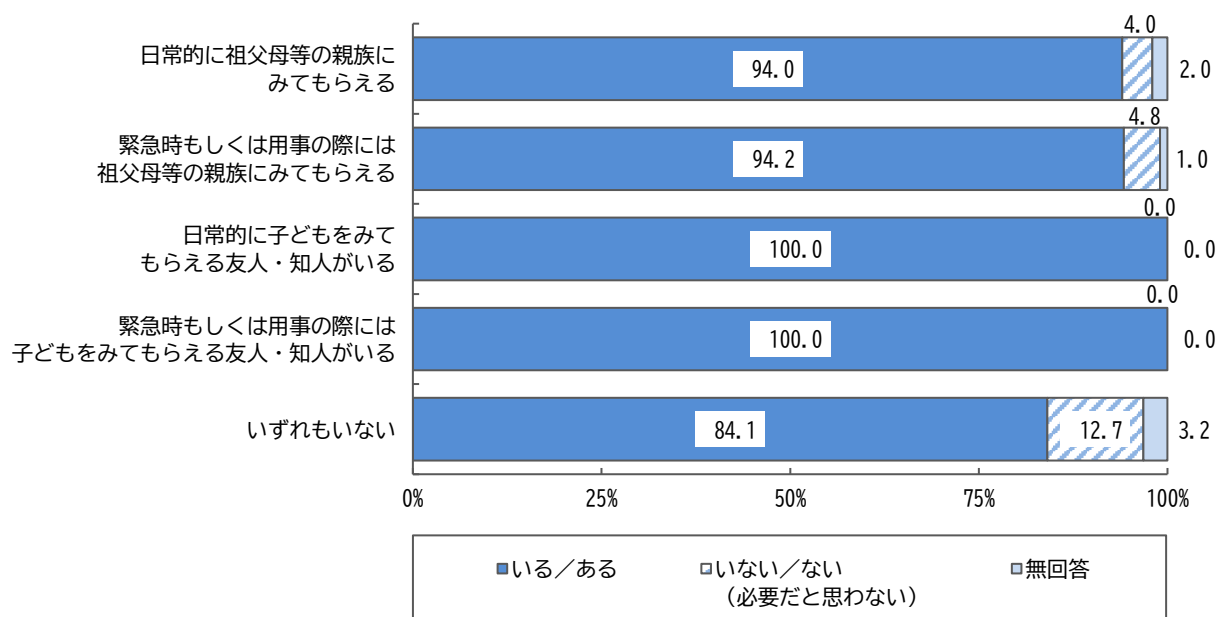


★親族、知人等の協力者の状況×子育てに関して気軽に相談できる人（場所）の有無

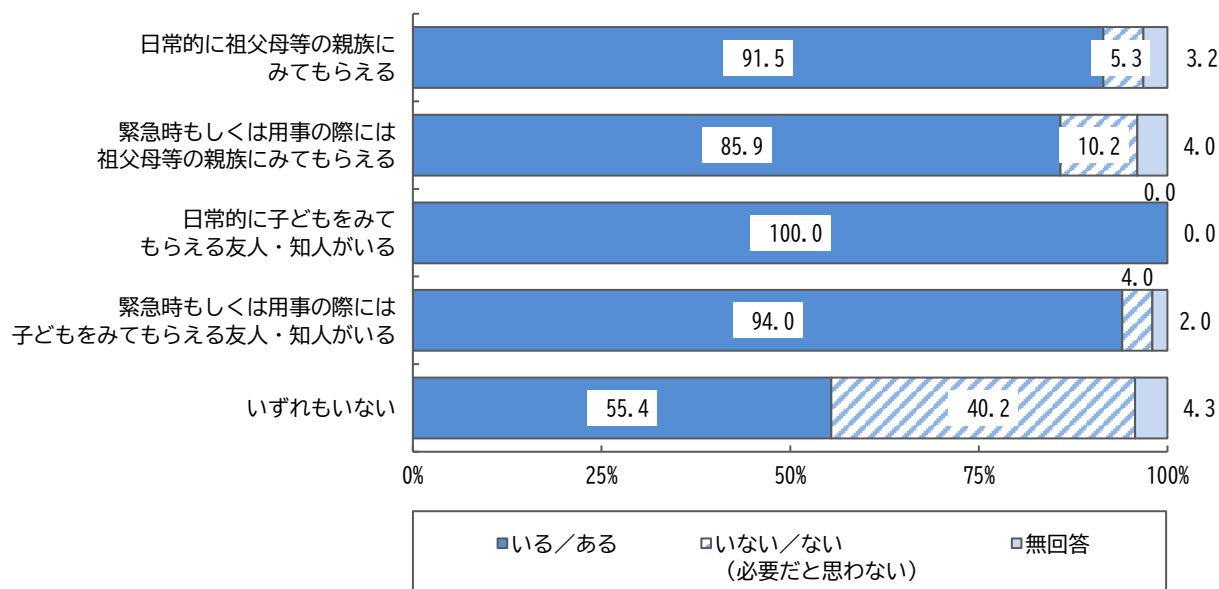
○親族、知人等の協力者の状況を子育てに関して気軽に相談できる人（場所）の有無別にみると、協力者も気軽に相談できる人も「いない/ない」と回答した方は、就学前児童保護者では12.7%、小学生保護者では40.2%となっています。

【親族、知人等の協力者の状況×子育てに関して気軽に相談できる人（場所）の有無】

就学前児童保護者 n=678



小学生保護者 n=721

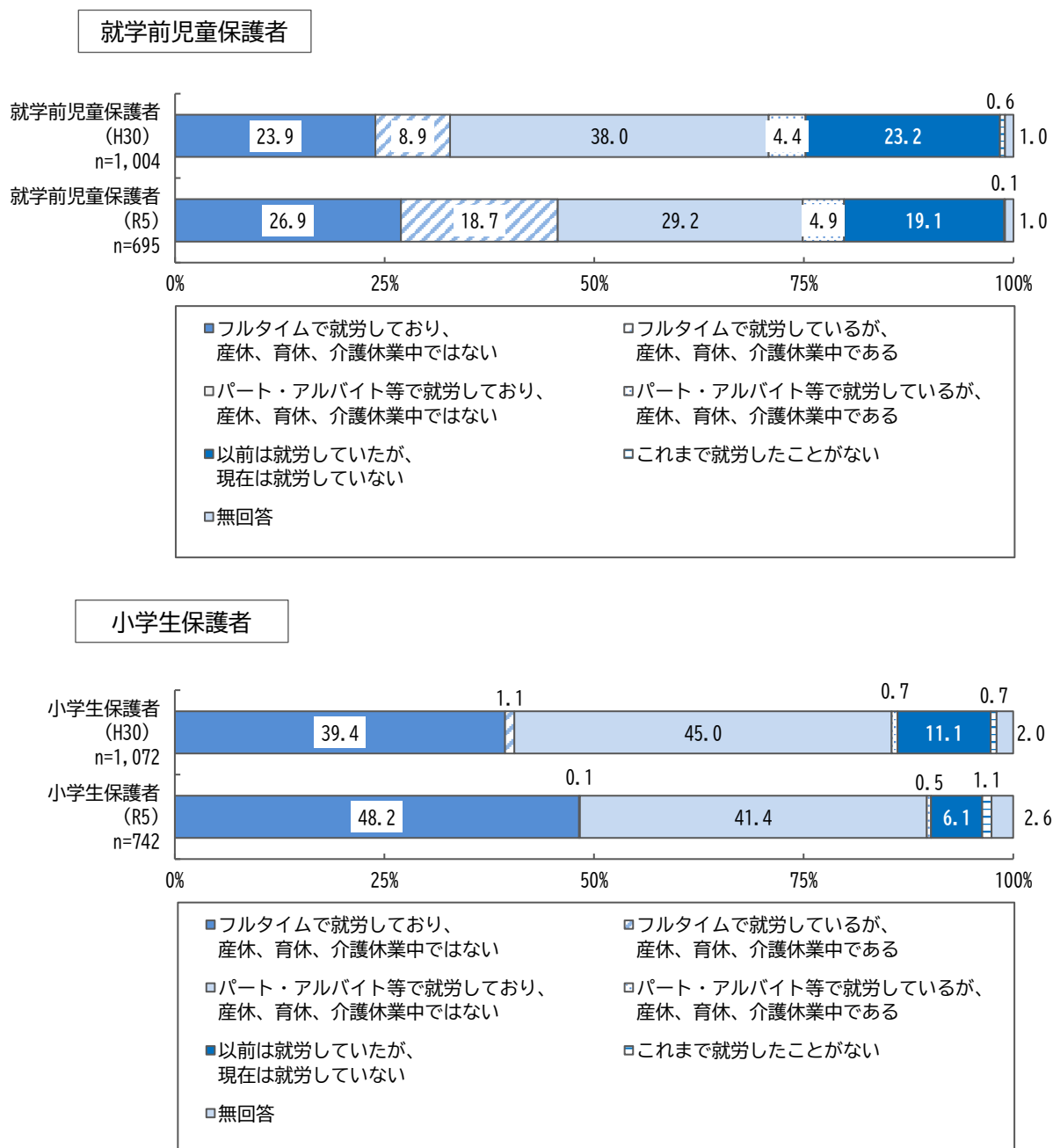


③保護者の就労状況について

○就学前児童保護者、小学生保護者の母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」（産休・育休・介護休業中含む）を合わせた現在就労している方は、就学前児童が79.7%、小学生が90.2%となっています。そのうち産休、育休、介護休業を取得中の方は、就学前児童が23.6%、小学生が0.6%となっています。

○前回調査と比較すると、就労している母親は、就学前児童保護者が4.5ポイント、小学生保護者が4.0ポイント増加しています。

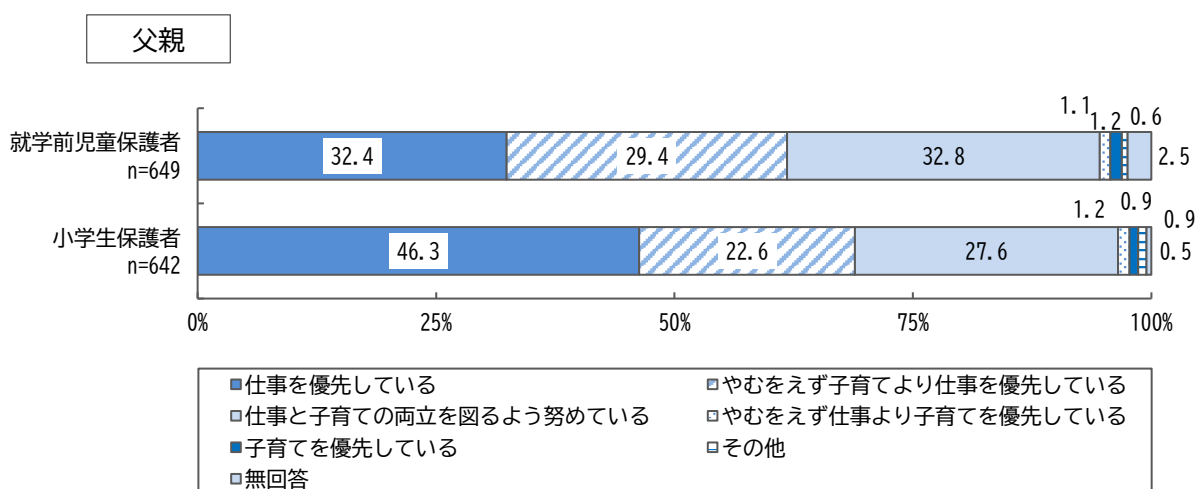
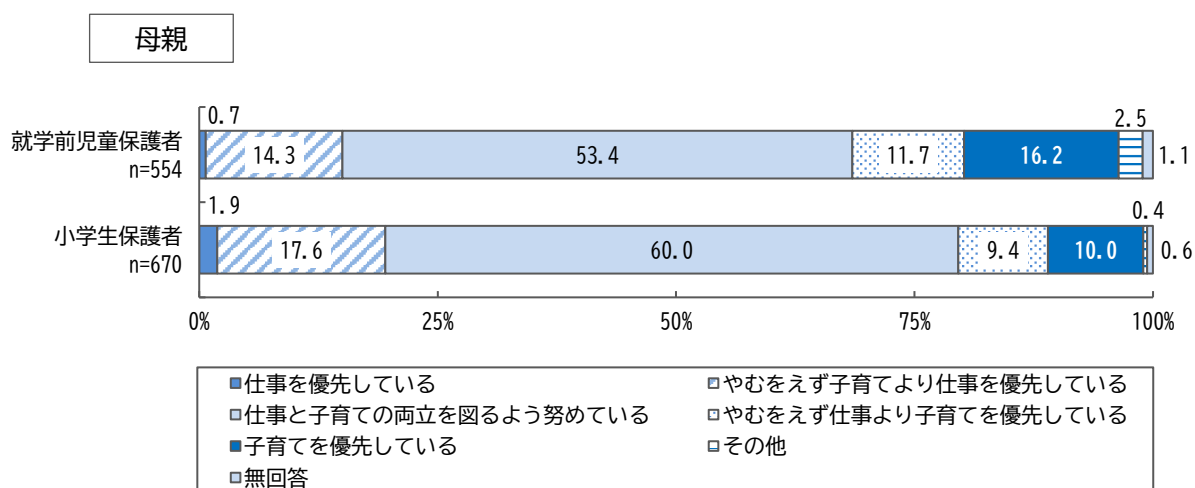
【母親の就労状況(経年比較)】



○就学前児童保護者、小学生保護者の母親の仕事と子育ての両立の状況についてみると、「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」との回答が最も多くなっています。（就学前児童保護者53.4%、小学生保護者60.0%）。

○父親の仕事と子育ての両立の状況については、就学前児童保護者では「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」との回答（32.8%）が最も多く、小学生保護者では「仕事を優先している」との回答（46.3%）が最も多くなっています。

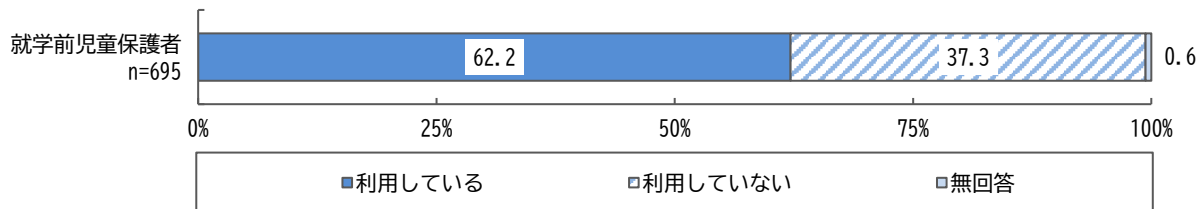
【仕事と子育ての両立について】



④定期的な教育・保育の利用について

○就学前児童保護者の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が62.2%、「利用していない」が37.3%となっています。

【定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童保護者)】



★宛名のこどもの年齢×定期的な教育・保育事業の利用状況

○「定期的な教育・保育事業の利用状況」を年齢別でみると、5歳、6歳では「利用している」がそれぞれ100%となっています。2歳から4歳でも「利用している」が高くなっています。一方、0歳、1歳は「利用していない」割合が高くなっています。

【宛名のこどもの年齢×定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童保護者)】

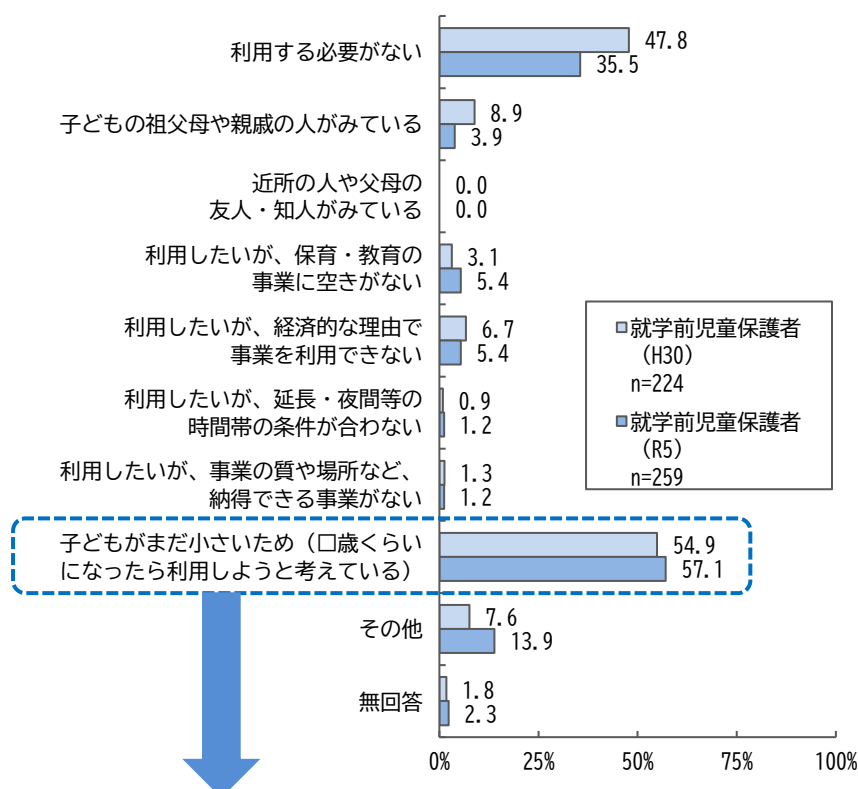
単位：(%)

	有効回答数 (件)	利用している	利用していない	無回答
合計	688	62.6	36.9	0.4
6歳	76	100.0	-	-
5歳	71	100.0	-	-
4歳	89	97.8	1.1	1.1
3歳	84	76.2	21.4	2.4
2歳	97	75.3	24.7	-
1歳	130	31.5	68.5	-
0歳	141	13.5	86.5	-

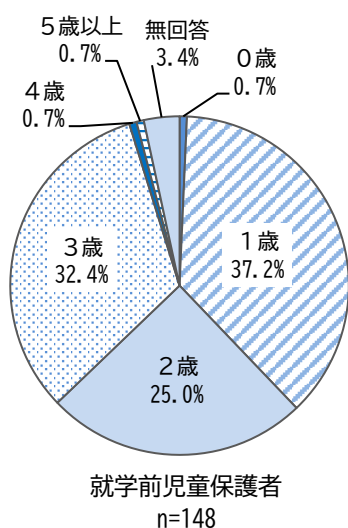
○就学前保護者が平日に教育・保育事業を利用していない理由をみると、「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」（57.1％）が最も高く、次いで「利用する必要がある」（35.5％）となっています。前回調査と比較すると、「利用する必要がある」が12.3ポイント、「子どもの祖父母や親戚がみている」が5.0ポイント減少しています。

○「子どもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」と回答した人が、教育・保育事業の利用を希望するこどもの年齢をみると、「1歳」（37.2％）が最も高くなっています。

【教育・保育事業を利用していない理由(経年比較)(就学前児童保護者)】



【利用を希望するこどもの年齢(就学前児童保護者)】



★宛名のこどもの年齢×教育・保育事業を利用していない理由

- 「教育・保育事業を利用していない理由」を年齢別でみると、0歳～2歳では「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」、3歳では「利用する必要がない」が最も高くなっています。また、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と回答した方が一定数います。

※4歳は回答者が1人のため、コメントを省略します

【宛名のこどもの年齢×教育・保育事業を利用していない理由】

単位：(%)

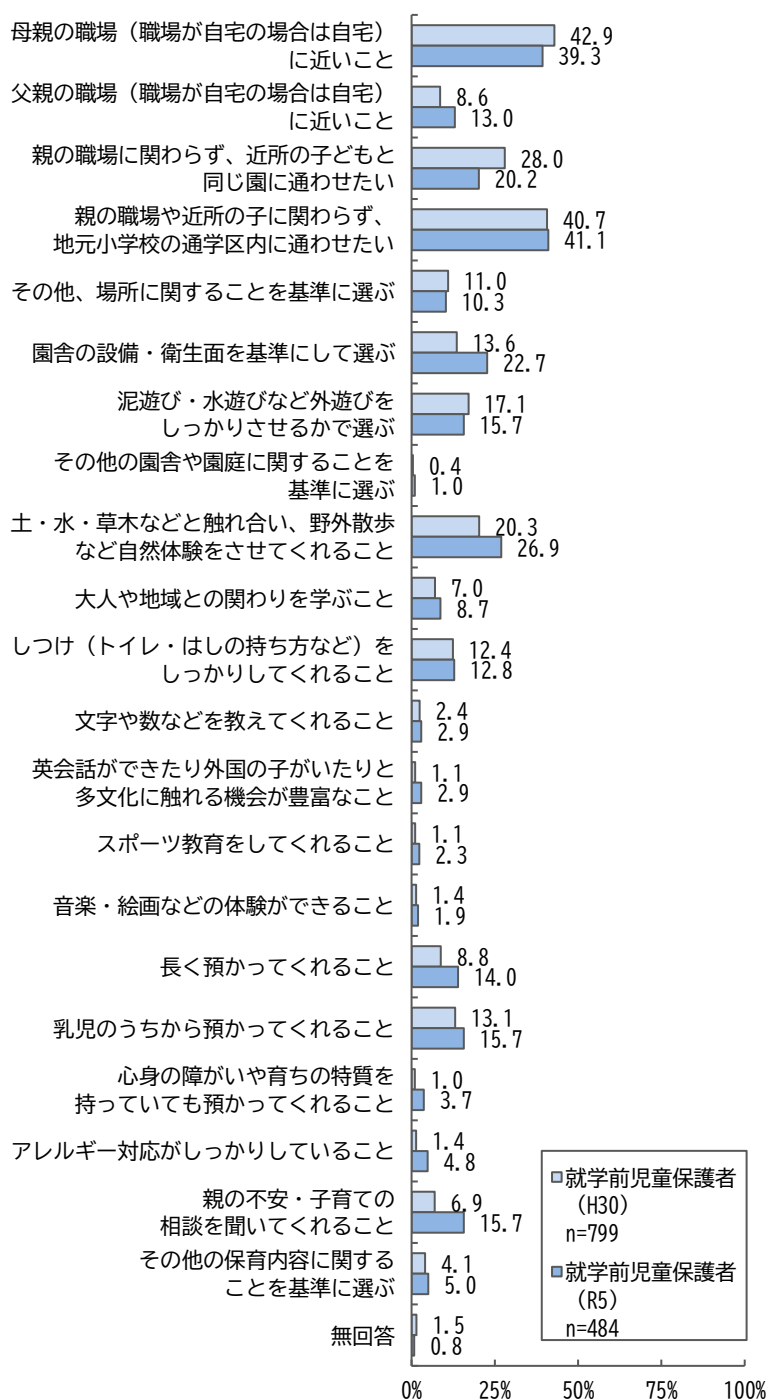
	有効回答数(件)	利用する必要がない	子どもの祖父母や親戚がみている	近所の人や父母の友人・知人がみている	利用したいが、保育・教育の事業に空きがない	利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない	利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている	その他	無回答
合計	254	35.4	3.9	-	5.5	5.1	1.2	1.2	57.1	14.2	2.4
6歳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5歳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4歳	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
3歳	18	38.9	11.1	-	11.1	11.1	5.6	-	22.2	33.3	-
2歳	24	37.5	8.3	-	12.5	16.7	-	-	50.0	16.7	4.2
1歳	89	39.3	4.5	-	5.6	2.2	1.1	2.2	47.2	19.1	2.2
0歳	122	32.0	1.6	-	3.3	4.1	0.8	0.8	71.3	6.6	2.5

⑤保育園を選ぶ基準について

○就学前児童保護者の保育園を選ぶときの基準についてみると、「親の職場や近所の子に関わらず、地元小学校の通学区内に通わせたい」(41.1%)が最も高く、次いで「母親の職場(職場が自宅の場合は自宅)に近いこと」(39.3%)、「土・水・草木などと触れ合い、野外散歩など自然体験をさせてくれること」(26.9%)となっています。

○前回調査と比較すると、「園舎の設備・衛生面を基準にして選ぶ」が9.1ポイント、「親の不安・子育ての相談を聞いてくれること」が8.8ポイント増加しています。

【保育園を選ぶときの基準(経年比較)(就学前児童保護者)】



★宛名のこどもの年齢×保育園を選ぶときの基準（抜粋）

○保育園を選ぶときの基準を年齢別でみると、2歳～6歳の保護者では、「親の職場や近所の子に関わらず地元小学校の通学区内に通わせたい」との回答が最も多くなっています。一方、0歳～2歳の保護者では、4割以上が「母親の職場（職場が自宅の場合は自宅）に近いこと」と、1割以上が「父親の職場（職場が自宅の場合は自宅）に近いこと」と回答しています。

○0歳～4歳の保護者では、「園舎の設備や衛生面」、「外遊びをしっかりとさせること」、「自然体験をさせてくれること」、「親の不安や子育ての相談を聞いてくれる」など、保育の内容や質への関心が見られます。

○4歳～6歳の保護者では、「長く預かってくれること」「乳児から預かってくれること」といった回答が一定数みられます。

【宛名のこどもの年齢×保育園を選ぶときの基準（抜粋）（就学前児童保護者）】

単位：（％）

	有効回答数（件）	母親の職場（職場が自宅の場合は自宅）に近いこと	父親の職場（職場が自宅の場合は自宅）に近いこと	親の職場に関わらず、近所の子と同じ園に通わせたい	親の職場や近所の子に関わらず、地元小学校の通学区内に通わせたい	園舎の設備・衛生面を基準にして選ぶ	泥遊び・水遊びなど外遊びをしっかりとさせるかを選ぶ	土・水・草木などと触れ合い、野外散歩など自然体験をさせてくれること	長く預かってくれること	乳児のうちから預かってくれること	親の不安・子育ての相談を聞いてくれること	無回答
全体	481	39.5	13.1	20.4	41.0	22.9	15.6	26.6	14.1	15.8	15.8	0.8
6歳	54	27.8	13.0	31.5	44.4	18.5	18.5	18.5	11.1	16.7	9.3	-
5歳	54	40.7	16.7	22.2	44.4	16.7	5.6	18.5	20.4	16.7	13.0	-
4歳	61	36.1	8.2	24.6	41.0	23.0	18.0	21.3	14.8	11.5	18.0	1.6
3歳	59	39.0	8.5	22.0	49.2	10.2	16.9	22.0	8.5	10.2	10.2	-
2歳	61	41.0	11.5	14.8	47.5	29.5	18.0	31.1	8.2	16.4	19.7	1.6
1歳	93	46.2	14.0	17.2	34.4	28.0	15.1	38.7	18.3	15.1	17.2	1.1
0歳	99	40.4	17.2	16.2	34.3	27.3	16.2	27.3	15.2	21.2	19.2	1.0

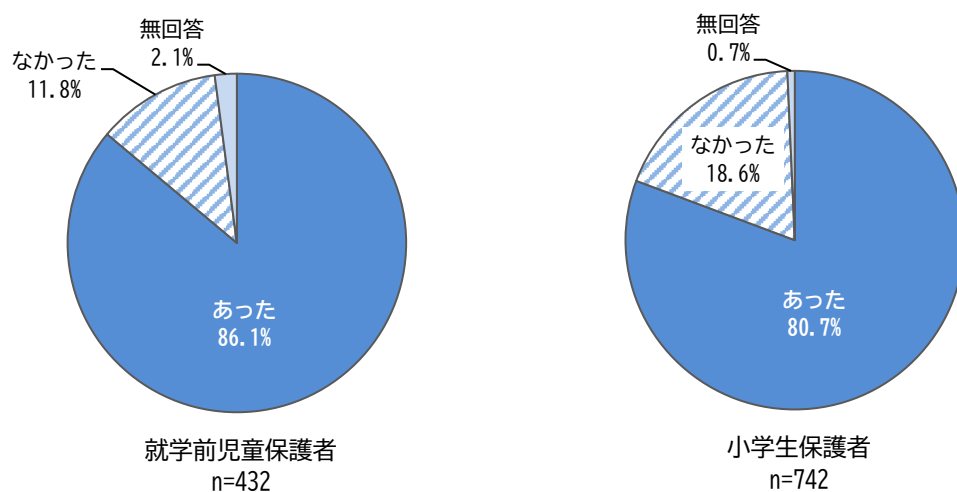
⑥病気の際の対応について

○就学前児童保護者、小学生保護者がこどもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが、「あった」と回答した方をみると、就学前児童では86.1%、小学生では80.7%となっています。

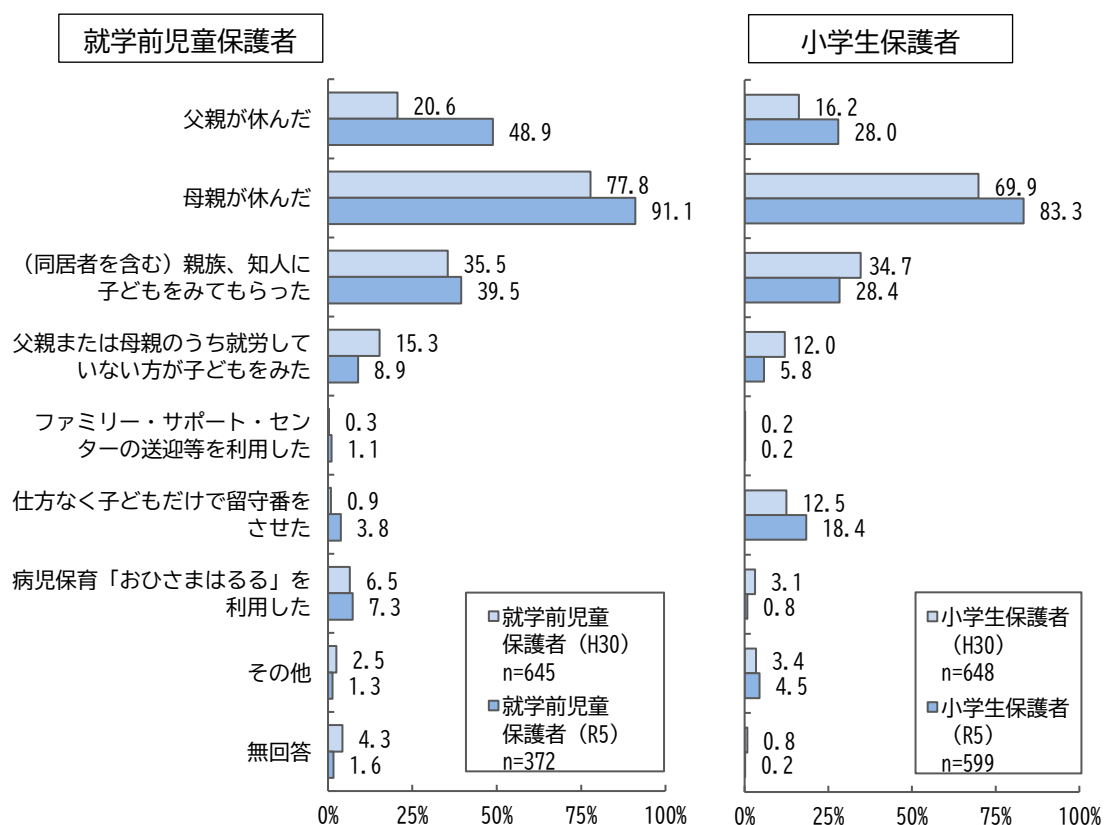
○その際の対処方法をみると、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「母親が休んだ」（就学前児童91.1%、小学生83.3%）が最も高くなっています。

○前回調査と比較すると、就学前児童では、「父親が休んだ」が、28.3ポイント、「母親が休んだ」が13.3ポイント増加しています。小学生では「母親が休んだ」が13.4ポイント、「父親が休んだ」が11.8ポイント増加しています。

【病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無】



【この1年間の対処方法(経年比較)】



⑦放課後の過ごし方について

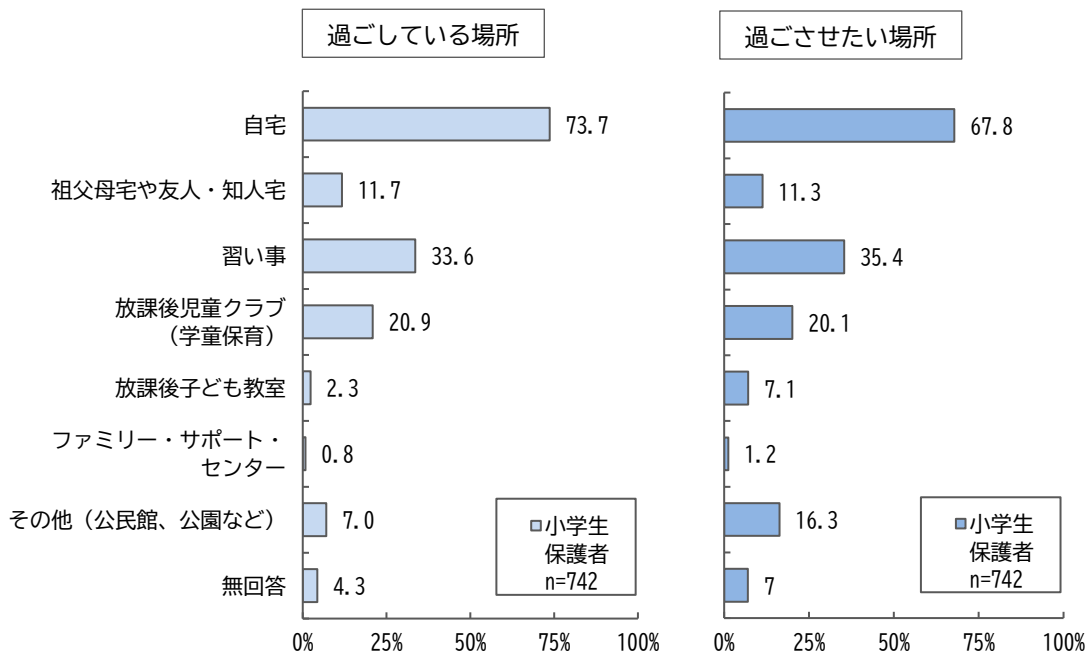
○小学生保護者のこどもが放課後に過ごしている場所についてみると、「自宅」(73.7%)が最も高く、次いで「習い事」(33.6%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(20.9%)となっています。

○また、放課後に過ごさせたい場所についてみると、「自宅」(67.8%)が最も高く、次いで「習い事」(35.4%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(20.1%)となっています。

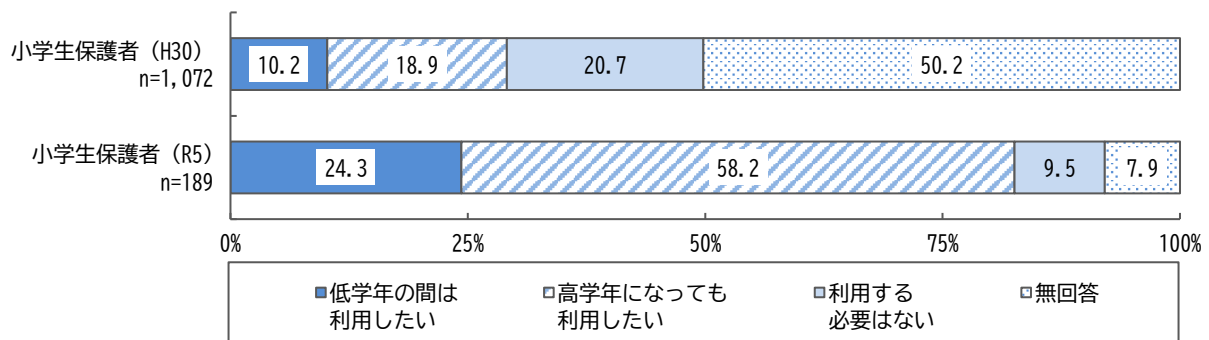
○放課後児童クラブを利用している小学生保護者の、長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」と回答した方は82.5%となっています。

○前回調査と比較すると、利用希望(「低学年の間は利用したい」+「高学年になっても利用したい」の合計)は、53.4ポイント増加しています。

【放課後の過ごし方の現状と希望(小学生保護者)】



【長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望(利用希望・利用者 経年比較)(小学生)】

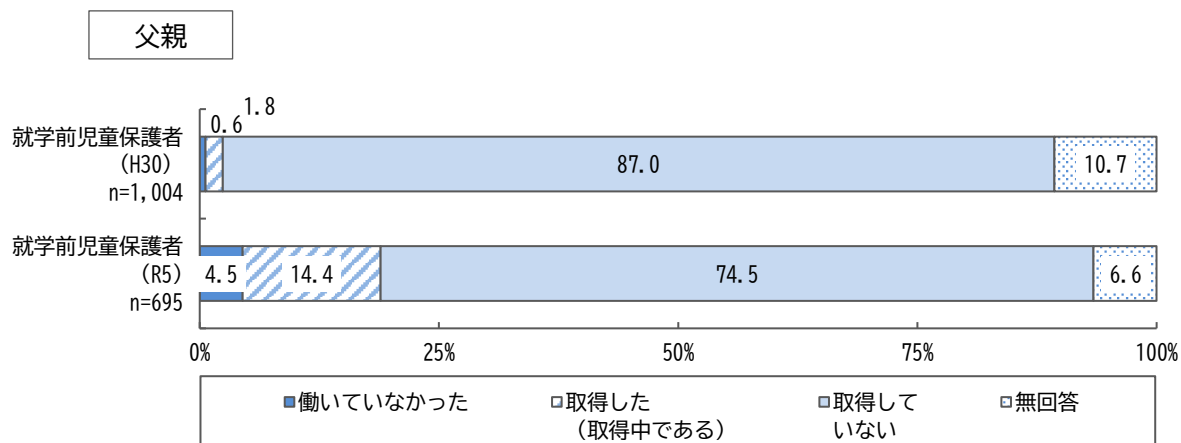
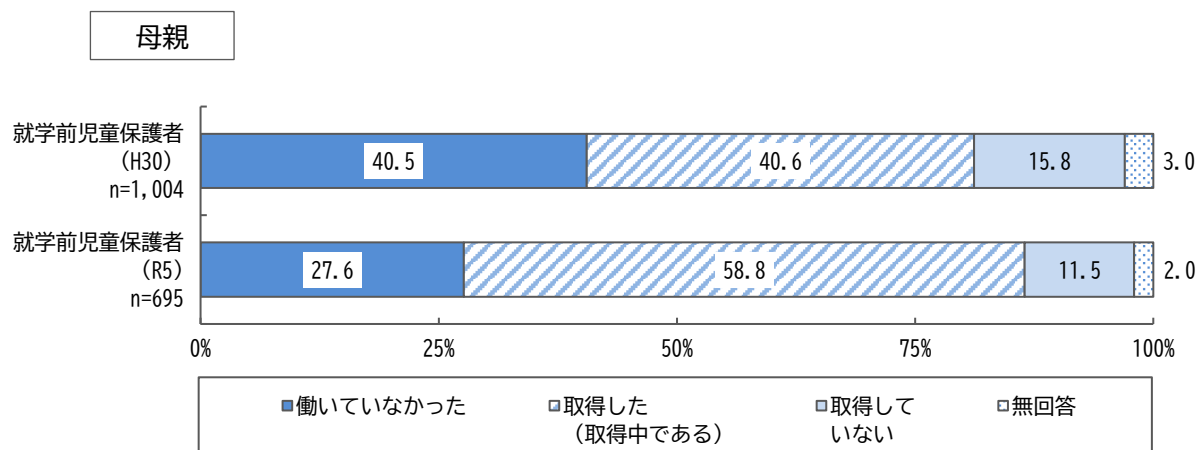


⑧育児と仕事の両立支援制度について

○就学前児童保護者の育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」は母親では58.8%、父親では14.4%となっています。

○前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は18.2ポイント、父親は12.6ポイント増加しています。

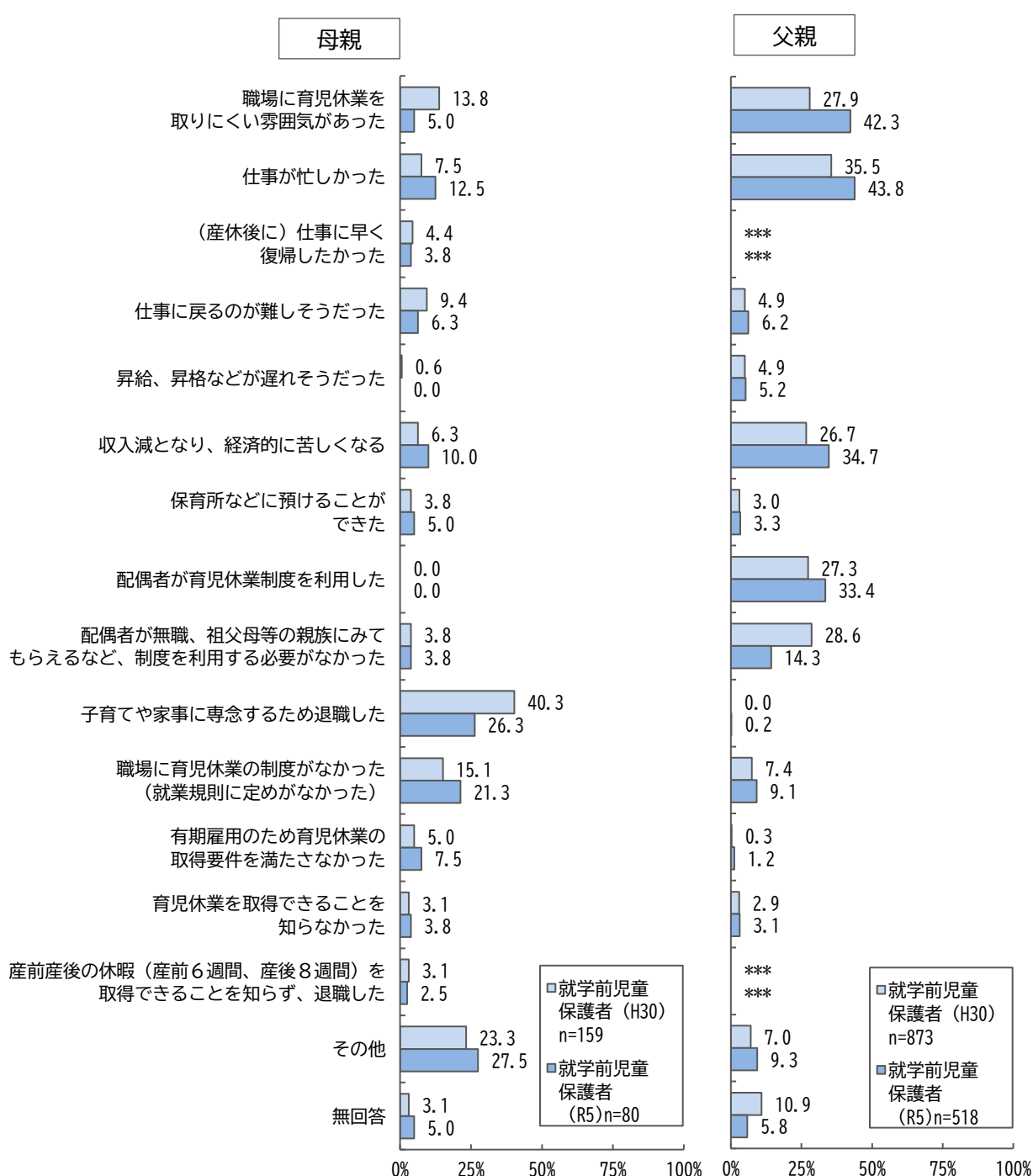
【育児休業制度の利用状況（経年比較）（就学前児童保護者）】



○就学前児童保護者の育児休業を取得していない理由をみると、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」（26.3%）が最も高くなっています。父親では、「仕事が忙しかった」（43.8%）が最も高くなっています。また、「その他」の理由としては、母親・父親ともに「自営業のため」「フリーランスのため」と回答しています。

○前回調査と比較すると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」は14.0ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が8.8ポイント減少、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が14.3ポイント減少し、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が14.4ポイント増加しています。

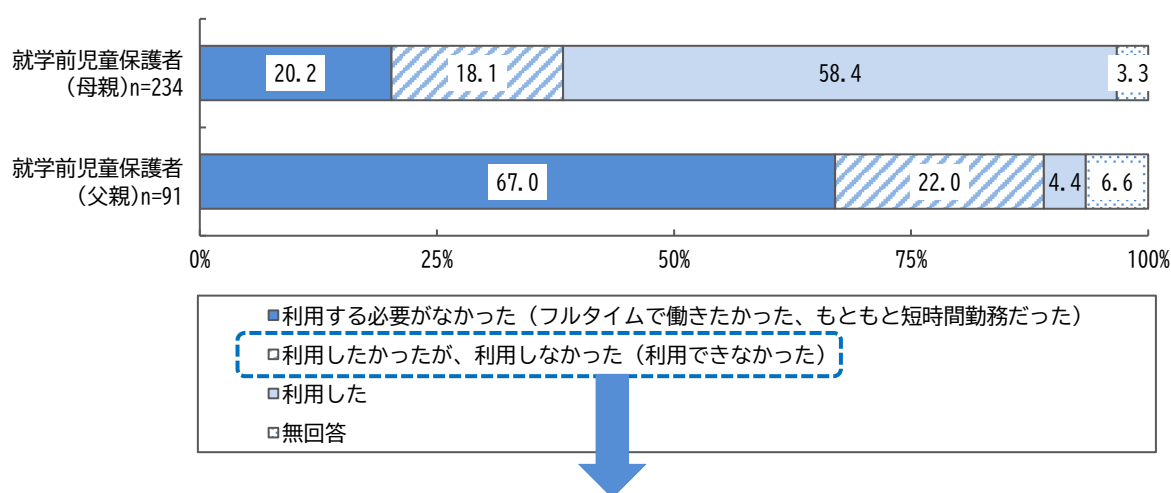
【育児休業を取得していない理由（経年比較）（就学前児童保護者）】



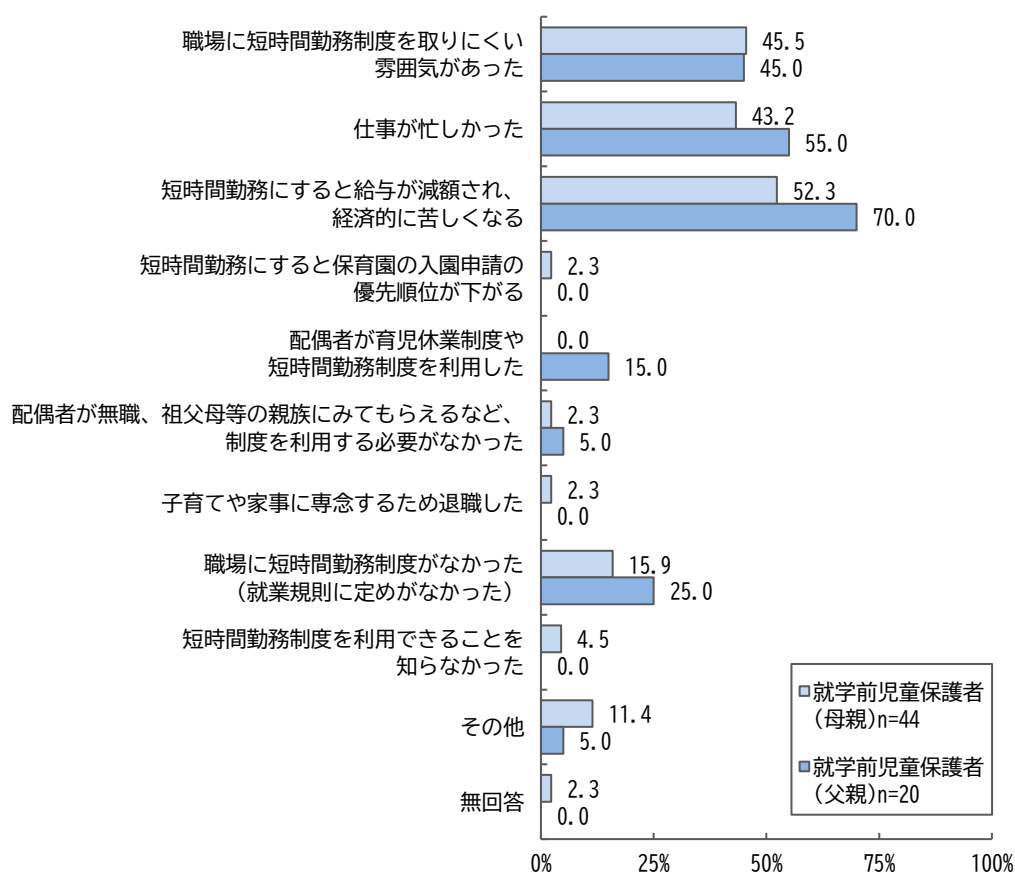
○就学前児童保護者の職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「(短時間勤務制度を) 利用した」では母親が58.4%となっていますが、父親は4.4%に留まっています。

○職場復帰時に短時間勤務制度を利用しなかった理由をみると、母親、父親いずれも「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」(母親52.3%、父親70.0%) が最も高く、次いで母親では「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」(45.5%)、父親では「仕事が忙しかった」(55.0%) となっています。

【職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況(就学前児童保護者)】



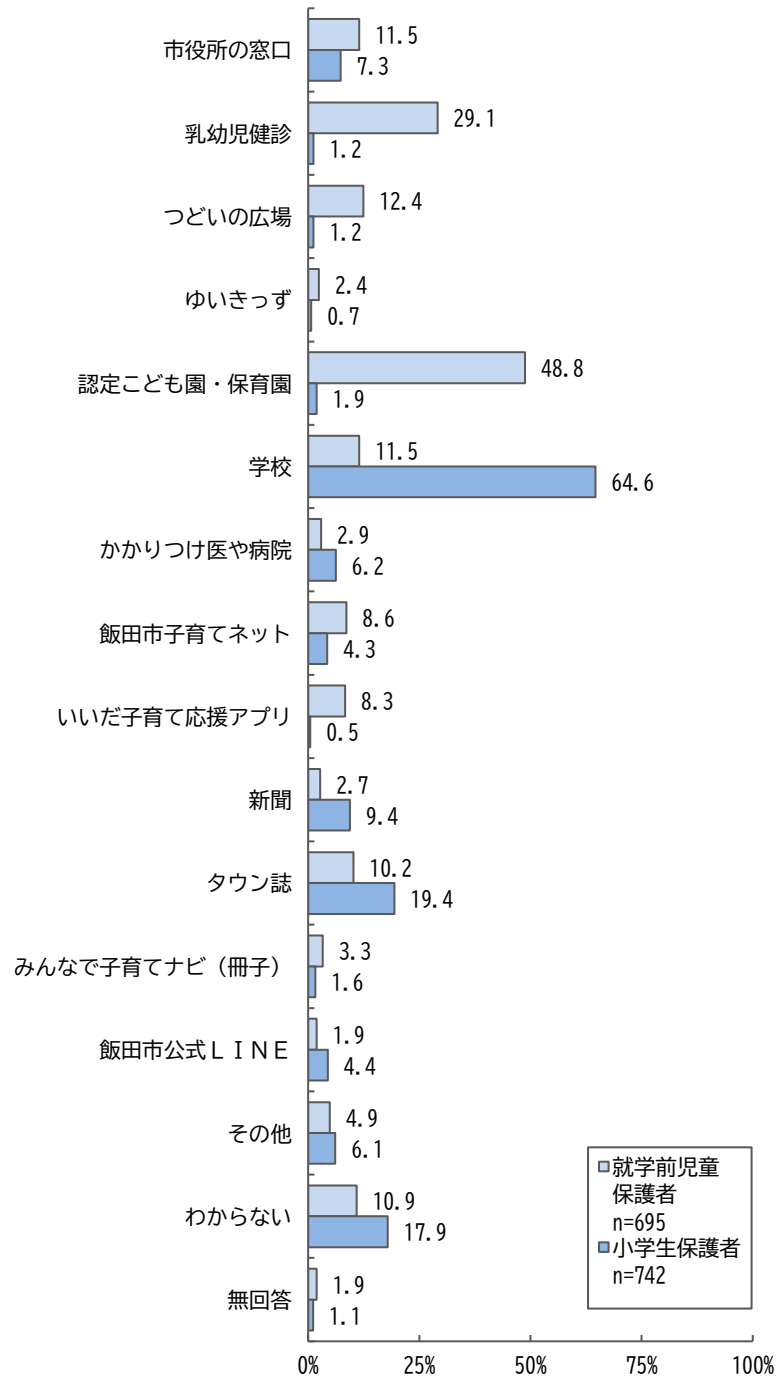
【短時間勤務制度を利用しなかった理由(就学前児童保護者)】



⑨子育てに関する情報の入手について

○就学前児童保護者、小学生保護者の市の子育てに関する情報の入手方法をみると、就学前児童では「認定こども園・保育園」(48.8%)、小学生では「学校」(64.5%)が最も高くなっています。

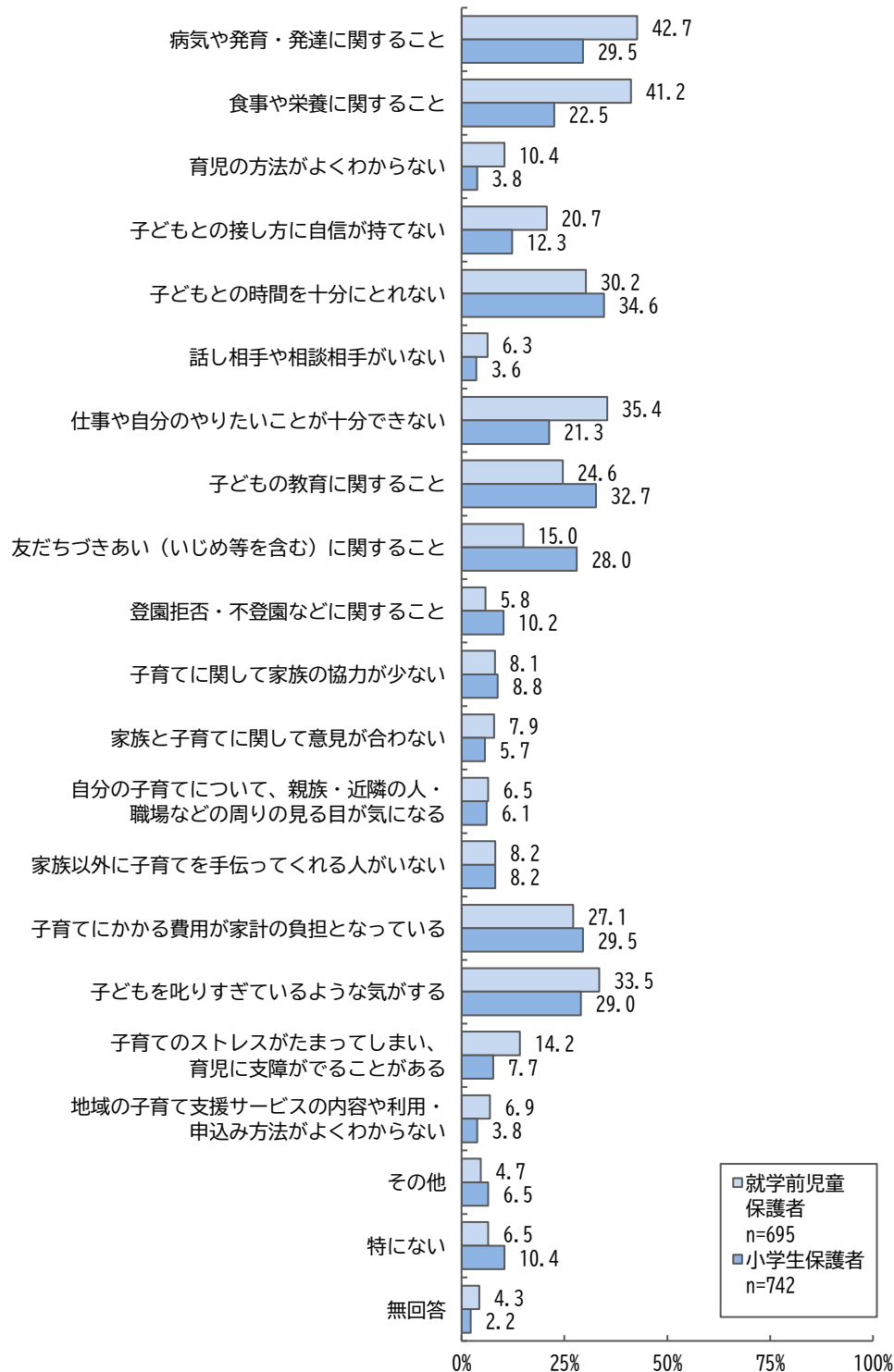
【市の子育てに関する情報の入手方法】



⑩子育てに関する悩みや不安について

○就学前児童保護者、小学生保護者が日頃悩んでいること、気になることについてみると、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」(42.7%)、小学生では「子どもとの時間を十分にとれない」(34.6%)が最も高くなっています。

【日頃悩んでいること、気になること】



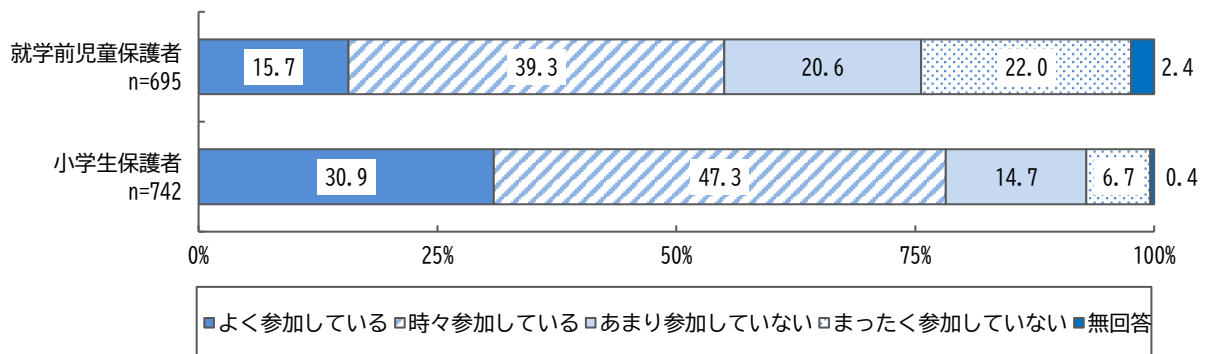
⑪行事への参加などについて

○就学前児童保護者、小学生保護者が地域の行事等に参加しているかについてみると、就学前児童、小学生いずれも「時々参加している」(就学前児童39.3%・小学生47.3%)が最も高くなっています。

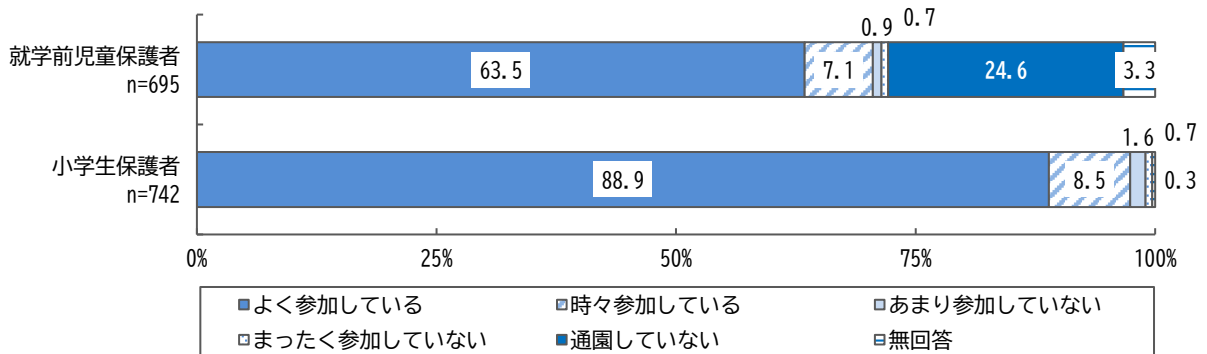
○こどもが通う園・学校の行事に参加しているかでは、就学前児童、小学生いずれも「よく参加している」(就学前児童63.5%・小学生88.9%)が最も高くなっています。

○生活上の困難(失業や低所得、病気、要介護の状態など)を解決するために、地域の人々はお互いに協力することが望ましいかについてみると、就学前児童、小学生いずれも「ややそう思う」(就学前児童34.1%・小学生36.1%)が最も高くなっています。

【地域の行事等に参加しているか】

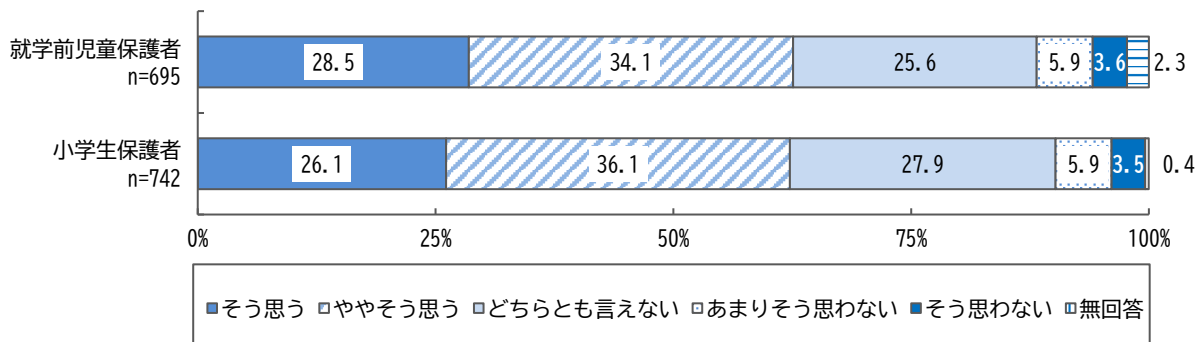


【こどもが通う園・通う学校の行事に参加しているか】



※「通園していない」の選択肢は就学前児童のみ

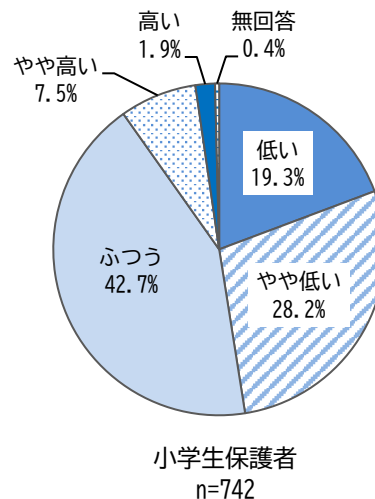
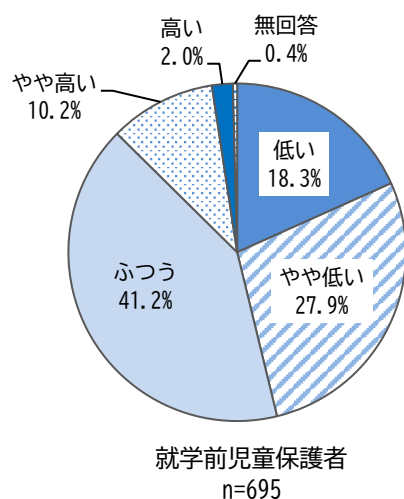
【生活上の困難を解決するために、地域の人々と協力することが望ましいか】



⑫子育ての環境や支援に対する保護者の満足度

○就学前児童保護者、小学生保護者の「子育ての環境や支援に対する満足度」についてみると、高いと感じる保護者（「高い」＋「やや高い」）は、就学前児童（12.2%）、小学生（9.4%）となっており、ふつうと感じる保護者は就学前児童では41.2%、小学生では42.7%となっています。一方、低いと感じる保護者（「低い」＋「やや低い」）をみると、就学前児童（46.2%）、小学生（47.5%）となっています。

【子育ての環境や支援に対する満足度】



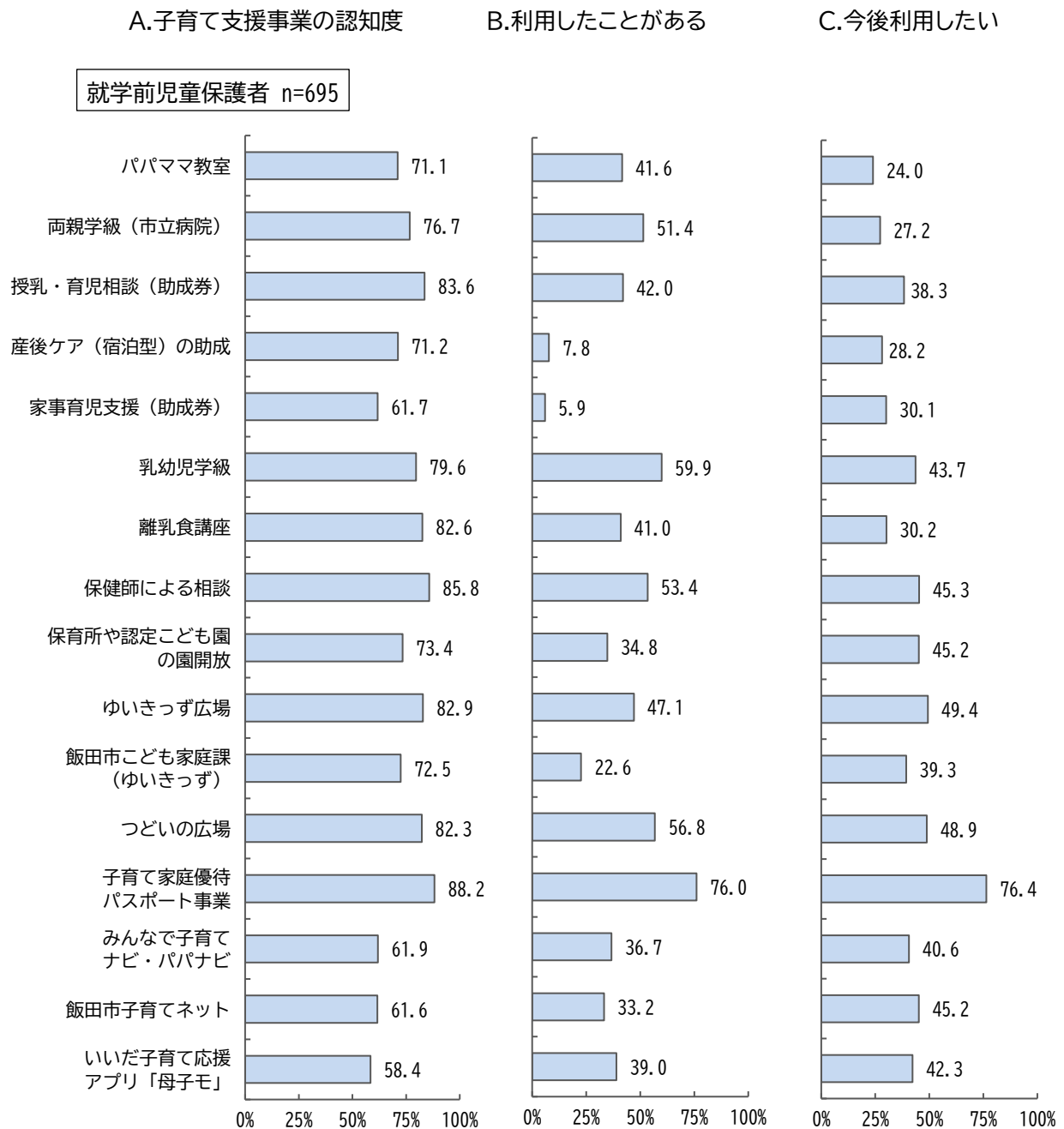
③地域子育て支援事業について

○就学前児童保護者の子育て支援事業の認知度をみると、「子育て家庭優待パスポート事業」(88.2%)が最も高く、次いで「保健師による相談」(85.8%)、「授乳・育児相談(助成券)」(83.6%)となっています。

○利用状況をみると、「子育て家庭優待パスポート事業」(76.0%)が最も高く、次いで「乳幼児学級」(59.9%)となっています。

○利用意向をみると、「子育て家庭優待パスポート事業」(76.4%)が最も高くなっています。

【子育て支援事業の認知度、利用状況、今後の利用意向(就学前児童)】

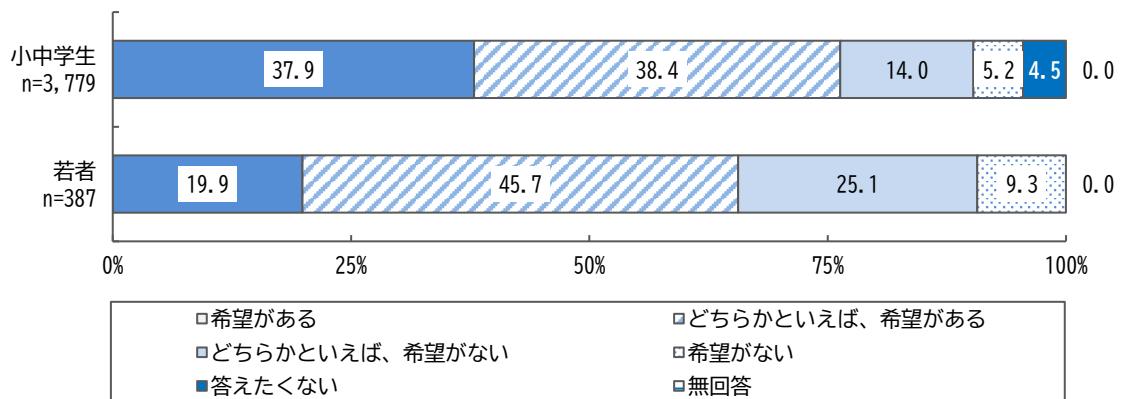


⑭将来について

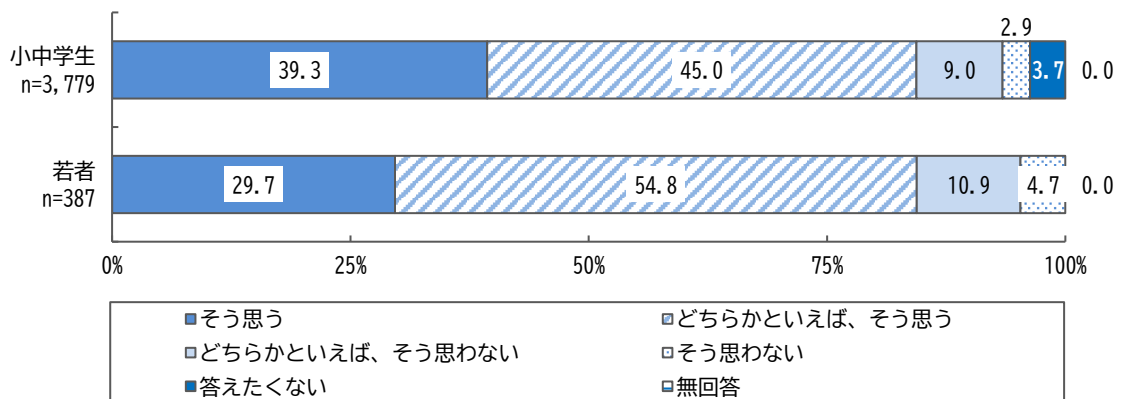
○自分の将来について明るい希望を持っているかについてみると、「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」を合わせると、小中学生で76.3%、若者で65.6%となっています。一方で「希望がない」は小中学生で5.2%、若者で9.3%となっています。

○「社会のために役立つことをしたい」と思うかについてみると、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」をあわせると、小中学生で84.3%、若者で84.5%となっています。

【自分の将来について明るい希望を持っているか(小中学生・若者)】



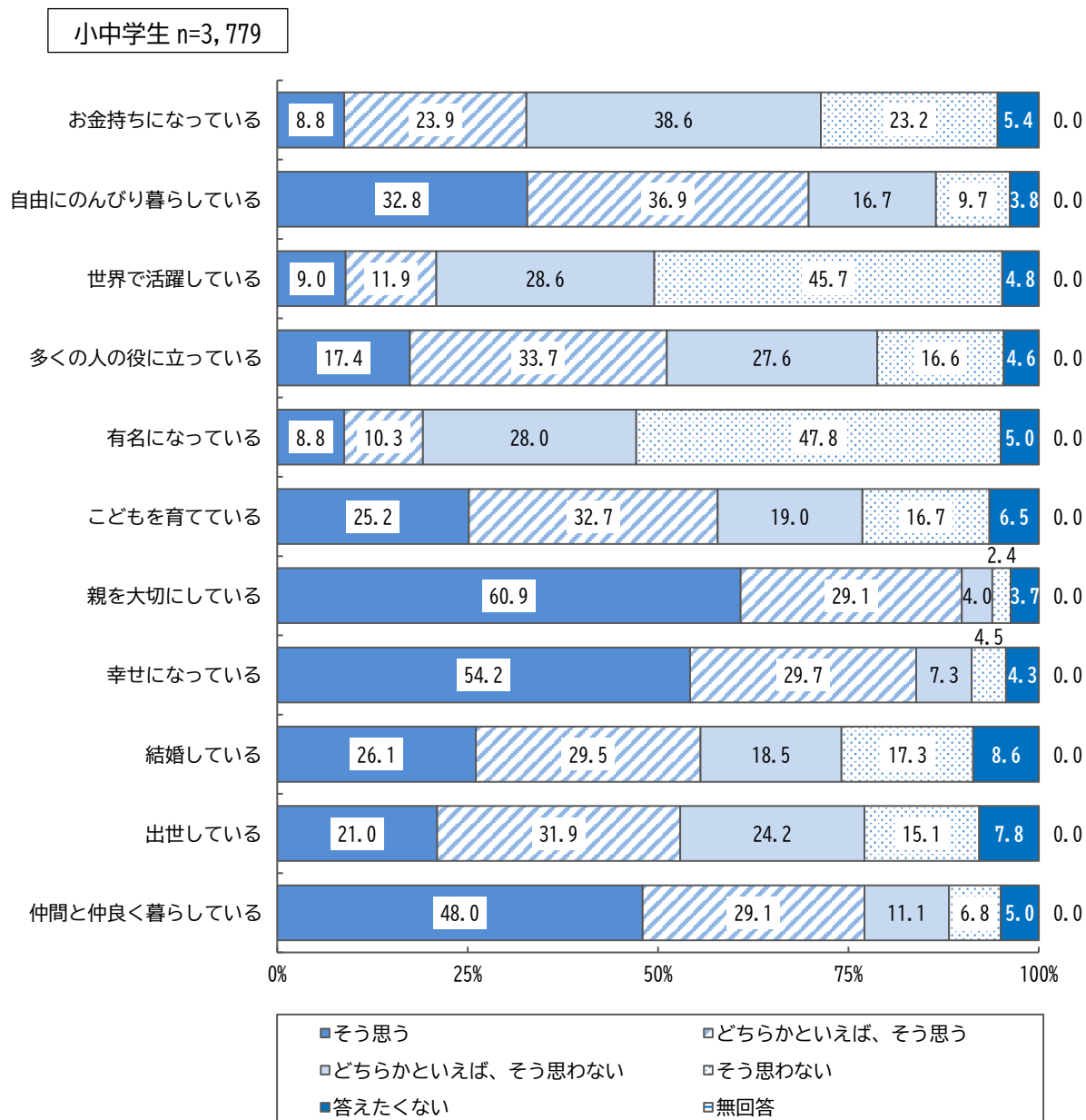
【「社会のために役立つことをしたい」と思うか(小中学生、若者)】



○小中学生の大人になったとき、どのようになっているかについてみると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると、“親を大切にしている”（90.0%）が最も高く、次いで“幸せになっている”（83.9%）、“仲間と仲良く暮らしている”（77.1%）となっています。

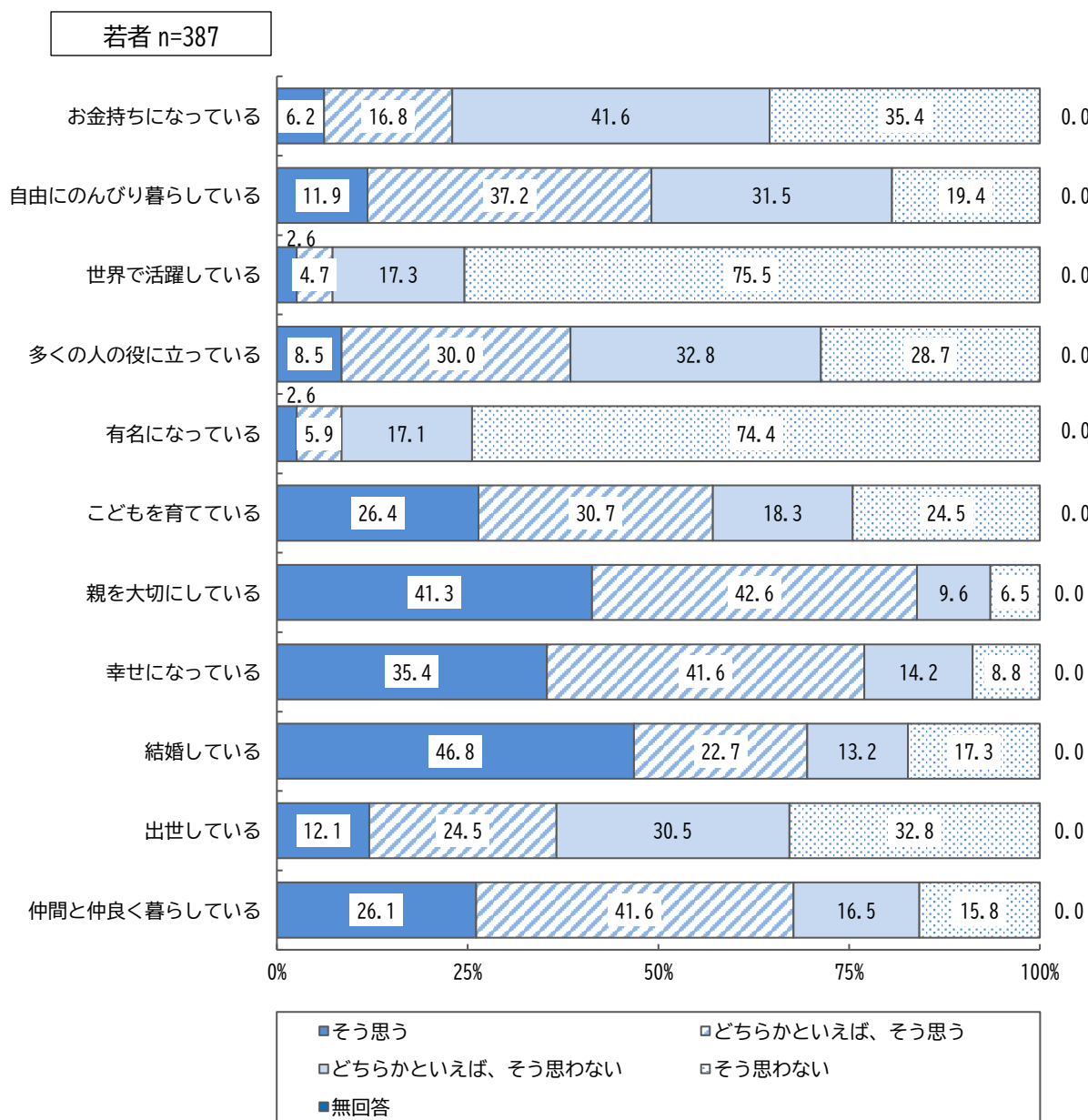
○一方、“結婚している”は55.6%、“こどもを育てている”は57.9%となっています。

【大人になったとき、どのようになっているか】



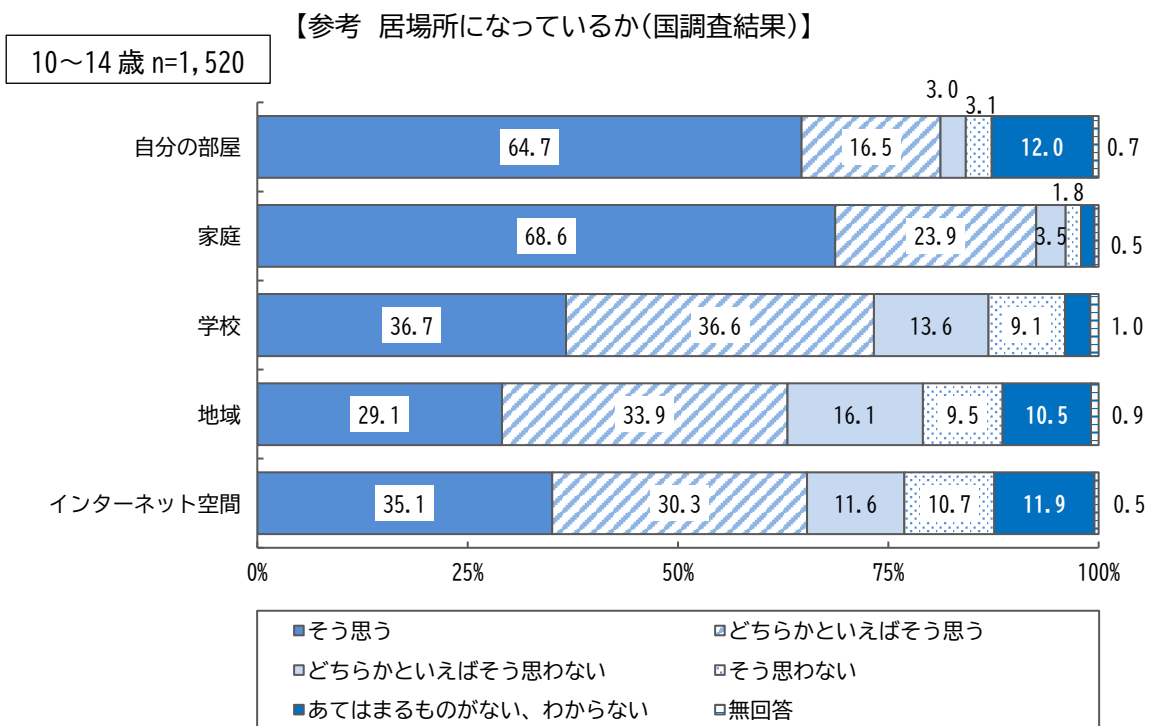
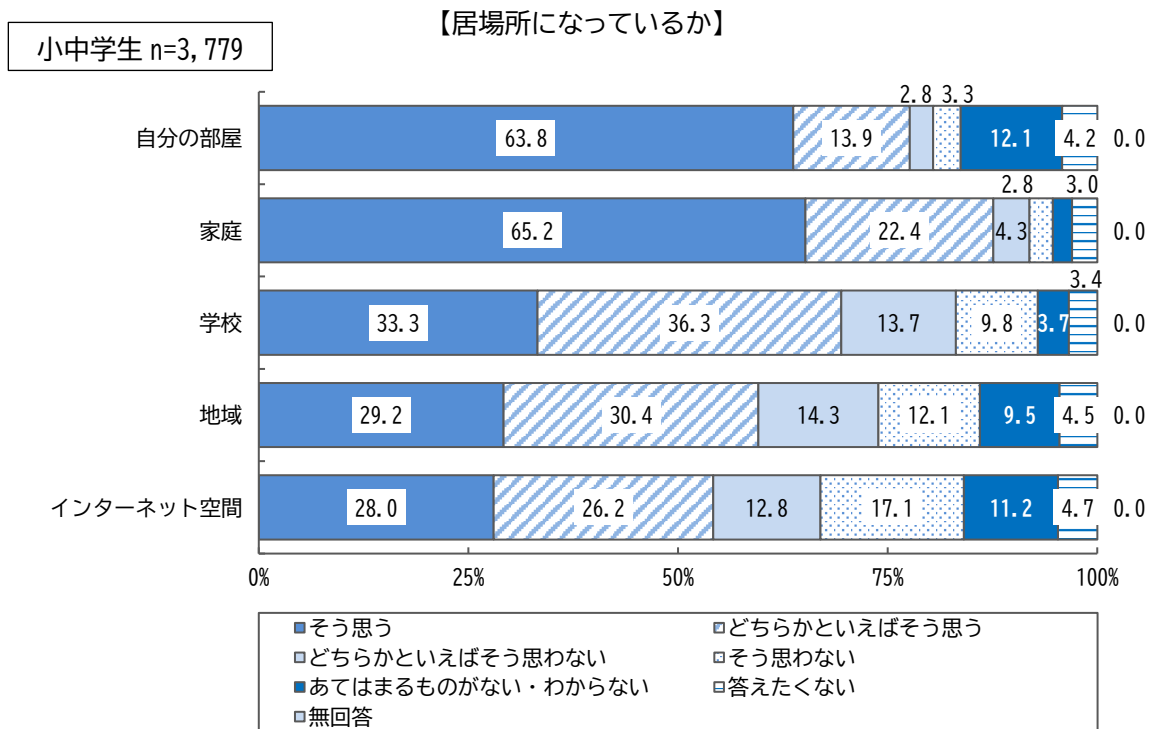
○若者の20年後のすがたについてみると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせると“親を大切にしている”（83.9%）が最も高く、次いで“幸せになっている”（76.7%）、“結婚している”（69.5%）、“仲間と仲良く暮らしている”（67.7%）、となっています。

【20 年後のすがた】



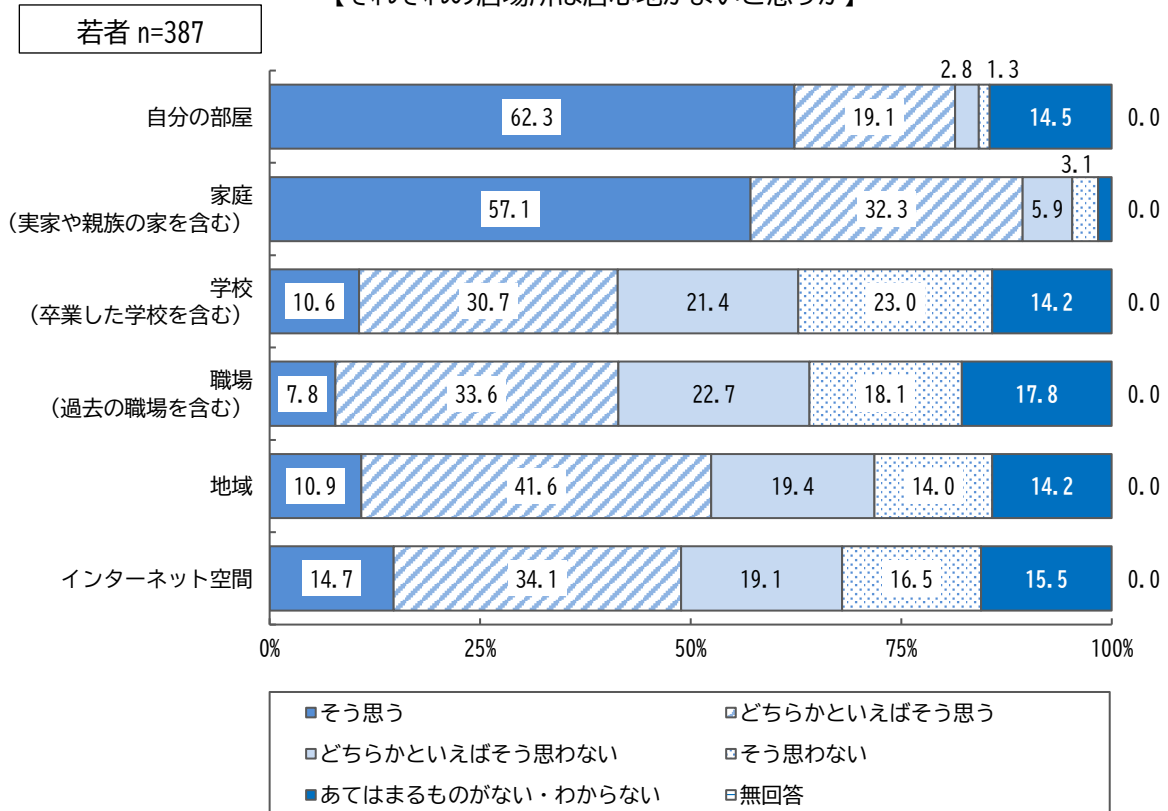
⑮小中学生、若者の居場所について

○あなたにとっての居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所など）についてみると、小中学生、若者いずれも自分の部屋、家庭については居場所となっている（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）は7割以上となっています。また、「インターネット空間」については、そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）は小中学生、若者いずれも約5割となっています。

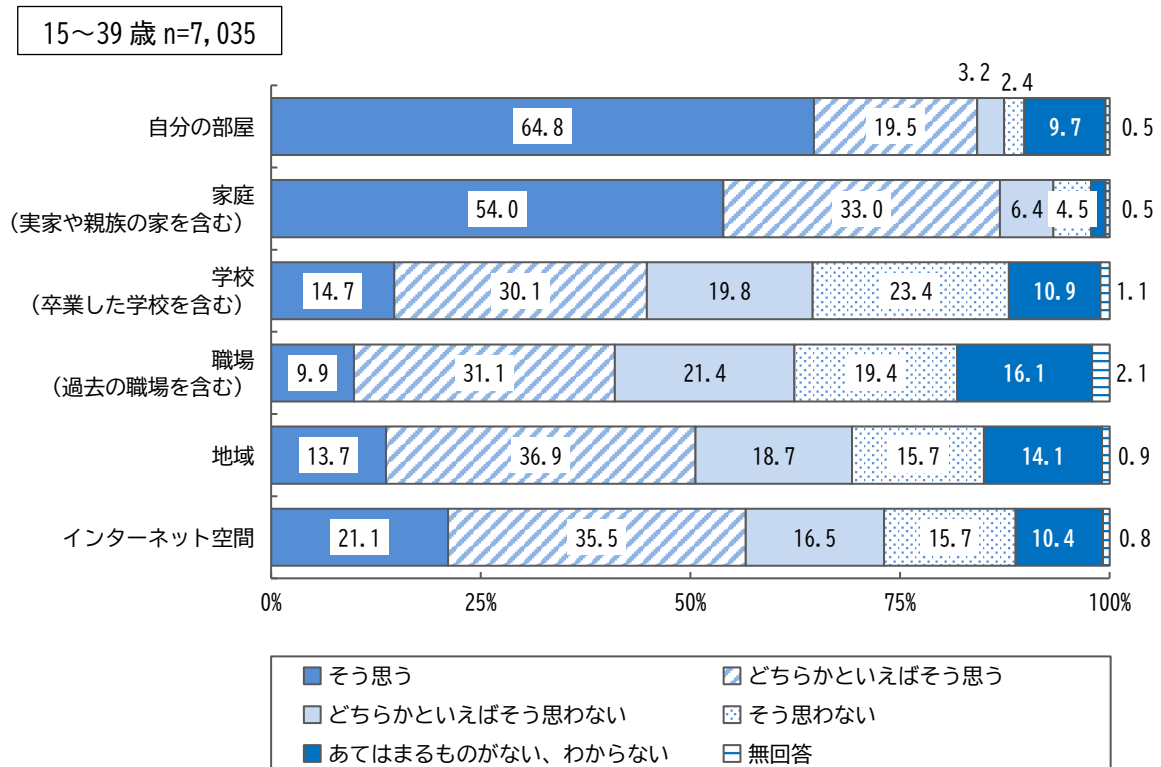


出典：令和4年 政府統計「こども・若者の意識と生活に関する調査」

【それぞれの居場所は居心地がよいと思うか】



【参考 居場所になっているか(国調査結果)】

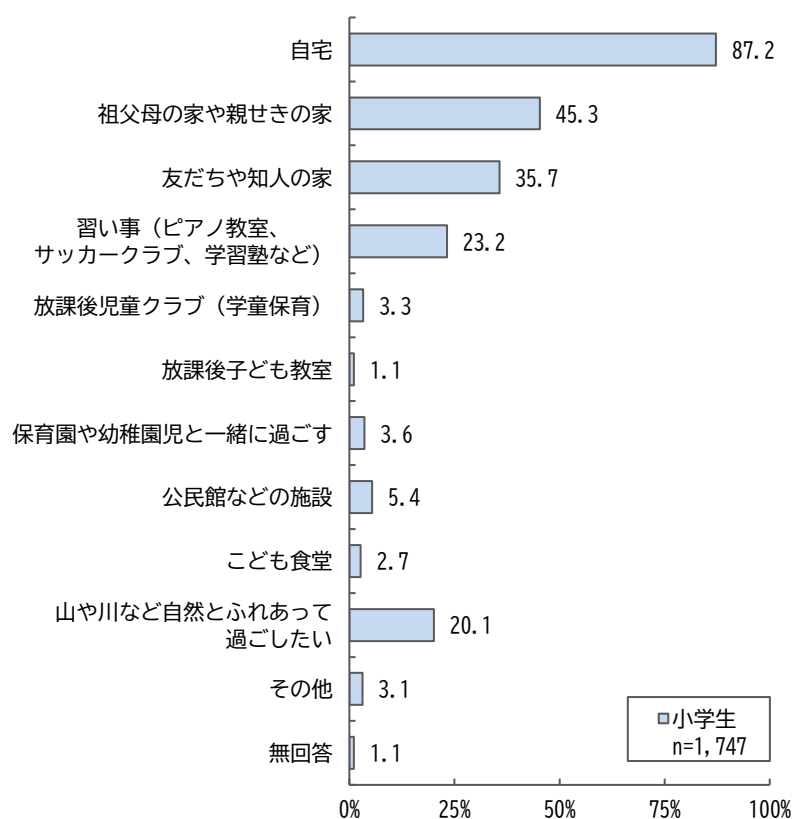


出典：令和4年 政府統計「こども・若者の意識と生活に関する調査」

○小学生に夏休みなどの長い休みがある時に、昼間はどこで過ごしたいかについてみると、「自宅」(87.2%)が最も高く、次いで「祖父母の家や親せきの家」(45.3%)、「友だちや知人の家」(35.7%)となっています。

○「習い事に取り組みたい」とする回答が23.2%ある一方で、「山や川など自然とふれあって過ごしたい」が20.1%となっています。

【長期休暇の時に昼間過ごしたい場所】

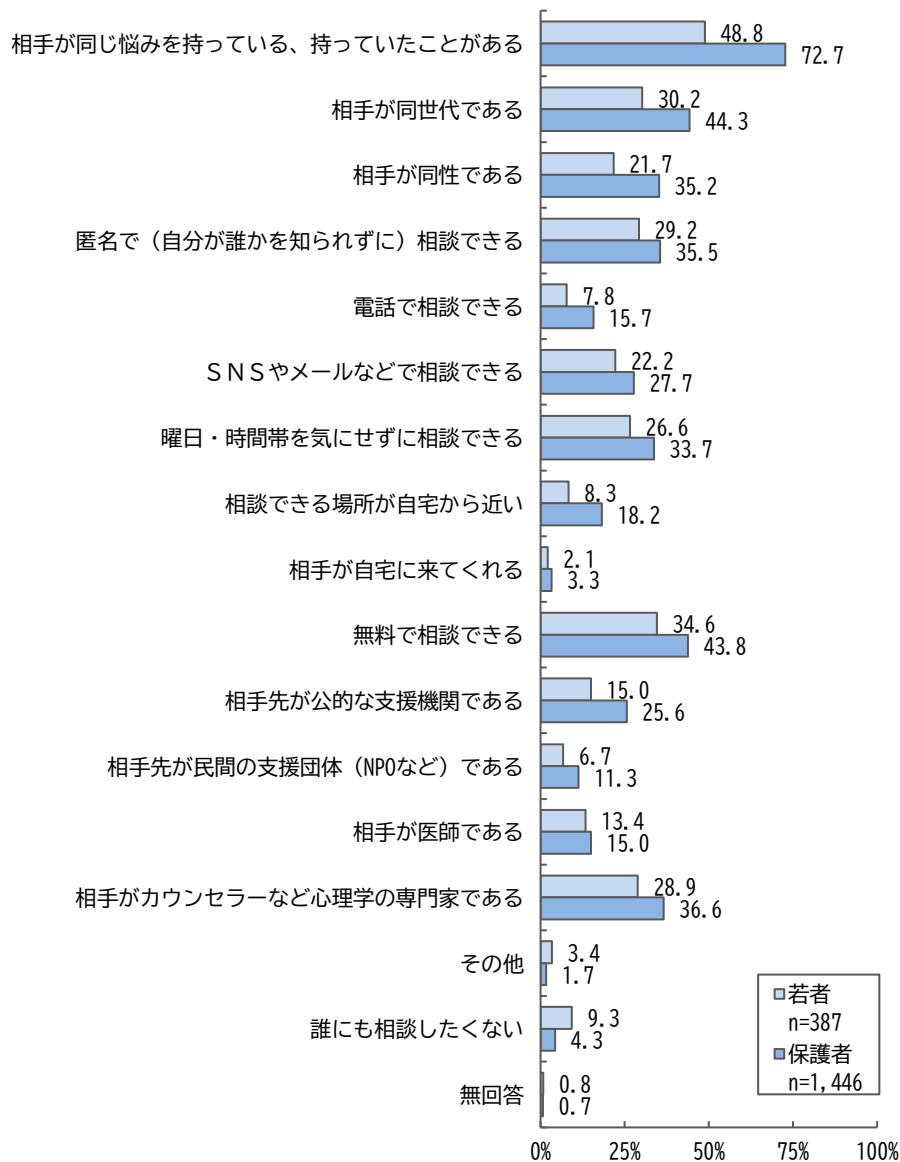


⑯若者、保護者の相談先について

○若者や小中学生の保護者が子育てに深く悩んだり、社会生活や日常生活を円滑に送れない状態となったとき、家族や知り合い以外の相談先についてみると、若者、保護者いずれも「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」（若者：48.8%、保護者：72.7%）が最も高くなっています。次いで若者では「無料で相談できる」（34.6%）、「相手が同世代である」（30.2%）、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」（29.2%）、「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」（28.9%）、保護者では「相手が同世代である」（44.3%）、「無料で相談できる」（43.8%）、「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」（36.6%）、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」（35.5%）となっています。

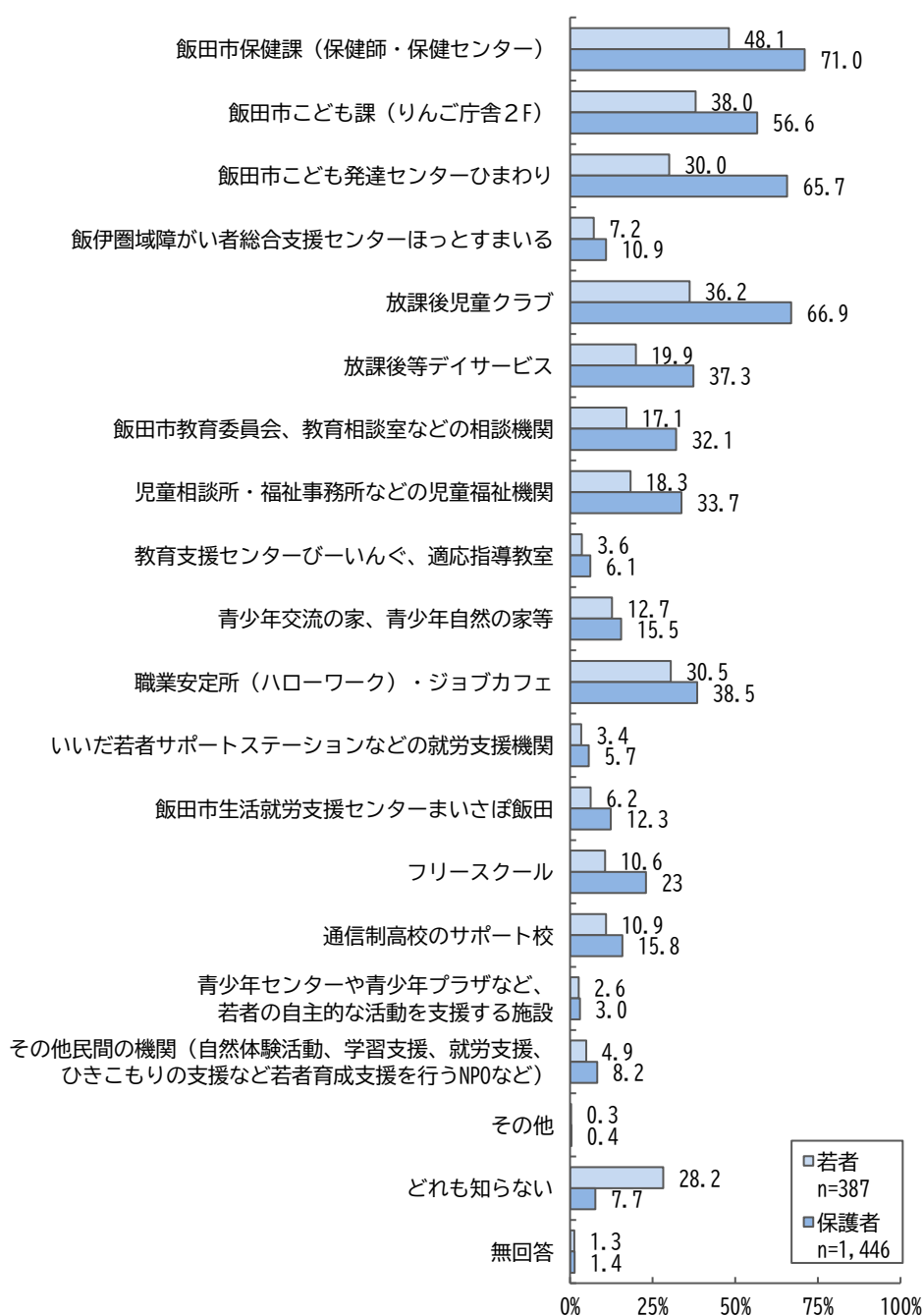
○一方、「誰にも相談したくない」は若者では9.3%、保護者では4.3%となっています。

【社会生活や日常生活を円滑に送れない状態となったときの家族や知り合い以外の相談先】



- 若者、保護者が知っているこども・若者を対象とした育成支援機関等についてみると、若者、保護者いずれも「飯田市保健課（保健師・保健センター）」（若者：48.1%、保護者71.0%）が最も高くなっています。次いで若者では「飯田市こども課（りんご庁舎2F）」（38.0%）、「放課後児童クラブ」（36.2%）、「職業安定所（ハローワーク）・ジョブカフェ」（30.5%）、「飯田市こども発達センターひまわり」（30.0%）、保護者では「放課後児童クラブ」（66.9%）、「飯田市こども発達センターひまわり」（65.7%）、「飯田市こども課（りんご庁舎2F）」（56.6%）となっています。
- 一方、「どれも知らない」は若者では28.2%、保護者では7.7%となっています。

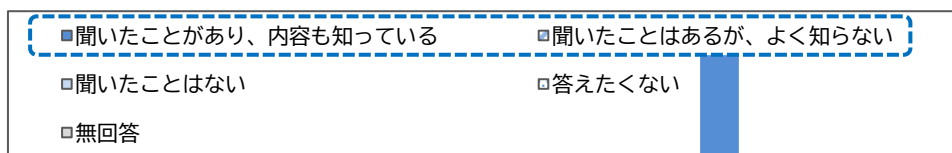
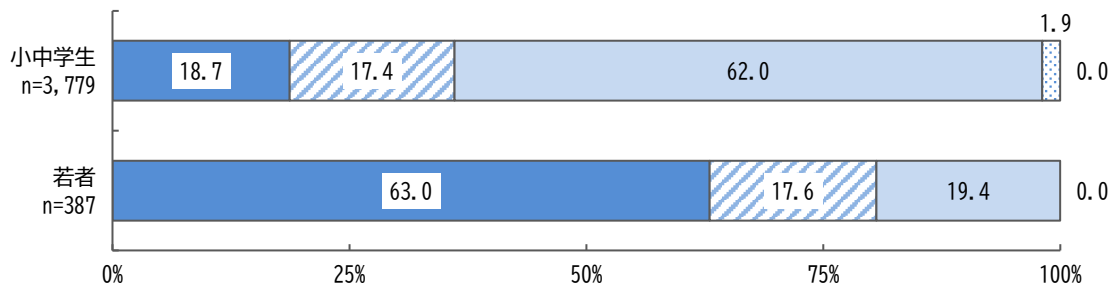
【こども・若者を対象とした育成支援機関等を知っているか】



⑰ヤングケアラーについて

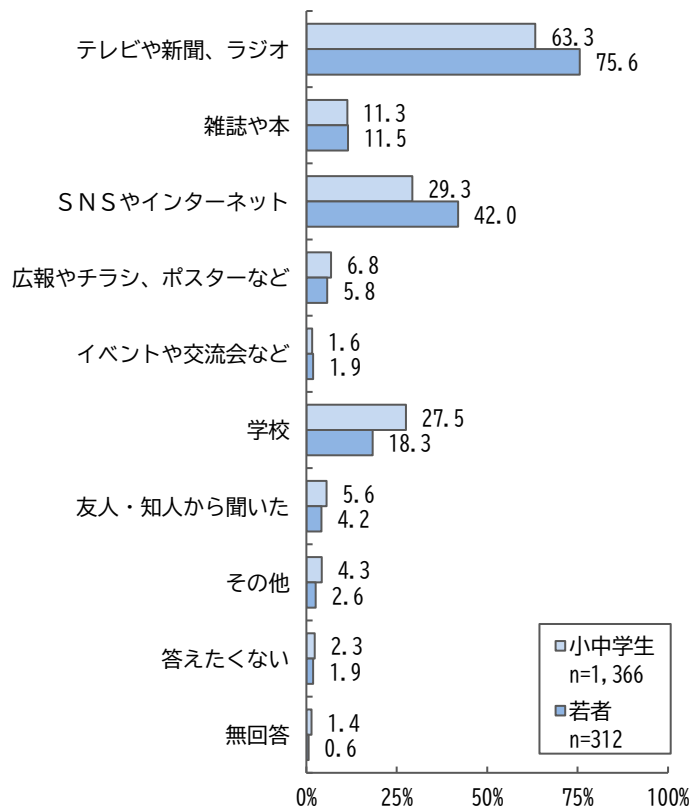
- 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあるかについてみると、小中学生では「聞いたことはない」(62.0%)が、若者では「聞いたことがあり、内容も知っている」(63.0%)が最も高くなっています。
- 「ヤングケアラー」という言葉をどこで知ったかについてみると、小中学生、若者いずれも「テレビや新聞、ラジオ」(小中学生：63.3%、若者：75.6%)が最も高くなっています。

【ヤングケアラーという言葉をこれまでに聞いたことがあるか】



※選択肢「答えたくない」は小中学生のみ

【ヤングケアラーという言葉はどこで知ったか】



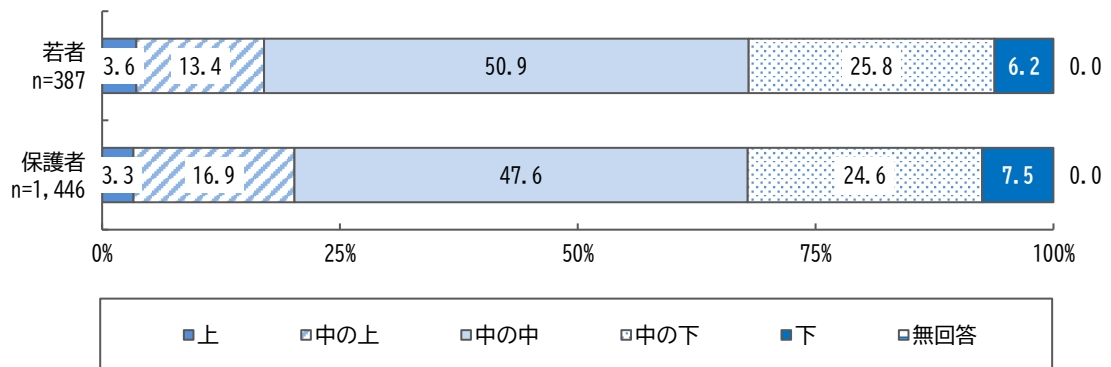
⑮現在の暮らしの状況

○若者や小中学生の保護者の暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準）についてみると、若者、保護者いずれも「中の中」（若者：50.9%、保護者47.6%）が最も高くなっています。

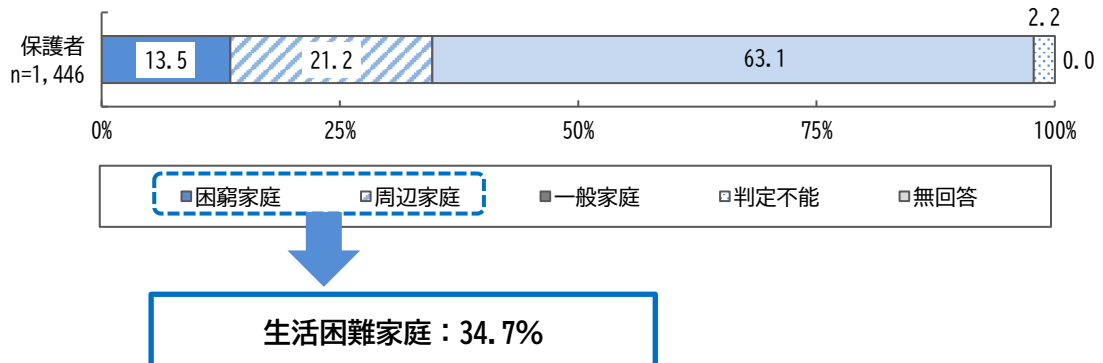
○一方、「下」は若者では6.2%、保護者では7.5%となっています。

○長野県の「子どもと子育て家庭の生活実態調査」（令和4年度実施）にて算出している「生活困難家庭」について、小中学生保護者調査にて同じ条件で算出したところ、本市における「生活困難家庭」は34.7%となっています。

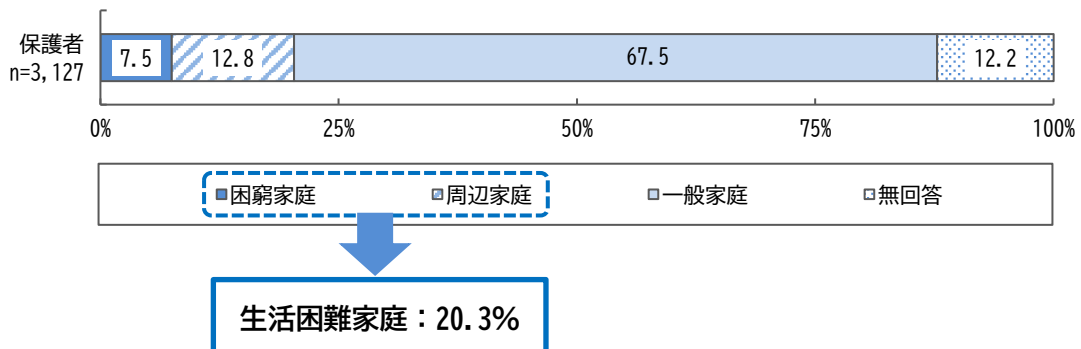
【暮らし向き（物質的な生活水準）】



【生活困難家庭】



【参考※ 生活困難家庭（令和4年度長野県調査結果）】



※令和4年度長野県調査の調査対象者と本調査の対象者等が違う等比較することが難しいため、参考としている

■ 「生活困難家庭」の算出について

「生活困難家庭」（「困窮家庭」「周辺家庭」）と「一般家庭」の算出にあたっては、長野県が令和4年度に実施した「子どもと子育て家庭の生活実態調査」の定義を基にしています。以下判定材料となる①②③の要素は以下のとおりです。

① 低所得 （小中学生保護者調査票問 23、問 24）

世帯の可処分所得（収入による可処分所得＋児童手当等の支給額等）、世帯人数と組み合わせた分類表で、該当する世帯を算出。

■ 世帯の可処分所得

世帯人員	世帯可処分所得	世帯人員	世帯可処分所得
2人	175万円未満	5人	275万円未満
3人	210万円未満	6人	300万円未満
4人	245万円未満	7人	325万円未満

② 家計の逼迫（小中学生保護者調査票問 28、問 29、問 30）

7項目（電話・電気・ガス・水道の公共料金、家賃、食料・衣類の購入）について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上ある世帯を算出。

③ こどもの体験や所有物の欠如（小中学生保護者調査票問 25、問 26、問 27）

こどもの体験や所有物など15項目のうち、経済的な理由でしていない、金銭的な理由でないなど欠如する項目が3つ以上ある世帯を算出。

■ こどもの体験や所有物などの15項目

①海水浴に行く	⑨学習塾に通わせたり、通信教育を受ける
②博物館・科学館・美術館などに行く	⑩お誕生日のお祝いをする
③キャンプやバーベキューに行く	⑪1年に1回くらい家族旅行に行く
④スポーツ観戦や劇場に行く	⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
⑤遊園地やテーマパークに行く	⑬子どもの年齢に合った本
⑥毎月お小遣いを渡す	⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
⑦毎年新しい洋服・靴を買う	⑮子どもが自宅で宿題をすることができる場所
⑧習い事 音楽、スポーツ、習字等に通わせる	

①②③の要素の回答状況から区分し、以下のように分類しています。

■ 生活困難家庭 算出要件※

生活困難家庭	困窮家庭＋周辺家庭
困窮家庭	2つ以上の要素に該当
周辺家庭	いずれか1つの要素に該当
一般家庭	いずれの要素にも該当しない

※無回答等により分類できない世帯は「判定不能」としています

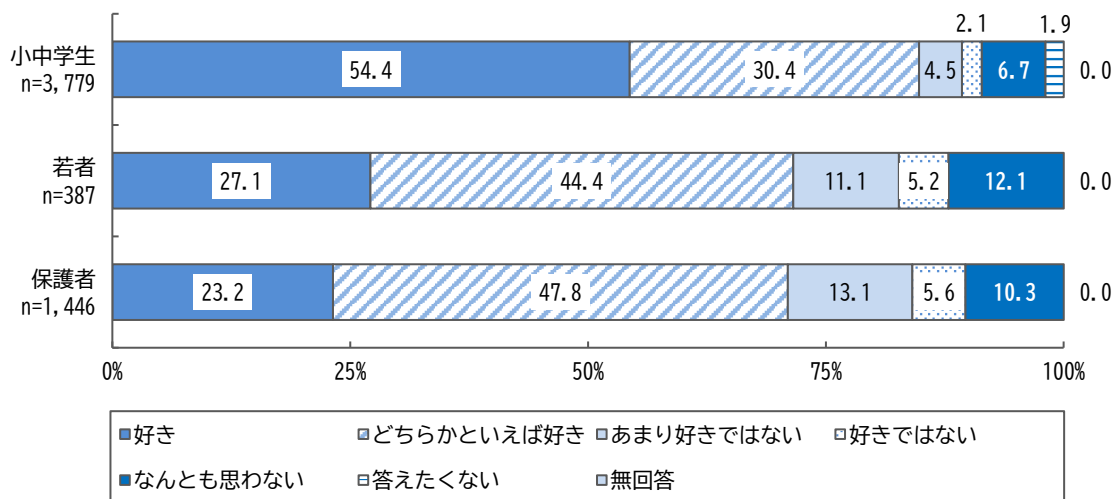
困窮家庭と周辺家庭を併せて「生活困難家庭」としています。

⑨飯田市について

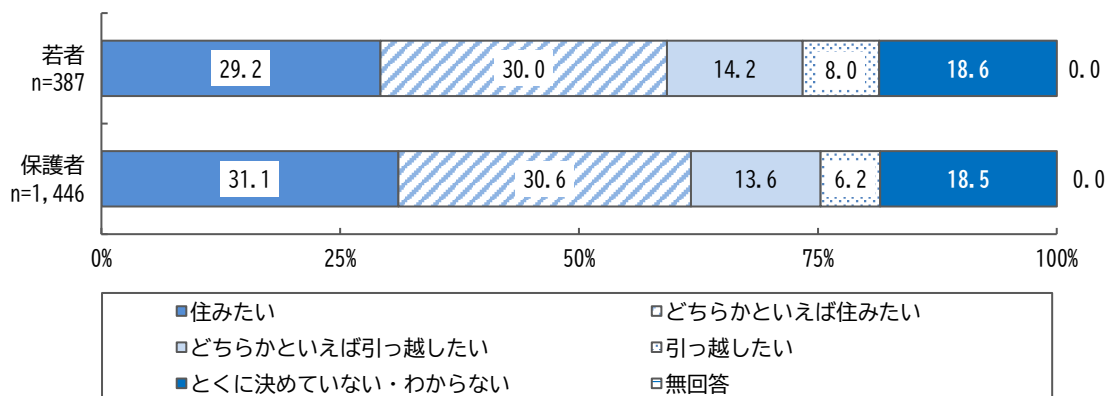
○小中学生、若者、小中学生の保護者に飯田市は好きかと聞いたところ、小中学生では「好き」(54.4%)、若者、保護者では「どちらかといえば好き」(若者：44.4%、保護者：47.8%) が最も高くなっています。

○若者、小中学生の保護者に現在住んでいる地区にこれからも住みたいか聞いたところ、若者では「どちらかといえば住みたい」(30.0%)、保護者では「住みたい」(31.1%) が最も高くなっています。

【飯田市が好きか】



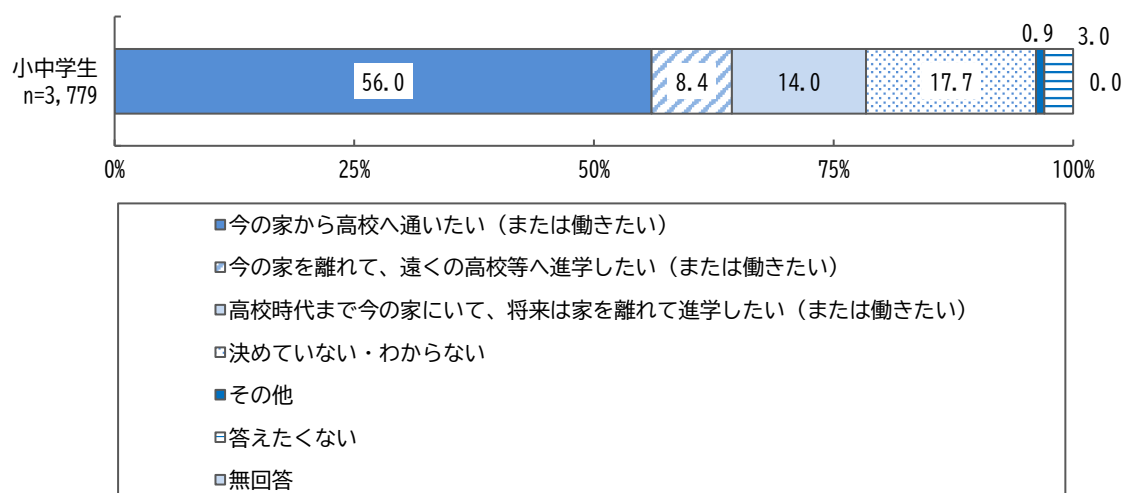
【住んでいる地区にこれからも住みたいか】



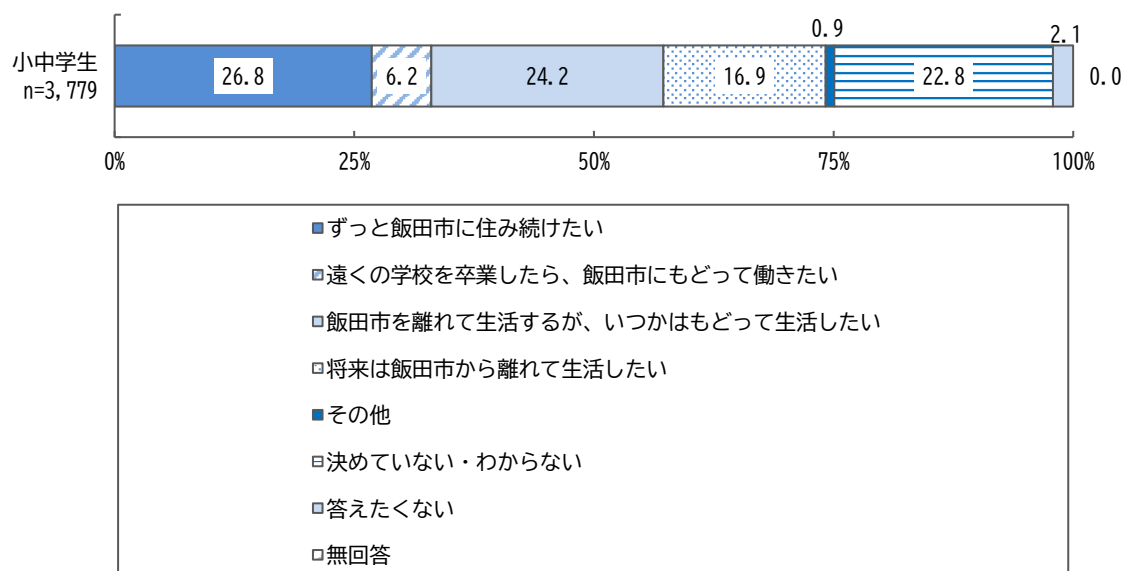
○小中学生に中学卒業後の進路をどのように考えているかと聞いたところ、「今の家から高校へ通いたい（または働きたい）」（56.0％）が最も高くなっています。

○小中学生に将来、飯田市に住みたいか聞いたところ、「ずっと飯田市に住みたい」（26.8％）が最も高く、次いで「飯田市を離れて生活するが、いつかはもどって生活したい」（24.2％）、「決めていない・わからない」（22.8％）となっています。

【中学卒業後の進路をどのように考えているか】



【将来、飯田市に住みたいか】



(4)調査結果からみた課題等

**結果1 周囲の援助が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は前回調査と比較すると、小学生が3.4ポイント増加
子育てをする上で気軽に相談できる相手（先）がいない保護者は就学前児童で5.0%、小学生で12.3%**

子育てに関する親族、知人等協力者の状況は、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも、多くの方が日常的、または緊急時、用事の際に祖父母等の親族にこどもをみてもらえると回答しており、大半の保護者は協力を得られる状況です。

しかし、前回調査（H30）と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合は、就学前児童の保護者では7.5ポイント、小学生の保護者では4.0ポイント減少、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえると回答した割合は、就学前児童の保護者では5.1ポイント増加し、小学生の保護者では3.5ポイント減少しています。

一方で、協力者が「いずれもない」と回答した、孤立した子育て環境にいる方は就学前児童の保護者で9.1%、小学生の保護者で12.4%となっており、前回調査と比較すると、小学生が3.4ポイント増加しています。

子育てをする上で気軽に相談できる相手（先）が、「いる／ある」と回答した方は、就学前児童の保護者で91.8%、小学生の保護者で83.7%となっており、気軽に相談できる先として「祖父母等の親族」、「友人や知人」が上位を占め、その多くは身近な人達となっています。

また、気軽に相談できる相手（先）が「いない/ない」と回答した方は、就学前児童の保護者で5.0%、小学生の保護者で12.3%となっています。

協力者が「いずれもない」と回答した方が、気軽に相談できる相手（先）が「いない/ない」と回答している割合は、就学前児童の保護者では12.7%、小学生の保護者では40.2%となっています。

以上の結果から、小学生保護者の孤立割合が高いことが分かりました。孤立した子育て環境にいる保護者に対してどのような子育て支援が必要とされ、有効であるかの把握が課題となっています。さらに、相談することができる公的な機関の充実や教育・保育施設等との連携、活動内容の周知、アクセスしやすく気軽に相談できる体制づくりなど、様々なニーズに即した新たな支援施策についても検討する必要があります。

また、最大の協力先である祖父母等親族に日常的に見てもらえる割合が減ってきていることから、子育て支援の主体をどのように多様化していくか研究する必要があります。

結果2 母親の就労率（育休等を含む）は就学前児童で 79.7%、小学生で 90.2%

母親の就労状況（産休・育休・介護休業中含む）をみると、就学前児童の保護者が 79.7%、小学生の保護者が 90.2%となり、そのうち産休、育休、介護休業中の方は、就学前児童の保護者で 23.6%、小学生で 0.6%となっています。

母親の就労状況を前回調査と比較すると、就学前児童の保護者が 4.5 ポイント、小学生の保護者が 4.0 ポイント増加しています。

今後、少子化の進行と働く母親のさらなる増加について注視し、必要な保育供給量を見極めるとともに、就労実態に即した事業体制を整える必要があります。

結果3 年少児以上のこどもはほぼ全員が定期的な教育・保育事業を利用している。 年少未満児保育は 75%以上、乳児保育でも 30%のこどもが定期的な保育事業 を利用しており、利用していない家庭はまだこどもが小さいためとしている

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を年齢別にみると、5歳から6歳の 100%、4歳の 97.8%が認定こども園又は保育所を利用しています。また、3歳の 76.2%、2歳の 75.3%が、すでに保育所を利用しています。また、1歳の 31.5%、0歳の 13.5%が定期的な保育事業を利用しています。

利用していない理由として、0歳～2歳では「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」の割合が最も高く、2歳～3歳では「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と回答した割合が一定数います。

前回調査と比較すると「利用する必要がない」が 12.3 ポイント、「子どもの祖父母や親戚がみている」が 5.0 ポイント減少し、「（利用したいが）保育・教育の事業に空きがない」が 2.3 ポイント増加しています。

利用していない理由はこどもの年齢によって変化がみられます。国の制度改革によって令和元年 10 月より 4歳～6歳（年少組以上）の保育料は無償化されましたが、年少組未満の保育料は住民税非課税の世帯以外は有料です。

しかし、本市では女性就労率の上昇などを背景に、2歳～3歳の 75%超が、未満児保育を利用している点が特徴的です。今後、未満児保育・乳児保育について「希望するが利用できない」とするニーズへ対応する体制について検討する必要があります。

結果4 保育園を選ぶときの基準は、0歳・1歳では母親または父親の職場に近いこと

保育園を選ぶときの基準として「母親の職場（職場が自宅の場合は自宅）に近いこと」「親の職場や近所の子に関わらず、地元小学校の通学区内に通わせたい」の割合が高くなっています。

年齢別にみると、2歳～6歳の保護者では、「親の職場や近所の子に関わらず地元小学校の通学区内に通わせたい」との回答が最も多くなっています。一方、0歳～2歳の保護者では、4割以上が「母親の職場（職場が自宅の場合は自宅）に近いこと」と、1割以上が「父親の職場（職場が自宅の場合は自宅）に近いこと」と回答しています。特に「父親の職場に近いこと」の回答は、前回に比べ4.4ポイント上昇しています。

また、0歳～4歳の保護者では、「園舎の設備や衛生面」、「外遊びをしっかりとさせること」、「自然体験をさせてくれること」、「親の不安や子育ての相談を聞いてくれる」など、保育の内容や質への関心が見られます。

4歳～6歳の保護者では、「長く預かってくれること」「乳児から預かってくれること」といった回答が一定数みられます。

こどもの数の動向を踏まえつつ、多様化する保護者のニーズに応えるため、保育園の配置・機能の集約などについても議論していく必要があります。

結果5 病気やケガで幼稚園・小学校等を利用できなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」が「父親が休んだ」を大きく上回る

病気やケガで幼稚園・小学校等を利用できなかった場合の対処方法は、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも「母親が休んだ」（就学前児童 91.1%・小学生 83.3%）が最も高く、「父親が休んだ」（就学前児童 48.9%・小学生 28.0%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」（就学前児童 39.5%・小学生 28.4%）、「父親または母親のうち就労してない方が子どもをみた」（就学前児童 8.9%・小学生 5.8%）となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童の保護者では「父親が休んだ」が28.3ポイント、「母親が休んだ」が13.3ポイント、小学生の保護者では「母親が休んだ」が13.4ポイント、「父親が休んだ」が11.8ポイント、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が5.9ポイント高くなっています。

病気やケガをした子どもをみるのは母親の役目であるという役割意識の定着がうかがわれます。しかし、前回調査と比較すると、父親が休んだ割合が大幅に増加していることから、父親が休暇を取得しやすい職場環境づくりが徐々に始まっていると推察されます。さらに父親の育児参加の促進やワーク・ライフ・バランスの取り組みなど、父親の育児参加を促すための対策を進めていく必要があります。

結果6 小学生の長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望が大幅に増加

放課後児童クラブの長期休暇期間中の利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」と回答した方は小学生の保護者では82.5%となっています。また、就学前児童の保護者も、こどもがやがて小学生となったときの長期休暇中の放課後児童クラブを求めている傾向がうかがえます。

前回調査と比較すると、利用希望（「低学年の間は利用したい」＋「高学年になっても利用したい」の合計）は、小学生で53.4ポイント増加しています。【問16】

長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について、利用者ニーズに合致した事業運営が提供できるよう、各事業の提供量について検証する必要があります。また、保護者の働き方に注視するとともに、運営側の人員や場所の確保等についても、関係各所と連携し、考えていく必要があります。

結果7 育児休業を取得又は取得中の就学前児童の母親は58.8%、父親は14.4%

就学前児童の保護者の育児休業の取得率をみると、母親が58.8%、父親が14.4%となり、前回調査と比較すると、母親は18.2ポイント、父親は12.6ポイント増加しています。

母親の育児休業取得期間についてみると、実際の取得期間、希望取得期間ともに「1歳～1歳半未満」（実際の取得期間56.0%、希望取得期間32.1%）が最も高くなっています。また、3歳以上の長期期間では、実際の取得期間（1.2%）より希望取得期間（30.0%）の割合が上回っています。

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が26.3%で前回調査同様最も高くなっていますが、前回と比較すると14.0ポイント減少しています。それ以外では、前回調査において15.1%であった「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が21.3%に増加しています。父親では「仕事が忙しかった」（43.8%）が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（42.3%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（34.7%）となっています。

また、「その他」の理由として、母親・父親ともに「自営業のため」「フリーランスのため」との回答が多くなっています。【問30・問30-1・問30-4】

以上の結果から、子育て世帯への社会全体の意識の変化にともない、母親・父親ともに育児休業取得率が前回調査時よりも高くなっています。

一方で、育児休業から復帰したときのこどもの実際の月齢と希望する月齢との差があることから、希望の育児休業期間を取得できるような職場の環境づくりなど、安心して出産、子育てができるよう、経済的な支援を含めた更なる取得の支援を推進する必要があります。

結果8 地域の行事や園・学校の行事への参加（「よく参加している」＋「時々参加している」）割合は高いが、まったく参加していない割合は就学前児童保護者で高い

地域の行事等に参加している割合（「よく参加している」＋「時々参加している」）は就学前児童の保護者で 55.0%、小学生の保護者で 78.2%となっています。

また、お子さんが通う園や学校の行事に参加している割合（「よく参加している」＋「時々参加している」）は、就学前児童の保護者で 70.6%、小学生の保護者で 97.4%となっています。

一方で、地域の行事等にまったく参加していない割合は、就学前児童の保護者で 22.0%、小学生の保護者で 6.7%となっています。

以上の結果から、行事の参加については年齢が上がると参加率が高くなる傾向にありますが、まったく行事に参加していない割合は、就学前児童の保護者で高い結果となっています。

地域住民との関わりが少ない家庭が一定数みられることから、主任児童委員（民生児童委員）をはじめ、地域住民の声掛け等、推進していく必要があります。また、こどもの人間関係形成能力をはぐくむために、地域で交流できる機会やイベントの企画などを通して、地域全体で子どもを見守っていく環境づくりの整備が望まれます。

結果9 子育て環境や支援に対する満足度（「高い」＋「やや高い」＋「ふつう」）は、就学前児童保護者で 53.4%、小学生保護者で 52.1%

子育て環境や支援に対する保護者の満足度をみると、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも「ふつう」（就学前児童 41.2%・小学生 42.7%）が最も高く、「高い＋やや高い」（就学前児童 12.2%・小学生 9.4%）、「やや低い＋低い」（就学前児童 46.2%・小学生 47.5%）となっています。

今後さらにこの評価を引き上げていくには、現在実施している事業に対して、ニーズに即した対策の見直し・改善を図る必要があります。また、子育て環境や地域資源等が市民に十分認知されるよう、浸透性の高い情報発信のあり方について検討が必要です。

結果 10 将来について希望を持っている（「希望がある」＋「どちらかといえば、希望がある」）小中学生は 76.3%

小中学生が自分の将来について明るい希望を持っているかについてみると、「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」を合わせると、小中学生で 76.3%となっています。一方で「希望がない」は小中学生で 5.2%となっています。

大人になったとき、どのようになっているかについては、「親を大切にしている」（そう思う：60.9%）、「幸せになっている」（そう思う：54.2%）となっています。一方で、「結婚している」（そう思う：26.1%）、「こどもを育てている」（そう思う：25.2%）となっています。

また、将来に希望がないと思っている小中学生が一定数いることから、キャリア教育を始めとした将来について考え、話をする機会を設けることが求められています。

結果 11 夏休みなどの長い休みに、こどもが過ごしたい場所は「自宅」「祖父母等の家」「山や川など自然と触れ合うところ」

小学生（小学4年から6年生）に夏休みなどの長い休みがある時に、昼間はどこで過ごしたいか聞いたところ、自宅（87.2%）が最も高く、次いで「祖父母の家や親せきの家」（45.3%）、「友だちや知人の家」（35.7%）となっています。また、「山や川など自然とふれあって過ごしたい」が 20.1%、「放課後児童クラブ（学童）」は 3.3%となっています。

一方、現在放課後児童クラブを利用している保護者に長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について聞いたところ、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」と回答した方は8割を超えています。

母親の就労率が高くなる中、小学生のこどもを自宅において仕事に行くことへの不安から、放課後児童クラブを希望する保護者が多いのではないかと推察します。今後こどもの意見も聞きとりながら、長期休暇中のこどもの居場所について議論を進めていく必要があります。

結果 12 若者や保護者が気軽に相談できる場所の周知や体制づくりが必要

若者、小中学生の保護者が子育てに深く悩んだり、社会生活や日常生活を円滑に送れない状態となったとき、家族や知り合い以外の相談先についてみると若者、保護者いずれも「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」（若者：48.8%、保護者：72.7%）が最も高くなっています。次いで若者では「無料で相談できる」（34.6%）、「相手が同世代である」（30.2%）、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」（29.2%）、保護者では「相手が同世代である」（44.3%）、「無料で相談できる」（43.8%）、「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」（36.6%）となっています。

一方、「誰にも相談したくない」は若者では9.3%、保護者では4.3%となっています。

家族や知り合い以外の相談先として、同世代であったり、無料で相談できるところを希望していること、同じ悩みを抱えている/いたことで、相談しやすくなることが分かりました。

今後、気軽に相談できる場所の周知や体制づくりなど、様々なニーズに即した支援施策について検討する必要があります。

結果 13 生活困難家庭だと思っている子育て家庭は 34.7%

長野県の「子どもと子育て家庭の生活実態調査」（令和4年度実施）にて算出している「生活困難家庭」について、小中学生保護者調査にて同じ条件で算出したところ、本市における「生活困難家庭」（困窮家庭+周辺家庭の合計）の割合は34.7%となっています。

調査対象者の条件が異なるため県調査結果との比較はできませんが、本市における生活困窮家庭の割合は高いといえます。

今回初めて算出したことから、今後の対応を模索するうえでの参考数値となります。また、生活課題を抱える世帯の正確な把握が求められます。

今後、公的制度の周知徹底及び利用の促進、支援団体や民生委員等へ橋渡しができる地域ネットワークの構築強化、環境整備等の検討を進め、こども、子育て世帯の貧困の連鎖を断ち切る対応が求められています。

**結果 14 飯田市が「好き」又は「どちらかといえば好き」と思う小中学生は 84.8%
今の地区にずっと住みたいと思う若者は 59.2%**

小中学生、若者、小中学生の保護者に飯田市は好きかと聞いたところ、「好き」と回答した割合は小中学生で 54.4%。若者で 27.1%、保護者で 23.2%となっています。

若者、小中学生の保護者に現在住んでいる地区にこれからも住みたいか聞いたところ、「住みたい」と回答した割合は若者で 29.2%、保護者で 31.1%となっています。

小中学生に将来、飯田市に住みたいか聞いたところ、「ずっと飯田市に住み続けたい」(26.8%) が最も高く、次いで「飯田市を離れて生活するが、いつかはもどって生活したい」(24.2%) となっています。

飯田市が「好き」と「どちらかといえば好き」をあわせると、小中学生は8割以上、若者、保護者は7割以上が飯田市が好きである結果となりました。

また、小中学生では「ずっと飯田市に住み続けたい」と「飯田市を離れて生活するが、いつかはもどって生活したい」をあわせるとおよそ5割が飯田市に住みたいと回答していることから、飯田に住み、こどもを産み育てる環境づくりの更なる充実をはかることで、小中学生が成長し若者になっても飯田に住みたいと思ってもらえるまちづくりを進めていくことが望まれます。

3 第二期子育て応援プランの評価

(1)計画の成果指標の評価

評価項目	第二期 現状値	第二期 目標値 (令和6年度)	実績値
合計特殊出生率	1.72 (平成30年値)	1.84	1.55 (令和5年値)
0歳から14歳までの人口	13,075人 (平成31年3月末)	12,507人	11,361人 (令和6年3月末)
子育てしやすい環境（育児や保育など）のまちだと思う人の割合	63.9% (平成31年2月調査)	66.0%	64.5% (令和6年2月調査)
子どもを産みやすい環境（医療体制や支援サービスなど）のまちだと思う人の割合（20～49歳の回答）	33.2% (平成31年2月調査)	40.0%	45.8% (令和6年2月調査)

計画の指標である本市の合計特殊出生率の実績値は1.55でした。国1.42と比較すると高い数値ですが、人口維持に必要な水準2.07には開きがあります。特に子どもを産みやすい環境だと思う20～40代の回答は40%台に留まっており、分娩施設や母子健診機関などの医療的体制が限られていることが影響していると考えられます。

引き続き、産みやすい環境づくりに取り組むとともに、市外で生まれて飯田で育つといった移住スタイルも提案していけるよう、子育てしやすい環境づくりを進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

飯田市では、こども・若者、子育て支援施策の推進にあたり、目指す基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

～ ^こ飯田で育ってよかった・^こ育ててよかったと
実感できるまちをつくる ～

わが国では、未婚化・晩婚化、あるいは出生力の低下傾向を反転することはできず、少子化は深刻化の一途をたどっています。近年、若者や子育て世代の生活形態・就労形態の変化が進むなか、より一層こども・子育てには社会の支援が必要な状況となり、国県市においても児童福祉・子育て支援が拡充されてきました。

本市にあっては、「第二期子育て応援プラン」において「子育てを支え合う「結いのまち飯田 ～ みんなで支える切れ目ない支援 ～」」を基本理念に掲げ、豊かな自然や文化など飯田の持ち味を活かして、親子が夢を持って育ち、祖父母など家族が喜びを持って親子を支え、地域全体が愛おしみの目を持って子育てに寄り添うまちを目指して取り組んできました。

しかしながら、「子育て支援」が充実しても、そのことが直接的に少子化の速度を緩めることに繋がらず、本市では40年間で出生数が半減しています。（1980年の出生数：1,349人 合計特殊出生率1.87 2020年の出生数：654人 合計特殊出生率1.64）

これらを振り返り、本市はこれまでの「子育て支援」の枠を超え、「こども大綱」に基づく「こども・若者まんなか」の視点に立って新たな計画を策定します。本計画においては、新たな社会問題となっている「こどもの貧困」や「ヤングケアラー」の実態把握に取り組むほか、わが町のこども・若者が自らの夢の実現を目指すことのできるよう、地域社会全体で支援する環境づくりを進めます。

なお、こども大綱は、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を求めています。

本計画は、こどもが育ち、成人し、家庭を持ち、やがて自らが親として育つまでのライフステージを切れ目なくサポートする施策、こども・子育てを尊ぶ環境の土台づくり施策、

必要な家庭への伴走支援の施策によって構成する 10 の施策を推進し、ここで育ちたい、ここに住みたい、ここで家庭を築き、思い描くライフスタイルをかなえたい、と感じられるまちづくりを進めることで、人口規模の持続性を高めます。

新たな事業の創出には人や財源ともに限りがありますが、保健・医療・福祉・教育など各種の社会資源の有機的・機能的な連携体制によって推進していきます。

2 基本的な視点と施策の方向性

視点Ⅰ ライフステージに応じた切れ目のない支援

こどもが、将来の夢に向かって、学び、働き、希望するライフスタイルを実現することで「ここに生まれ育ってよかった」と感じ、定住・結婚の夢をかなえ、やがて家庭を築いて親として育ち、「ここで育ててよかった」と実感できるように、切れ目のない支援体制を充実します。

施策1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境

こどもは、家族や身近な人たちの愛情のもとに育まれるなかで、自らも家族や地域の一員としての様々な役割を果たしながら、成長発達を遂げていきます。こどもの健全な成長発達と社会性・自立性を育み、自己肯定感・自己発信・自己表現力を高め、自立した生活を築くことができるよう、それぞれの能力に応じて最善の利益を優先して考慮し、こども自らが育つ力を大切にする取り組みを進めます。

施策2 若者の定住・出会い・結婚の希望への隘路の打破

すべての若者の孤立をなくし、家族や身近な人たちとともに、思い描く故郷でのライフスタイルを実現しつつ、結婚・出産・家庭を築く希望をかなえる地域づくりを進めます。

若者が夢を追いかけられる地域環境づくりを推進し、「飯田(ここ)に育ってよかった」と感じられるよう、こども・若者の生の声を地域社会へ発信する機会と、行政ほか地域社会が聴き取る場をつくります。

施策3 母性並びに乳児及び幼児の健康確保と増進

こどもが健やかに育つためには、親自らが自己を認め肯定し、周囲の人たちの協力を得て、温かい愛情の中で親子ともに育ちあうことが大切です。親の抱える様々な子育てへの不安や負担の軽減に努めるとともに、こどもと親の健康の維持・増進と、親が親としてこどもを産み育てることの責任、自信、喜びをしっかりと感じ、周りの人たちとのつながりを通じて子育てする環境づくりを進めます。

施策4 多様な子育てニーズへの対応と親育ちの支援

こどもの成長にとってよりよい環境づくりのために、家族の積極的な関わりにより子育ての基盤を整えることが大切です。親が時間的・精神的に十分にこどもに向き合うことができるよう、家族が喜びをもって子育て・子育てを応援できる環境づくりを進めます。

また、身近な地域における助け合いや触れ合いによって、こどもや子育て家庭を見守り支えることが大切です。地域・事業所・市民活動団体・行政等がお互いに親子や家族を支える担い手となり、協働して、子育てを真ん中に据えた視点から「子育て家庭が子育てと社会活動を両立する」ための支援を進めます。

また、「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策行動計画」に掲げる事業については、第5章において数値目標を示して掲載します。

視点Ⅱ こども・子育てを尊ぶ環境づくり

いいだ未来デザインが掲げる人口ビジョンを実現し、人口規模の持続可能性を高めるには、子育て・子育てをみんなで支え合い、こどもが健やかに育っていける地域社会を築いていく必要があります。各々の家庭をはじめ、親族・近所・地域・事業所・行政などすべての主体がそれぞれの立場で「地域子育て」の役割を果たし、連携協力して取り組む必要があります。

こどもは、個々の発達により長時間の保育に適応できるとは限りません。大人社会がこども・子育ての視点から雇用関係・経済構造を見直し、例えば「幼な子を長期間や長時間預ける必要がない職場づくり」への転換が必要です。事業所や社会は、こどもや家庭・自らのライフワークと両立する働き方を尊ぶ視点を持つことが、労働者の確保・若者の移住に繋がります。

シフト勤務職場にあっては、働く者同士で「お互いさま」の声をかけあい、例えば「こどもが病気の時は、親が気兼ねなく休暇を取得できる」職場の風土づくりも大切です。

たとえ我が家にこどもはいなくても、こどもを取り巻く環境、地域の子育て事情について多世代が関心を持ち、地域のこどもを地域のみんなで育んでいきましょう。

施策5 こども・子育てに優しい環境の整備

こども・若者・子育てを真ん中に据えた視点から、公共施設等の整備には、基本的に「おむつ交換」や「授乳」のためのプライバシー空間の確保に努めます。

また、こども子育ての切れ目ない支援サービスのための「こども家庭センター」（乳幼児健診等を行う“保健センター”と、こども子育てにかかる総合相談支援拠点“旧こども家庭応援センター”との一体化機関）の整備に向けた検討を進めます。

乳幼児から小学生程度までのこども連れ親子が、家族揃って出かけられ、雨天や猛暑でも楽しく過ごせる屋内施設を整備します。そのため、子育て親子が「飯田（ここ）で育てて楽しい」と感じられる空間づくりに関する意見を発出する機会をつくれます。

施策6 ライフステージに応じた経済的支援

国の少子化対策を積極的に活用しつつ、結婚、妊娠、出産、子育てに至るこども・若者・子育ての、それぞれのライフステージに応じた経済的支援について、「飯田（ここ）で育てて安心」と感じられるよう、各種給付金や補助金を分かりやすくまとめて、多様なライフスタイルの応援を推進します。

施策7 多様な主体がこども・子育てに関わる気運の醸成

身近な地域における助け合いや触れ合いによって、こどもや子育て家庭を見守り、支えることが大切です。地域・事業所・市民活動団体・行政等がお互いに親子や家族を支える担い手となり、世代を超え、協働して地域ぐるみの子育ち・子育て支援を進めます。

特に、市内のこどもの数、こどもを取り巻く環境について、市民がわかりやすく共有化しつつ、飯田（ここ）で育てる安心感や幸福感を実感できるよう、子育て情報の積極的な発信を進めます。

事業所の経営者や子育てから離れた世代の方々向けにも、人口問題に取り組むことの重要性について情報発信が必要です。

また、飯田市を離れて生活している方々にも、飯田市の住みやすさ、暮らしやすさ、子育てのしやすさ情報を発信していくことが大切です。

視点Ⅲ きめ細やかな伴走支援

施策8 こども・子育ての貧困の連鎖の打破

社会経済情勢を背景とした雇用不安や地域経済の低迷が続く中で、こどもにかかる家計の負担に格差が広がっていると考えられます。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち、すべてのこどもが自ら思い描く将来の夢の実現に向けて努力できる環境をつくるため、学習支援の機会や、学びや体験・同世代との繋がりとなる「こどもの居場所づくり」に取り組みます。

施策9 こどもの特性に合わせた切れ目のない発達支援

こどもの今の育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、こどもの発達特性を理解するための包括的なアセスメントと、特性に合わせた適切な支援を行うことが大切です。こども自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、本人と家族の発達支援ニーズに対応する相談体制づくりに取り組みます。また、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図り、ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供する体制の構築にも取り組みます。

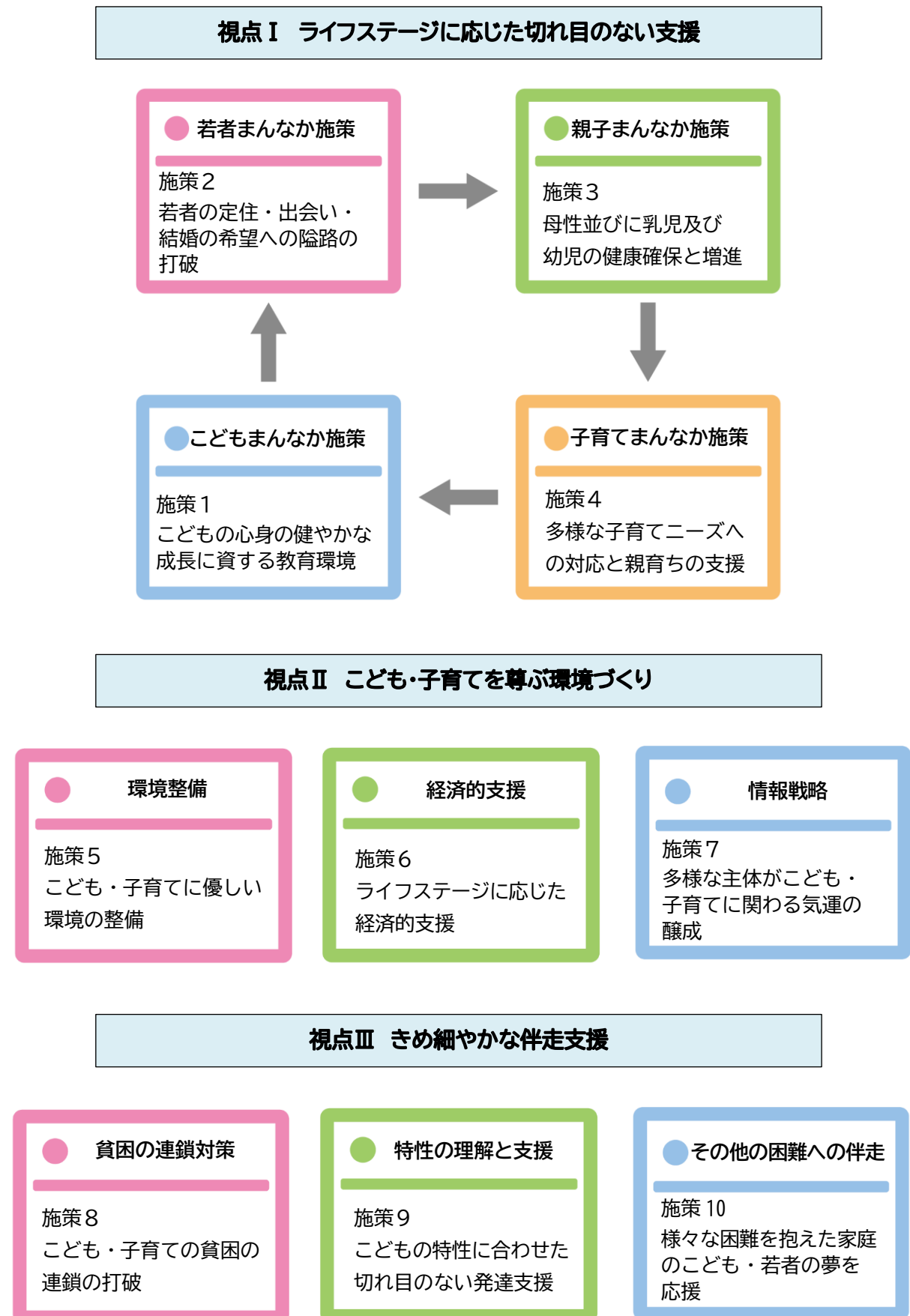
施策10 様々な困難を抱えた家庭のこども・若者の夢を応援

困難を抱えるこども・若者や、自ら相談に出向くことが難しいこども・若者が、年齢により途切れることがなく、きめ細やかな支援が受けられるようにする必要があります。

ヤングケアラーやひきこもりなどは、表面化しにくく実態を把握することが難しいため、社会的認知度を上げるよう広報啓発を行い、実態把握に繋がります。また、支援の必要性を早期に把握して速やかに支援につなげることができる体制を整備します。

家庭の養育力の低下や家庭の経済状況等により、子育てが孤立化し、複数の要因が絡み合って虐待が発生しやすくなっていることが考えられます。児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、関係機関との連携を強化する必要があります。

3 施策の体系



4 計画の成果指標

(1)計画の成果指標

計画の達成状況を評価するために、成果指標を以下のように設定します。

評価項目	現状値	目標値 (令和 11 年度)
合計特殊出生率※ ¹	1.55 (令和 5 年値)	1.75
0 歳から 14 歳までの人口※ ²	11,361 人 (令和 6 年 3 月末)	9,650 人
「家庭がほっとできる、安心できる場所」と思う 又はどちらかと思う子ども・若者の割合※ ³	子ども：87.6% 若 者：89.4% (令和 6 年 10 月調査)	子ども：92.5% 若 者：92.5%
将来に希望がある又はどちらかといえばある 子ども・若者の割合※ ⁴	子ども：76.3% 若 者：65.6% (令和 6 年 10 月調査)	子ども：86.3% 若 者：75.6%
飯田市が好き又はどちらかと言えば好きと思う 子ども・若者の割合※ ⁵	子ども：84.8% 若 者：71.5% (令和 6 年 10 月調査)	子ども：94.8% 若 者：81.5%
飯田市に住み続けたいと思う又はどちらかとい うとそう思う若者の割合※ ⁵	59.2% (令和 6 年 10 月調査)	69.2%
子育てしやすい環境 (育児や保育など)のまちだと思ふ人の割合※ ⁶	64.5% (令和 6 年 3 月調査)	74.5%
子どもを産みやすい環境 (医療体制や支援サービスなど)のまちだと思 ふ人の割合※ ⁶ (20～49 歳の回答)	45.8% (令和 6 年 3 月調査)	55.8%

※¹ 合計特殊出生率：人口置換水準（人口の維持のために必要な合計特殊出生率）は、2.07 といわれています。

本市は、令和 11 年度の数値目標を 1.75 と掲げ、コロナ禍前の合計特殊出生率 1.75（令和元年）へ回復することを目標に掲げることとします

※² 0 歳から 14 歳までの人口：いいだ未来デザイン 2028 の人口ビジョンでは、5 歳ごとの人口の将来展望を掲げています。「第二期子育て応援プラン」は、出生数の増加と子育て移住の増加によって人口ビジョンの実現を図るため、0 歳から 14 歳までの人口を成果指標として掲げ将来展望の実現を目指します
コーホート法による、令和 11 年の 0 歳～14 歳までの人口は、9,605 人と予測されています。目標は予測値を下回らないよう、現状値(令和 6 年 3 月値)の 85%に留めた 9,650 人と設定します

※³ この指標では、子どもを 10 歳から 15 歳（小学 4 年生から中学 3 年生）、若者を 16 歳から 39 歳として調査した結果を指標としています。家庭の団らんが子ども・若者の安心する居場所であると考えている者について、令和 4 年に国が子ども（0-14 歳）に対して調査した結果の 92.5%を目指し、子ども・子育ての孤立を防ぐ取り組みを推進します

※⁴ 子ども・若者が自己肯定感をもって将来の夢を描けるよう、家庭の経済的問題やケア問題など、さまざまな困難への伴走支援を推進し、将来に希望のある子ども・若者を増やします

※⁵ いま、飯田が好きと思う子ども・若者の割合と、将来も住み続けたいと思う若者の割合を高め、飯田に定住し家庭を築く希望を持つ若者が、「飯田（ここ）に育ってよかった、育ててよかった」と感じられるまちをつくります

※⁶ 現在の子育て家庭が、生きやすい・育てやすいまちと感じられるまちづくりを、継続して推進します。成果指標は、基本的に現状値より 10 ポイント上昇するよう設定しています

第4章 施策の展開

第二期計画では、これまで実施してきた飯田市子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援飯田市行動計画に基づく施策を、関係機関と連携を図りながら計画的に推進してきました。

新たに、こども若者まんなかプランにおいては、第3章で示した3つの基本的な視点から10の施策を展開し、「飯田（ここ）に生まれてよかった・育ててよかったと感じられるまちづくり」を進め、人口規模の持続性を高めます。

■SDGsとの関連について

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12（2030）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17の目標が設定されています。

本計画においても、基本的視点ごとに関連するSDGsのマークを掲載し、SDGsのゴールの達成に向け、推進していきます。

■ SDGs17の国際目標



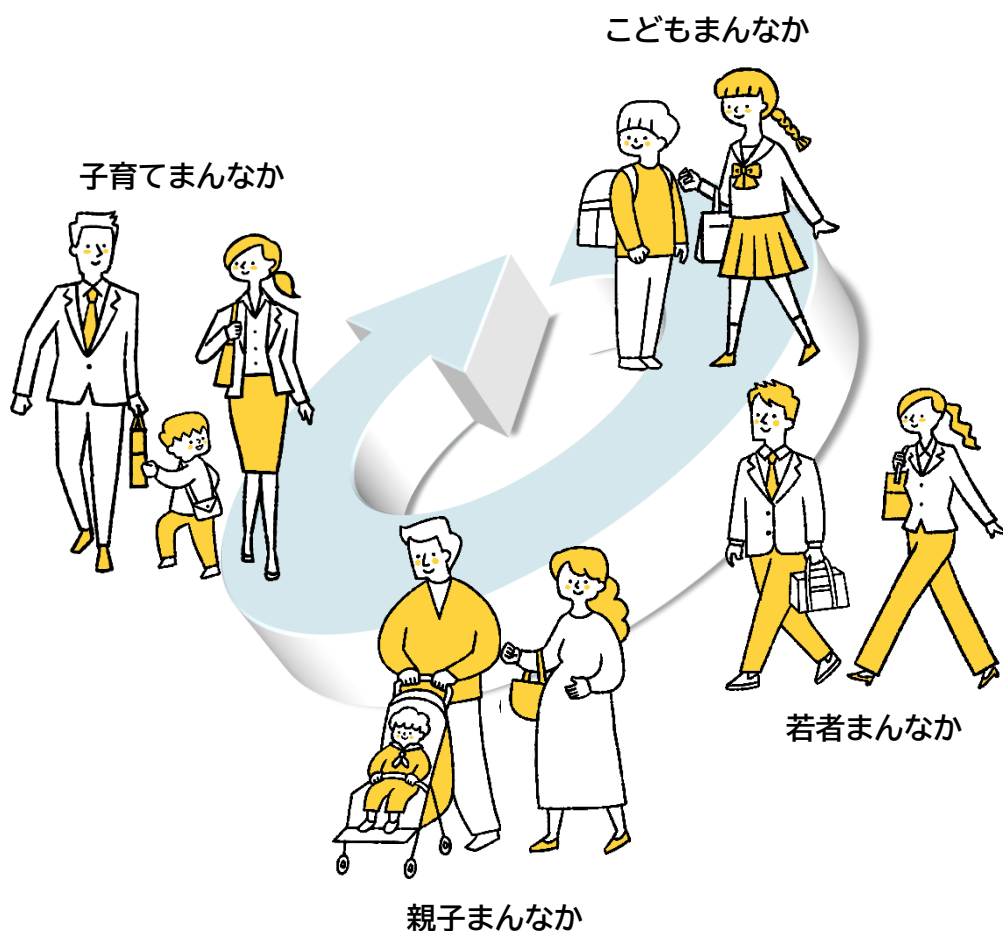
基本的視点Ⅰ ライフステージに応じた切れ目のない支援



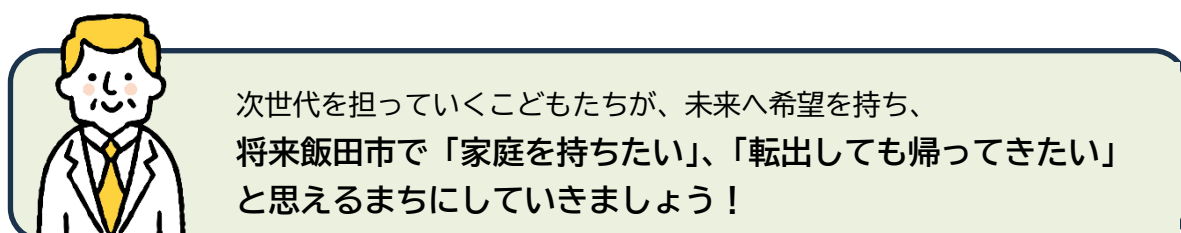
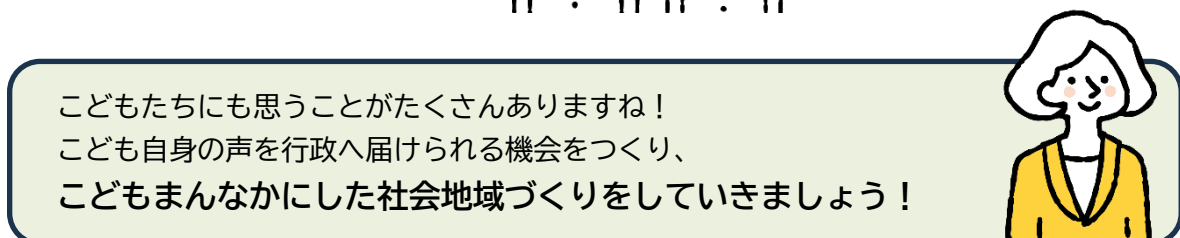
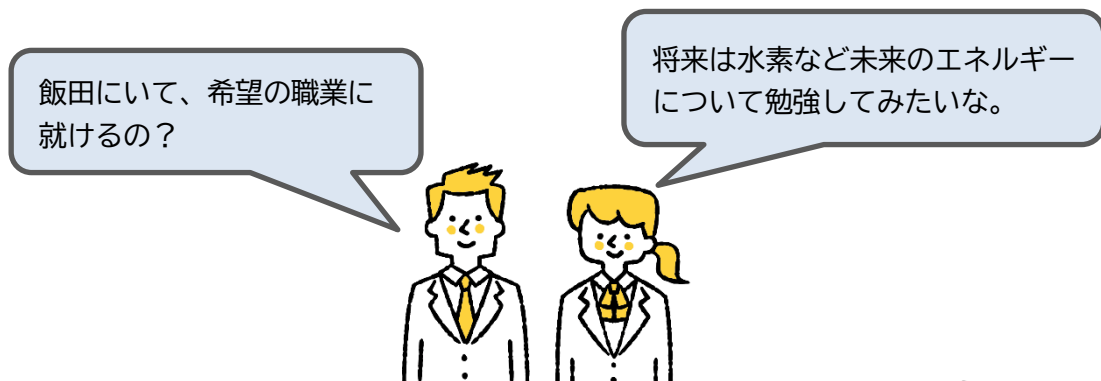
子育て支援は子育てする「親や地域の大人」を対象としたものでしたが、こども若者まんなかプランでは、「こども・若者自身」をまんなかに据え、生まれたこどもが成長し、やがて若者となり、そして次世代の親となっていくおよそ40年にわたる「人としての成長過程のトータル」を対象としたものです。少子化対策を考えるにはまず、「高校卒業後に転出した若者が帰ってきたくなる。」「飯田で家庭を持ち、健やかな人生を送りたいと思う。」そういったまちづくりや意識の醸成が必要です。

また、こどもが、将来の夢に向かって学び育ち、若者が生きがいを持って働くほか希望するライフスタイルを実現することで「ここに生まれ育ってよかった」と感じ、定住・結婚の夢をかなえ、やがて家庭を築いて親として育ち、「ここで育ててよかった」と実感できるように、切れ目のない支援体制を充実します。

■ ライフステージに応じた切れ目のない支援イメージ



施策1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境





・多様な幼児教育の展開 （保育家庭課）

民・公・企業など多様な主体が取り組む保育所や認定こども園（以下「保育所等」という。）があり、建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する幼保連携型認定こども園や、延長保育・休日保育等の保育サービスが充実している保育所等があります。様々な選択肢から保育環境を選べるメリットを活かし、飯田（ここ）で育ってよかったと思える多様な幼児教育を促進していきます。

・いいだ型自然保育の推進 （保育家庭課）

保育所等では豊かな自然や地域資源を活用して、たくましい心と身体・自己肯定感と協調性を育む「いいだ型自然保育」を推進しています。また「地域のこどもは、地域で守り育てる」という地域密着型の自然体験や食農体験にも取り組み、ふるさとへの愛着を育み、志をもって飯田（ここ）へ帰って子育てしようと思える保育を展開していきます。

・環境教育の推進 （保育家庭課）

保育所等では、幼少期から物を大切にすることや資源を大切にすることを学ぶため、リサイクル活動（野菜くずの堆肥作り、ごみ分別）を行います。こどもたちだけでなく、保護者も一緒になって取り組むことにより環境教育の充実を図ります。

・園小連携の推進 （学校教育課・保育家庭課・こども課）

幼児期から義務教育期への円滑な接続が行われるよう、幼児教育と初等教育の指導者が連携し、早い段階からこどもの状況把握に努めます。『育ち』と『学び』をつなぐリーフレット」を作成・配布し、保護者が活用することで就学への不安感を和らげます。支援を必要とする園児については、引き続き小学校でも適切な支援を受けられるための「引継ぎシート」の活用を進めています。

また、園小連携推進委員会を開催し、保育所等・小学校が連携して、幼児教育・初等教育の理念や内容についての相互理解を深め、保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設の保育参観、園児と小学校児童との交流活動を増やします。

・地域こどもの生活支援 （こども課）

すべてのこどもが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる機会と環境を提供することは社会の責任です。地域のつながりも希薄になる中で家庭の抱える不安感や疎外感が複雑・深刻化し、安心して過ごせる居場所がないなど、こども・子育ての孤立が叫ばれています。

核家族共働き家庭での子育てが一般化するなか、夏休みなど学校が長期休暇中の小学生は、友達の家へ遊びに行くことにも支障があり、それぞれの家庭で孤立・孤食の状態にあると予想されます。

経済的な問題をはじめ、家庭に様々な困難を抱えたこどもの孤立・孤食を防ぎ、食事の提供・同世代との交流・豊かな自然体験・生活や学習の習慣づくりを推進するため、地域こどもの生活支援事業を展開し、こどもの第三の居場所づくりを推進します。

また、「地域のこどもは地域で育てる」精神により、地域力による子育て活動が広がっています。これらの取り組みの一層の拡大を促進するため、地域人材による子育て活動を支援し、夏休みなど学校の長期期間中におけるこどもの孤食・孤立を防止します。

参考指標または項目	令和5年度	令和11年度
地域こどもの生活支援事業に取り組む事業所	0 件	3 件
夏休みなど学校の長期期間中における地域子育て活動	-	20 地区
保育所等による夏休みの小学生預かり実施園	-	5 箇所

・こどもの声を聴く事業 （こども課）

すべてのこどもがその存在を認められ、自己肯定感を持ち、友だちと交流し、未来への希望を語りあうことのできる社会づくりに向けて、こども自身の声を行政へ届けられる機会をつくります。

Web調査の活用やこどもへのフィードバックの方法などについて、教育委員会等との協議・研究を図り、人前で発言が苦手なこどもの意見も集める機会を検討します。また、こどもの意見は、本プランのPDCAサイクルの中で反映し、必要なものは計画に反映していきます。

※主に他の行政計画によって推進する事業

・飯田コミュニティスクール推進事業（公民館）

※第2次飯田市教育振興基本計画によって進めます

学校運営協議会で確認しためざすこども像の実現に向け、学校、家庭、地域が連携し、地域全体でこどもの学びや成長を支える取り組み「飯田コミュニティスクール協働活動」を支援します。

・小中学校キャリア教育推進事業（学校教育課）

※第2次飯田市教育振興基本計画によって進めます

小中学校におけるキャリア教育として、児童生徒が変化の激しいこれからの時代を生き抜けるよう、自ら生き方を切りひらき、人とつながって生きることが出来る力を培うこと、更には、ふるさとに心根をおき、未来の地域の担い手や支え手となる人を育むことを目的に、生き方を学ぶ教育としての「飯田のキャリア教育」を学校・家庭・地域が協働して推進します。

・放課後こども教室運営事業（学校教育課）

※第2次飯田市教育振興基本計画によって進めます

小学校の余裕教室等を活用して、地域が行う児童の放課後の居場所づくりとなる活動を支援します。

児童の放課後の居場所づくりとして、各地区の特色を生かした活動となるように、地域の運営主体を支援していきます。

・放課後児童健全育成事業（学校教育課）

※第2次飯田市教育振興基本計画によって進めます

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の居場所づくりとして、放課後児童健全育成事業を実施します。

児童支援員の確保や適切な配置に努めるとともに、4年生以上の高学年の受入希望にも対応できる体制づくりを進めます。

市内の放課後児童健全育成事業を実施する施設の空調整備、防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、トイレの洋式化、駐車場の整備等利用者の快適性・利便性の向上を図ります。

・こども読書活動推進事業（中央図書館）

※第2次飯田市教育振興基本計画・第5次飯田市立図書館サービス計画によって進めます

乳幼児期は絵本やお話の楽しさを知り、親子でふれあいの時間をもつ家庭読書の推進を図ります。7か月児相談での絵本プレゼントや、2歳児相談やつどいの広場などで読みかせを行い、絵本の楽しさを知る機会を充実させます。幼児期には4歳児での絵本プレゼントと、図書館と保育所等との連携により家庭に本を貸し出す取り組みを行い、親子読書の推進を図ります。

小中学生期は、本を読むことや知識を得ることを楽しいと感じ、自発的に読む意欲を持つような取り組みを、市立図書館と学校図書館が連携して行います。

高校生（10代後半）には、飯田駅前図書館を拠点として、好奇心が刺激され興味や関心が広がるような本との出会いの機会を作ります。また、読書や図書館に親しむ事業を実施します。

・食育の推進（保健課・保育家庭課・学校教育課・農業課）

※第4次飯田市食育推進計画によって進めます

乳幼児期は年齢に応じた食体験を通じ、食への意欲や楽しみを高め、食の大切さやマナーを身につけることを目指していきます。また、学童期では、食に対する正しい理解と判断する力を育成することを目指して取り組んでいきます。幼少期からの規則正しい生活リズムの確立が朝食摂取につながるため、各機関と継続した「早寝早起き朝ごはん」の推進に取り組んでいきます。

朝食欠食率の減少を目指し、若い世代・働き盛り世代を中心に朝食を食べることの大切さを伝えていきます。

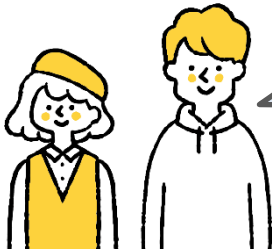
食農体験は保育所等や学校と協議を進める中で、各地区農業振興会議やJA等関係機関と連携を図りながら引き続き推進していきます。

公立保育園及び小中学校給食における「主要野菜」と「旬の果物」については、飯田市食育推進計画により数値目標を掲げ、地元農産物の利用率を高めます。

また、給食に有機農産物等の環境に配慮した農産物を積極的に取り入れていくことで、こどもたちに安全・安心な食を提供し、「環境に配慮した農業」に取り組みやすい環境を整えていきます。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和8年度
朝食夕食を家族と一緒に食べる共食率（朝食・夕食）	朝食 56.0% 夕食 66.3%	朝食 61.0% 夕食 70.0%
公共の教育施設における、主要野菜10品目における年間を通じた地元農産物利用率	保育 47.4% 学校 48.0%	保育 51.0% 学校 55.0%
離乳食講座の実施	24回	24回
地元の旬の果物等の利用率（公立保育園） ※令和元年度～令和5年度までの利用率の平均は93.4%	98.8%	95.0%

施策2 若者の定住・出会い・結婚の希望への隘路の打破



赤ちゃんってかわいいね！
でもどうやって接したらいいのか分からないし、
子育てって大変そう。
自分が結婚して、こどもを育てる未来って想像つかないな…。

高校生の皆さんが乳児とふれあったり、将来や家族を持つことについて
考えたりする機会を提供していきます！



赤ちゃんとふれあう機会って普段あんまりないもんね！
でもまずは進学して、将来好きな仕事に就くことが夢なんだ～。
飯田市は山や川ばかりだから、なんとなくできることが
少ない感じがちゃうんだけど…。



飯田市で興味・関心を活かせる仕事がみつけれられるよう、地元企業や地域
産業の理解をもっと進める機会をつくっていかなくては！！

結婚したいけど、いろいろにお金が
すごくかかるんだよね…。



飯田市で素敵な人との
出会ってあるのかしら…。

もっともっと若者の声を聴いて、若者が
暮らしやすいまちづくりを進めましょう！





・母子保健学習事業（保健課）

中学生を対象に行うSOSの出し方に関する教育（母子保健学習）と高校生乳児ふれあい体験学習を通し、自分自身がかけがえのない存在であることを知り、自分の命を大切に作る心や身近な人を思いやる心を育てる機会を作ります。また、高校生が乳児とのふれあいを通じて、これから新しい命を生み育てていく責任を考える機会としていけるように取り組んでいきます。

参考指標または項目	直近の現状値 令和5年度	令和11年度
中学校実施数	6校	全学校
高校実施数	-	5校

・ライフデザインセミナー事業（共生・協働推進課・こども課）

高校生をはじめとする若者世代を対象にライフデザインセミナー（自分の生き方を考える講座）を実施し、男女が互いに助け合う生き方や多様な生き方を考えるとともに、結婚や子育てについて知る機会をつくります。

参考指標または項目	直近の現状値 令和5年度	令和11年度
高校等実施数	4校	6校

・ワーク・ライフ・バランス推進事業

（産業振興課・共生・協働推進課・こども課）

男女がお互いに主体的に子育てを行い、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図りながら子育てを楽しみ暮らすことができる社会の実現に向け、事業所や労働者への啓発活動や研修会等を実施します。また、働きやすい職場づくりに取り組む事業所の個別相談等に応じながら、社員の子育て応援宣言や特定事業主行動計画の策定に向けたPR活動を実施し支援に努めます。

・地元企業や地域産業への理解を深める事業（産業振興課）

若者が自身の強みや興味関心を活かせる仕事を見つけ将来設計を描けるよう、地元企業や地域産業への理解を深めるための企業説明会や職場体験などの機会を拡充し、安易な早期離職を防ぎ、地域社会への定着を促します。

・飯田市自営型テレワーカー養成講座（産業振興課）

子育てなどの理由で一度は仕事を離れた女性が、デジタルスキルを習得し、在宅で働いて収入を得るための実践的な半年間のセミナーを開催します。このセミナーを通じて、自営型テレワーカーをはじめとする、より柔軟な働き方を希望する女性を支援します。

・出会いの創出事業 （福祉課）

①婚活イベントの開催

田舎暮らしを希望する女性向けに、『飯田市の魅力を堪能できる』『飯田市での暮らしをイメージできる』イベントを開催し、将来的には飯田市への移住・定住へ、そして、結婚へとつながる取り組みを展開します。

②結婚マッチングシステムの推進

結婚を希望する方が積極的に未来のパートナー探しができるよう、「ながの結婚マッチングシステム（NAGANO ai MATCH）」の活用を推進します。

・結婚支援アドバイザー設置事業 （福祉課）

結婚を希望する方へ、出会いの機会の創出や自分磨きの支援、結婚に関する相談等の総合的な支援を行います。

・結婚相談事業への支援 （福祉課）

飯田市結婚相談員会及び地区結婚相談員の相談支援活動及び地区主体の婚活イベント、関係団体と連携した事業等への支援を行い、地域における結婚相談体制の充実を図ります。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和 11 年度
婚活・出会いの機会創出イベント回数	24 回	25 回
結婚相談所登録	145 名 (男性 107 名 女性 38 名)	200 名
カップル成立（連絡先交換成立を含む）	58 組	100 組

・結婚新生活支援事業 （保育家庭課）

婚姻した夫婦がともに39歳以下である新婚世帯を対象に、結婚に伴う経済的不安の軽減を図るため、住宅の取得費、賃借料、引越費用等の一部を補助します。
(10万円～60万円)

・中山間地域振興事業 （結いターン移住定住推進課・保育家庭課）

飯田市中心間地域振興計画に基づき、人口減少を最小限に留めるため、近居・同居支援や空き家活用事業と合わせ、関係人口の創出、地域への移住・定住を推進していきます。

また、自然豊かな環境で子育てをしたいと考えている方を対象に、市内の中山間地域にある保育園での保育が体験できる「ショート留学プログラム」を展開していきます。

・結婚・妊娠・出産・子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業（こども課）

こどもまんなか月間（5月・11月）と連携し、結婚や子育てについての情報発信・地域全体がこども子育てに関わる啓発の取り組みを推進します。

・若者の声を聴く事業（こども課）

すべての若者が「飯田（ここ）で育ってよかった」「飯田（ここ）で暮らし続けたい」「飯田（ここ）で家庭を持ちたい」と感じられる社会を目指し、各々の若者が思い描くライフスタイルを実現するための発言できる機会をつくれます。

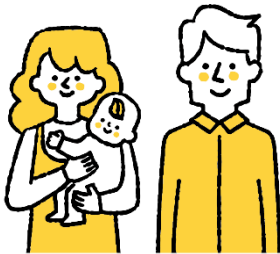
また、ヤングケアラーや人前での発言が苦手な方やなど社会参加の機会に困難を抱える方々の声に寄り添うため、定期的なWeb調査を実施し、様々な若者の声を聴く機会をつくれます。

施策3 母性並びに乳児及び幼児の健康確保と増進



赤ちゃんができました。
健診はどうすればいいのかな？

保健センターで、健診の受診券や母子手帳をお渡しします。
妊娠中の生活や赤ちゃんを迎えるための準備について、パパとママで
学ぶ学級もあります。



赤ちゃんってこんなに泣くの？
夜も眠れない…。



産後の育児は夜の授乳で何回も起きなければならないなど、
お母さん一人では負担が大きいです。
家族の協力や、産後の支援も使いながら子育てしていきましょう。



赤ちゃん順調に育っているかな？

生まれて2か月頃には、保健師が家庭訪問して赤ちゃんの発育や
お母さんの体の様子をお聞きしますね。
その後は3歳まで定期的に乳幼児健診があります。その時々
にお子さんの発育発達を一緒に確認していきます。





・母子健康手帳交付・伴走型相談支援事業（保健課）

妊産婦及び乳幼児の健康保持増進のため、健康に関する情報を管理する母子健康手帳は、母子保健コーディネーター（保健師等）との面接を行いながら交付します。面接時に全妊婦のセルフプランを作成、定期アセスメント会議を実施します。また、支援が必要な方にはサポートプランを作成し、継続した相談支援を行います。

母子保健コーディネーターは相談、妊婦健診、妊娠8か月アンケート、産後2週間・1か月産婦健診などを通じ、必要に応じて関係機関と情報共有しながら妊産婦への早期支援に取り組みます。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
母子保健コーディネーター面接妊婦数	618人	591人
アセスメント開催回数	60回	60回
産婦健診受診者	受診者 634人 延べ 1,186件	受診者 562人 延べ 1,068件

・安心して出産できる体制づくり事業（市立病院）

地域内の出産は地域内で可能となるよう、市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムを運用し、これまで以上に連携を強化するほか、院内助産の体制を充実させるなど、安心して出産できる体制づくりを進めます。また、医師確保に向けて関係機関と調整し継続的に取り組みます。

・パパママ教室事業（保健課）

妊婦の不安を軽減し、安心した出産育児を迎えられるようパパママ教室を開催します。また、妊婦とその家族が協力して子育てを行えるよう、母子手帳交付時に対象者への周知を図るとともに、受講しやすい日程での開催や魅力ある内容にします。夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため家族の健康教育に取り組みます。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
参加延べ人数	324人	300人
うち夫や家族の数	159人	150人

・産後ケア事業 （保健課）

産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、家族等から産後の支援を受けられない、授乳や育児の不安があるなどで支援を希望する方を対象に、助産師による相談や宿泊しての心身のケアや育児等への支援により、育児不安を早期に軽減します。

また母子保健コーディネーターと助産師が連携して安心して産後が過ごせるよう相談体制をさらに充実させます。

・産後支援事業 （保健課）

産後間もない体調がすぐれない時期や育児に慣れない時期に、ヘルパーや保育士等子育ての知識を有する者が訪問して家事や育児の支援を行い、こどもとの生活がスムーズにスタートできるようにサポートします。

・乳児家庭全戸訪問事業 （保健課）

生後2か月頃に全乳児を対象に保健師が訪問指導を実施し、乳児の発育状況を把握し、保護者の相談に応じることで育児不安の軽減に努め、支援が必要な家庭に対し関係機関につなげるなど適切な支援を行います。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
訪問件数	644人	557人
訪問実績率	99.4%	100.0%

・乳幼児健康診査事業等 （保健課）

乳幼児の健診・相談(4か月児健診、7か月児相談、12か月児相談、1歳6か月児健診、2歳児相談、3歳児健診)においては、心身の発育の状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。健診・相談は、対象人数を適正にし、きめ細やかな対応を行うとともに、必要に応じ、専門相談へつなぎ適切な支援を行います。また、栄養相談日・歯科相談日を設け、個々に合った相談に応じていきます。こどもの成長発達を促し、保護者の不安が軽減し安心して子育てに向かえるように行っているあそびの広場を継続していきます。今後、乳幼児相談を行う適切な時期について検討をしていきます。

出生後医療機関で実施する新生児聴覚検査と1か月児健診の受診票を交付し、異常の早期発見と健やかな発育発達のために受診を促進します。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
乳幼児健診受診率	98.0%	100.0%
あそびの広場の実施	12回	12回

・乳幼児学級、乳幼児親子学習交流支援事業（保健課・公民館）

保護者の子育て学習の場として乳幼児学級をすべての地区で実施します。乳幼児を持つ保護者や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師の家庭訪問などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて子育て家庭同士の交流を深めます。

・地域子育て支援拠点での子育て講習会（こども課）

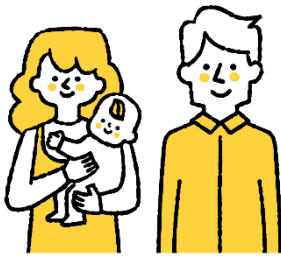
未就園児親子の交流の場である地域子育て支援拠点（つどいの広場）では、乳幼児の子育て親子が自由に交流しながら子育てを学び合い、親としてのスキルを高めます。

また、子育てに関する講習会を定期的を開催し、保健師、栄養士、歯科衛生士などが専門的な視点で講習を行うほか、個別相談や参加者同士の情報交換を通して、子育てについて学ぶ場を提供します。



施策4 多様な子育てニーズへの対応と親育ちの支援

※施策4の事業は、第5章（子ども・子育て支援事業計画）に別掲します



保育のプロの目線から、子育てで大切なことを教えてください。

子育てに対するお母さんの責任は重くなりがちで、負担の多い「仕事」に変わってしまうこともあるかと思います…。
「家族みんなで、社会全体で子育てしていく」認識がもっと広まってほしいですね！！



タブレット端末やスマートフォンなどのアプリケーションはこどもの心身に影響が出ない上手な使い方をしましょう。
親子で公園などに出かけて五感をつかったり、お友達と関わって遊んだりすることで、考える力やコミュニケーション能力が身についていきます！

特に乳幼児期のこどもとのスキンシップ・笑いかけ・話しかけ・こどもの言葉に耳を傾けることなどは、心身の発達につながります。
親子のふれあいは、とても大切です！



認定こども園や保育所は、地域の子育て相談機関として、園児でなくても地域の子育て相談に応じたり、様々な子育ての困りごとに対応できるよう多機能化を目指します。

基本的視点Ⅱ こども・子育てを尊ぶ環境づくり



いいだ未来デザインが掲げる人口ビジョンを実現するためには、子育て・子育てをみんなで支え合い、こどもが健やかに育っていける地域社会を築いていく必要があります。

各々の家庭をはじめ、親族・近所・地域・事業所・行政などすべての主体がそれぞれの立場で「地域子育て」の役割を果たし、連携協力して取り組む必要があります。

すべてのこどもは、家族や身近な人たちの愛情のもとに生まれ、自らも家族や地域の一員としての様々な役割を果たしながら、成長発達を遂げていきます。こどもの健全な成長発達と社会性・自立性を育み、自立した生活を築くことができるよう、それぞれの能力に応じて最善の利益を優先して考慮し、こども自らが育つ力を大切にする取り組みを進めます。

また、雨の日や暑い日にも安心して楽しめる居場所などハード面での整備、結婚・妊娠、出産、子育てに至る各ライフステージに応じた経済的支援、子育て情報の積極的な発信を進めていきます。

施策5 こども・子育てに優しい環境の整備

事業一覧

・子育てにやさしい街づくり事業（土木課）

他の関連する計画や各整備計画との整合を図りながら、歩道整備等（階段のスロープ化など）子育て親子の外出を支援し、利用しやすい環境整備を進めます。

・子育てに優しいお出かけ先づくりの啓発（こども課）

こども・若者・子育てを真ん中に据えた視点から、公共施設等の整備には基本的に「おむつ交換」や「授乳」のためのプライバシー空間の整備の普及に努めます。

民間商業施設等にあっても、バリアフリーの配慮に努めることが売り上げにつながることの啓発に取り組み、地域全体でこども・子育てに温かい環境づくりを推進します。



・子育て環境の整備（維持管理課）

こどもが元気よく安全に遊ぶことができる居場所づくりとして、公園や広場へ遊具などの設置を進め、子育て世代が安心して公園へ出かけられるように、「おむつ交換」や「授乳」ができる環境を拡充します。また、公園への防犯カメラの設置等により犯罪やトラブルが起きないように安全・安心な環境を整備します。

・妊娠期から子育て期の専門的総合相談拠点「こども家庭センター」の整備
（こども課・保健課）

改正児童福祉法及び母子保健法を踏まえ、こども・子育ての切れ目ない支援のための「こども家庭センター」（乳幼児健診等を行う“保健センター”と、こども子育てにかかわる総合相談支援拠点“旧こども家庭応援センター”との一体化によるワンストップ型相談機関）の整備に向けて検討します。

・子育て世帯やこどもが身近に相談することができる「地域子育て相談機関」の整備
（こども課・保育家庭課）

改正児童福祉法では、地域住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる「地域子育て相談機関」の整備等に努めなければならないものとされています。

子育て世帯の不安解消や状況把握の機会が増えるよう、人口、交通事情その他の社会的条件等利用者にとって敷居が低く、相談しやすい条件を総合的に勘案し、地域の実情に合わせたあり方について検討していきます。

・雨の日にも思いっきり楽しい「親子交流施設」の整備検討（こども課）

乳幼児から小学生程度までのこども連れ親子が、家族揃って出かけられ、雨天や猛暑でも楽しく過ごせる屋内施設について、民間の取り組みも視野に入れて推進します。そのため、子育て親子が「飯田（ここ）で育てて楽しい」と感じられる空間づくりに関する意見を発出する機会をつくれます。

・地域こどもの生活支援事業（こども課・保育家庭課・福祉課）

夏休みなど学校の長期休暇期間に、こどもの孤食・孤立リスクを予防するため、地域の多様な主体が関わる「居場所」づくりを支援します。

・こども発達センターひまわりの整備事業（こども課）

こども発達センターひまわりの空調や照明、遊具等の老朽化した設備の更新を計画的に進め、併せて新たに駐車場の整備を行うなど、多くの利用者が安心して来園できるよう整備していきます。

・民間保育施設等整備事業（保育家庭課）

多様な主体が実施する、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、子育て関連施設における、空調、遊具、園庭の整備、防犯対策設備の設置等の環境改善、或いは老朽化による建替え・改修など安全で良好な保育環境の確保と多様な保育ニーズへの取り組みに対して支援します。

・民間保育所等地域交流施設整備事業（保育家庭課）

こどもや地域住民の交流の場（こども食堂等）や、園児と高齢者の交流の場（地域の高齢者との交流）など多機能化に資する施設整備を支援します。

・教育・保育人材確保事業（保育家庭課）

幼児教育・保育施設の安定的な運営を支援するため、幼児教育・保育人材の発掘や就業支援、人材確保のための移住定住を促進します。

また、保育従事者等の技能向上やキャリアアップなどの支援、質の向上を図る活動支援を行います。

・地域協働型保育所等運営モデルの推進（保育家庭課）

地域の協力・協働を得て、公立認定こども園の保育標準時間の運営のための人材を確保します。

①地域の協力・協働を受けながら公立認定こども園の開所時間を延長していく
（上限は保育標準時間）

②延長する時間帯の保育は、地域から発掘された地元人材を市がパート職員として任用して運営する。なお、地元人材が当該地元認定こども園へ勤務するよう配慮する。

③延長される時間帯の園児は核家族世帯である場合が多いことから、地域との協働により園内イベントを企画開催するなど、対象家庭が「地域が見守っている」と安心を感じられるよう配慮する。

・放課後児童健全育成事業（再掲）（学校教育課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の居場所づくりとして、放課後児童健全育成事業を実施します。

児童支援員の確保や適切な配置に努めるとともに、4年生以上の高学年の受入希望にも対応できる体制づくりを進めます。

市内の放課後児童健全育成事業を実施する施設の空調整備、防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、トイレの洋式化、駐車場の整備等利用者の快適性・利便性の向上を図ります。



雨の日の遊び場を語ろう time

日時：令和6年7月25日（木） 午後1時～午後3時

場所：わいわいひろば（飯田短期大学・地域響流館）

市内のつどいの広場を利用する乳幼児親子や小学生と市長との懇談会を開催しました。

テーマは「雨天や猛暑日の親子遊び方や、小学生程度までの親子がみんなで出かけられる施設」について。

フリートークによる意見交換会を実施しました。



参加者からの主な意見

☆雨の日や暑い日はどうやって過ごしている？ どこで遊ぶ??

- ・ つどいの広場、わいわい広場、ゆいきっずに行く
- ・ 家で遊ぶ（おもちゃ、絵本、お菓子づくり、カードゲーム、TVやDVDを観る）
- ・ 図書館
- ・ 祖父母の家
- ・ イベントを見つけて行く
- ・ 大型スーパーの遊び場



☆困っていること・心配なことはある？ どんなところがあるとうれしい？

- ・ いつも同じところだと子どもが飽きてしまう
- ・ ずっと2人だと嫌がる
- ・ 熱中症対策
- ・ 夏の公園の遊具が熱い 冬の公園のトイレは寒すぎる
- ・ 雨に濡れずに行けるところが少ない
- ・ 家の中ばかりだとストレスがたまる
- ・ 室内でもおもしろい遊び場があるといい
- ・ 小さな子も大きな子も一緒に家族みんなで連れて行ける屋内施設がほしい
- ・ お友達づくりには0歳児学級は良かった



施策6 ライフステージに応じた経済的支援

政府が 2024 年度から 2026 年度の3年間で推進するとした「こども未来戦略活性化プラン」による、それぞれのライフステージに応じた経済的支援の概要は、次のマップ図のとおりです。

以下に、国の給付金に関わる窓口相談事業や、市独自の経済的支援事業を掲載します。

■ こども未来戦略活性化プラン(こども家庭庁)



事業一覧



・奨学金貸与事業（学校教育課）

進学を希望するも経済的理由により修学が困難な学生に対し、教育の機会均等を確保するため、引き続き無利子で奨学金を貸与します。また、返還期間中に本市に居住する場合には返還金の一部を免除する仕組みも実施します。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
奨学金新規採用者	46人	事業継続

・結婚新生活支援事業（再掲）（保育家庭課）

婚姻した夫婦がともに39歳以下である新婚世帯を対象に、結婚に伴う経済的不安の軽減を図るため、住宅の取得費、賃借料、引越費用等の一部を補助します。
(10万円～60万円)

・不妊及び不育症治療費助成事業（保健課）

不妊・不育症治療は経済的・精神的な負担が大きいため、治療費の一部助成により経済的負担の軽減を図ります。また不妊検査や治療等に関する情報提供や相談に応じる不妊・不育相談を実施し、こどもが欲しいと望む夫婦等に寄り添った支援を行います。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
不妊治療費助成件数	156件	170件
不育症治療費助成件数	2件	5件

・低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業（保健課）

経済的な理由により産科受診が遅れてしまうことを防ぐため、低所得妊婦の妊娠判定のための初回産科受診にかかる費用を助成します。

・妊婦のための支援給付事業[出産・子育て応援交付金給付事業]（保健課）

出産育児用品の購入等、出産や子育てにかかる費用への支援のため、妊婦に対して支援金を給付します。

・国保加入者における出産育児一時金の交付や産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減（保健課）

市は、国保加入者に係る出産育児一時金や産前産後期間に係る国民健康保険税軽減の申請を受け付けています。

・妊婦健診費助成事業 （保健課）

母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健診を定期的に受診できるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和 11 年度
妊婦健診費利用者数	945 人	869 人

・産婦健診費用助成事業 （保健課）

産後の健康維持や産後うつ予防、産婦の心身の不調の早期発見のために産後2週間と産後1か月に行われる産婦健診の費用を助成します。産後うつ等により支援が必要な場合は、健診実施機関、母子保健コーディネーター、地区保健師、こども相談係等が連携し、産後ケア事業の紹介や訪問等の支援を行います。

・新生児聴覚検査費助成事業 （保健課）

難聴の早期発見のために出生後医療機関で実施する新生児聴覚検査の費用を助成します。

・1か月児健康診査支援事業 （保健課）

こどもの健康の保持増進を図るため、身体発育状況の確認や異常の早期発見、保護者の育児不安の軽減のために生後1カ月頃に行われる1か月児健康診査の健診費用を助成します。

・こども医療費給付事業 （保健課）

すべてのこどもが安心して医療を受けられ、医療機関を受診しやすい環境を整えるため、0歳から満18歳までのこどもの医療費を給付します。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和 11 年度
こども医療費助成	157,555 件	159,000 件

・児童手当支給事業（保育家庭課）

「家庭等における生活の安定」と「次代の社会を担う児童の健やかな成長」を応援するため、0歳から18歳まで（高校生年代）の児童がいるすべての世帯に対して、こどもの人数や年齢に応じ、手当を支給します。（年6回偶数月に支給）

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
児童手当支給数(延べ)	126,493 人	事業継続
児童手当支給金額	1,410,280 千円	事業継続

・おめでとう赤ちゃん訪問活動事業（こども課）

主任児童委員（民生児童委員）が、生後4か月児のいる家庭へ訪問し、子育ての困りごと等を聞きとり、地域の生活情報をアドバイスするほか、家庭と行政とのパイプ役として子育ての見守り役であることを伝るとともに、紙おむつの処分にかかる経済的支援として市の指定ごみ袋を配布します。

・保育料等の軽減事業（保育家庭課）

子育て世代の負担軽減のため、保育料多子軽減（2歳児クラス第2子目以降無償化、第2子半額、第3子無償化）、副食費免除（第3子目以降免除）に取り組みます。
（多子軽減制度年齢：22歳未満）

・就学援助事業（放課後児童クラブ軽減含む）（学校教育課）

経済的な理由等により、学用品や学校給食費等の支払いが困難な家庭に対し費用の全額または一部を補助します。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
要保護及び準要保護世帯 児童生徒数	1,105 人	事業継続

施策7 多様な主体がこども・子育てに関わる気運の醸成

事業一覧



・おめでとう赤ちゃん訪問活動事業（再掲） （こども課）

主任児童委員（民生児童委員）が、生後4カ月児のいる家庭へ訪問し、市長からのお祝いメッセージとともに、飯田市更生保護女性会からの「生まれてきてくれてありがとう」プレゼントを渡します。訪問では、こどもの様子を見せていただきながら、子育ての困りごと等を聞きとり、地域の生活情報をアドバイスするほか、家庭と行政とのパイプ役として子育ての見守り役であることを伝えます。

・こどもの見守り活動推進 （危機管理課・学校教育課・こども課）

犯罪や事故のない安全・安心なまちを目指して、市・警察・福祉・教育関係機関やPTA・こどもを守る安心の家・少年警察ボランティア協会などの各種防犯ボランティアの連携による防犯活動です。引き続き、こどもたちが安心して地域で過ごせるよう、ボランティア活動の普及啓発を進めます。また、警察からの安心メール、小中学校においては保護者連絡ツールを活用し、犯罪やトラブルが起きないような地域づくりに努めます。

・多様な学習交流支援事業 （公民館）

地域に着目した多様な学習交流活動を通じて、地域で暮らす様々な世代がこどもに関わる気運の醸成を図ります。

・バス・乗合タクシーのマタニティ割引 （リニア推進課）

母子手帳提示で、公共交通の運賃を半額にすることで、妊婦に優しい地域の醸成を図ります。

・こども・若者・子育てに関する地域課題の把握と検討 （福祉課・こども課）

飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画を踏まえつつ、主任児童委員会などを通じて子育てに関する地域課題を把握し、重層的支援体制の中で新たな地域課題を検討していきます。

・「ながの結婚マッチングシステム」の周知拡大 （福祉課）

飯田（ここ）で結婚を希望する若者に向けて出会いの機会のひとつとなるよう、「ながの結婚支援ネットワーク」が運用するA I マッチングシステム「ながの結婚マッチングシステム（NAGANO ai MATCH）」の周知拡大を図ります。（18歳未満の方はご利用いただけません。）



二次元コード

・いいだ子育て応援アプリ（母子モ）の周知拡大 （こども課・保健課）

妊娠期～乳幼児期の子育ての不安や悩みに寄り添い、子育ての孤立を防ぎ、家族みんなでこどもの成長を喜び合える環境づくりのため、「いいだ子育て応援アプリ（母子モ）」を提供しています。

母子手帳の交付の際にご案内しており、登録していただくと、子育てに関するイベントなど地域情報がプッシュ型で通知されます。

また、妊娠、出産、子育て期を中心とした、様々な子育て関連のコンテンツを利用することができます。

引き続き、母子保健情報のデジタル化について国の動向をみながら、母子モのモバイル型母子手帳としての機能の充実を検討していきます。



二次元コード

・公式 Instagram による「地域子育て情報」の配信 （こども課）

幼児期～学童期の子育ての不安や悩みに寄り添い、子育ての孤立を防ぎ、地域のみんでこどもが成長する環境づくりのため、飯田市こども家庭センター内「ゆいきっず広場」から、公式Instagramによる「地域子育て情報」を配信します。配信は、子育て中の市民の方などに担当していただきます。



二次元コード

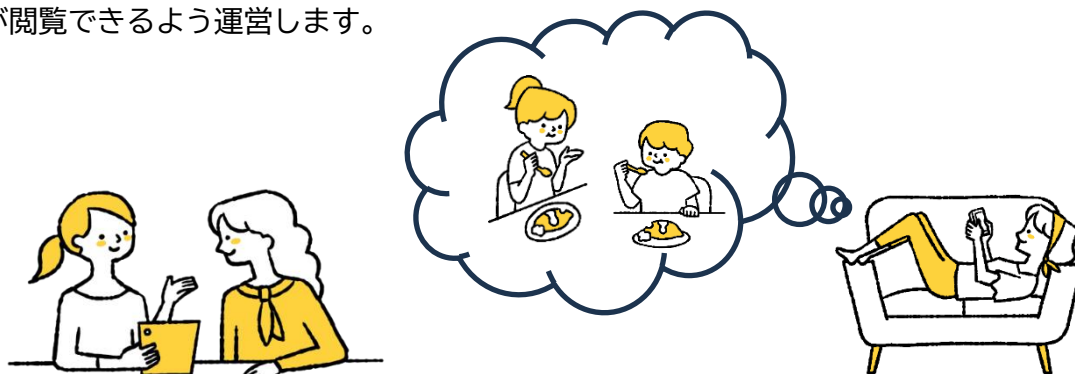
・新たな子育てサイトによる地域子育て総合案内の充実 （こども課・デジタル推進課）

これまでの子育て総合情報案内サイト「飯田市子育てネット～こどもといっしょ～」は、新たな子育て応援サイト（CMS型）として市のホームページの中に組み込むこととし、さらに広くこども・若者・子育てにかかる行政の総合案内サイトへ移行します。

移行後は、それぞれの事業担当課が所管し直接入力することにより、常に新しい情報が閲覧できるよう運営します。



二次元コード



・飯田市子育てナビ（冊子）の見直し（こども課）

妊娠期からプレママ、プレパパへの子育て読本となるよう、また祖父母などご家族とともにこどもの誕生・成長を喜び会えるよう、3種の子育てナビ（飯田市子育てナビ、パパナビ、まご手帳）を作成し、母子手帳交付時にプレママさんへ配布してきました。

3種の子育てナビは、飯田市みんなで子育て応援サポーターの皆さまに取材・編集委員となって年一回の更新に取り組み、「飯田市子育て情報に関する総合ガイドブック」として評価されてきました。

ただし、冊子であるために「情報がリアルタイムに更新されない」「妊娠中に一度しか受け取れない」「出産後にはもう紛失してしまう」といった声が聞かれ、スマホで利用しやすい一層のDXが求められてきました。

一方、祖父母などご家族や、地域の多世代の皆さま、本市を訪れた方々にとっては、公共施設で気軽に手に取れる冊子型に利便性が高いほか、地域で行われる各種の子育て支援活動でもテキストとしての汎用性があります。

そこで、3種の子育てナビは、新たな子育て応援サイト（CMS型）へ統合し、市公式LINE等を通じて手軽に閲覧しやすくします。

一方、冊子型のものは、広告費によって運営するよう民営化を図り、市は内容を監修するものとします。新たな冊子型ナビは、3種をひとつに統合しつつ公共施設等に備え置き、子育て世代でなくとも誰もがいつでも入手できるものへ移行し、「地域のみんなが子育てを尊ぶ環境づくり」を進めます。

・ながの子育て家庭優待パスポート事業（こども課）

18歳未満のこどもがいる世帯の方や妊娠中の方が、協賛店で「ながの子育て家庭優待パスポート」を提示すると、子育てにやさしい設備の提供や割引・優待などのサービスを受けられる制度です。（長野県事業）子育て中の親子が、気兼ねなく外出することができるとともに、地域全体で子育てを応援することを推進します。飯田市は市内協賛店の拡大に向け、長野県に協力するとともにパスポートの配布事務を担当します。引き続き、市民の子育て家庭への周知を徹底するとともに、県と協働してDXを進めます。

・結婚・出産・子育てに温かい社会づくりの気運の醸成（こども課）

こどもまんなか月間（5月、11月）を活用し、結婚・出産・子育てに温かい社会づくりに向けて、地域の子育て支援団体など多様な主体が取り組む各種のイベントや情報発信の活動を支援します。

基本的視点Ⅲ きめ細やかな伴走支援



こどもの育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、本人と家族の支援ニーズに対応したきめ細やかな相談と支援体制の充実を図ります。

低所得家庭に対しては、「子育ての貧困」の連鎖を断ち、こどもが思い描く夢に向けて努力できる環境を整備するため、学習支援、学び体験、人と繋がるの場となる「こどもの居場所づくり」に取り組みます。

こどもの特性に合わせた適切な関わり方や環境調整について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図り、ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供する体制の構築に取り組みます。

ヤングケアラーをはじめ、「登校する希望」、「社会参加する希望」、「友と過ごす希望」や「夢の実現に向けて努力する機会」に困難があるこども若者の実態を把握し、気軽に相談できる応援窓口の充実に取り組みます。

施策8 こども・子育ての貧困の連鎖の打破

事業一覧

- ・ひとり親自立支援事業（保育家庭課）

父母の離婚や死別などにより、こどもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、こどもの福祉の増進を図るため手当を支給します。（児童扶養手当 年6回奇数月に支給）

ひとり親の就労による自立のため、高等職業訓練促進給付金等を給付し、就職の際に有利となる資格の取得を支援します。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
児童扶養手当の支給	854 世帯	事業継続
高等職業訓練促進給付金支給	5 件	5 件
母子父子寡婦福祉資金の貸付	4,956 千円	事業継続

・ひとり親家庭等学習支援事業（保育家庭課）

ひとり親家庭等のこどもが、希望する進学がかなえられるよう関係団体と連携した支援に取り組みます。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和 11 年度
登録児童数	15 人	20 人

・こども第三の居場所づくりの支援（こども課・学校教育課）

民間における「こども・子育ての貧困対策」について、生活困窮世帯とそのこどもに対する居場所の提供、学習支援の提供、生活習慣の形成支援、相談支援のほか要保護児童対策地域協議会との連携に係る事業を実施する施設の整備について、支援します。

・地域こどもの生活支援事業（再掲）（こども課）

「子育ての貧困」の連鎖を断ち、すべてのこどもが自ら思い描く将来の夢の実現に向けて努力できる環境をつくるため、生活習慣の獲得、学習支援の機会、学びや体験・同世代との繋がりとなる「こどもの居場所づくり」に取り組みます。さらに、夏休みなど学校の長期休暇中の体験活動などの提供活動を支援します。

・子育ての生活実態調査（こども課）

国が実施するこどもの貧困対策実態調査の指標を基に、本市の子育ての生活実態調査に取り組みます。また、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、調査結果を基に新たな支援策を検討します。

施策9 こどもの特性に合わせた切れ目のない発達支援

事業一覧

・乳幼児期における発達相談・発達支援（こども課）

乳幼児健診等で発達支援ニーズや子育て相談ニーズが把握された乳幼児とその保護者に対し、「短期親子支援グループ『ゆいっこ』」「入園前発達支援学級『ばななクラブ』」を実施し、こどもへの適切な関わり方を保護者とともに考えていきます。

こども課職員が市内の保育所等からの依頼を受けて巡回訪問し、個別の支援や環境調整が必要なこどもに対する支援内容を園職員とともに検討します。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
短期親子支援グループ「ゆいっこ」参加家庭	24 組	25 組
入園前発達支援学級「ばななクラブ」参加家庭	13 組	15 組
保育所・認定こども園巡回訪問	126 件	100 件

・児童発達支援センターの運営（こども課）

障がいのあるこどもや心身の発達に何らかの支援を必要とするこどもが、身近な地域で専門的な発達支援を受けられるよう、児童発達支援センター「飯田市こども発達センターひまわり」の安定した運営を行います。通所部門では、個別支援計画に基づき個々に合わせた児童発達支援を行い、外来相談部門では、外来相談、訪問支援、施設支援等を通して途切れない発達支援の充実を図ります。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
こども発達センターひまわり外来相談実人数	481 人	500 人
児童発達支援利用児童	47 人	50 人

・5歳児相談事業（こども課）

社会性が伸びる時期でもある保育所・認定こども園年中児を対象に5歳児相談を実施し、支援ニーズのあるこどもとその支援内容について検討した上で、保護者とも連携しながら小学校へ適切につないでいきます。

この機会に保護者としてこどもの成長を振り返っていただいたり、こども課職員が集団場面でのこどもたちの様子を確認しながら、年長・就学に向けて伸ばしたい力を園職員とともに考えていきます。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
5歳児相談事業実施園	-	100.0%

・保育所等における医療的ケア児の受入れ事業（保育家庭課）

集団生活が可能な医療的ケア児に対して主治医の指示に基づきながら、常勤の看護師を配置するなど、個々の症状に応じて安全・安心に保育所等での生活を過ごせるように配慮していくと共に、全てのこどもたちの成長と発達が保障されることを目指します。

・就学相談事業（学校教育課・こども課）

すべての年長児保護者に教育支援(就学相談)に関して広報し、特別な学びの場(特別支援学校・特別支援学級など)について紹介し、当事者や関係者の理解の促進に取り組みます。

また、就学相談を通して、特別な支援を必要とするこども一人一人に対し、その子の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うための学びの場を、当事者と共に考えていきます。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和 11 年度
就学相談説明会参加者	86 人	90 人
就学相談対象児童数	198 人	190 人

・特別支援教育支援事業（学校教育課）

特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員（看護、生活・学習支援）の学校配置や、支援に有効な教材等を活用した個々に寄り添う学習を推進します。また、副学籍制度による学習交流活動を支援します。それとともに、教職員の特別支援教育及びインクルーシブ教育に関する専門性を高めるための研修会を行います。

教育指導専門主査や教育相談員等による学校訪問での課題共有や、支援会議等を通じた学びの場の検討や個に応じた支援に関する指導、支援を行います。

外国籍児童生徒等の日本語学習に対し必要な支援を行います。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和 11 年度
特別支援教育支援員数	48 人	59 人
特別支援教育コーディネーター※	62 人	62 人

※特別支援教育コーディネーターは各学校 1 名というところもあれば、複数配置している学校もあります

・障害児通所支援 （福祉課・こども課）

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など障がいのあるこどものためのサービスが適切に利用できる体制を整備していきます。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和 11 年度
児童発達支援利用人数	28 人	36 人
放課後等デイサービス利用人数	296 人	315 人
保育所等訪問支援	4 人	10 人

施策 10 様々な困難を抱えた家庭のこども・若者の夢を応援

事業一覧



・子育て支援ネットワークの運営（こども課）

飯田市子育て支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）に参画する関係機関は、児童虐待防止、要保護児童等への適切な支援を図るため、情報を共有化し、同一の認識の下、役割分担をして支援します。

乳幼児健診未受診者・未就園児・不登校などの場合、特に支援を必要としている家庭も含まれることから関係機関で連携し、こども等の状況を定期的に確認することで児童虐待等の発生の防止に努めます。

・児童虐待防止の啓発（こども課）

児童虐待は、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待が重複しておこる場合があります、こどもの健やかな成長に影響を及ぼすため、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンをはじめとした虐待防止活動では、家庭や学校、地域等の社会全般にわたって広報・啓発に取り組みます。また、子育て世代に向けて、体罰等によらない子育てについての啓発を行います。

参考指標または項目	直近の現状値 (令和5年)	令和11年度
児童相談対応件数	964 件	900 件

・ヤングケアラーなど困難を抱えた家庭の相談支援（こども課・福祉課）

こどもや若者が、本来大人が行うような過度の家事や家族の世話を行っていることで、学業や進学、就職、友人関係などに影響がでることや、自身の心身に不調をきたすことがあります。こうした状況は家庭の外から把握されにくく、こども自身が自分の置かれた状況に気づくことは難しいため、周りが早めに気づき、手を差し伸べる必要があります。このため、相談先としてヤングケアラーコーディネーターを配置し、あわせてこどもや若者が置かれている現状や支援についての啓発も行っていきます。

家に閉じこもりがちになっている若者が、社会参加のきっかけや次のステップに踏み出せるよう、若者サポートステーションや生活就労支援センター等の関係機関と連携し、寄り添った相談支援を行います。また、家族学習会を開催し、家族がひきこもりについて理解し、早い段階から適切な対応ができるよう支援を行い、ひきこもり状態の若者と繋がる事が出来るよう伴走型の支援を行います。

・若者の就労支援事業との協働・連携（産業振興課・こども課）

いいだ若者サポートステーション（通称サポステ）は、働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、自身の「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」をバックアップする労働局から事業を委託された支援機関です。

サポステでは、お仕事をされていない15歳から49歳までの方と面談し、サポートプログラムを作成して伴走するとともに、仲間たちと社会へ出る不安を解消するグループワークを体験したり 講座を受けたりしながら共に成長する機会を提供します。市は、引き続き重層的支援の枠組みを活用し連携して、若者の就労や社会参加を支援します。

・生活就労支援センターまいさぼとの連携（福祉課）

就労に慣れていない又は就労定着が困難な相談者に対し、生活就労支援センター「まいさぼ」と連携し、長野県社会福祉法人経営者協会の就職活動応援金付職場体験事業（プチバイト事業）や長野県社会福祉協議会の就労支援プロジェクトを活用した体験就労を通じて、社会参加へのきっかけづくりと一般企業とのマッチングを目指した支援を行います。

・障がいのある人の就労に関する相談体制（福祉課）

障がいのある人が適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、わかりやすく利用しやすい情報提供や相談の仕組みづくりに関係機関と連携して取り組みます。

障がい者就労・生活支援センターやハローワーク等と連携して、地元企業に対して、合理的配慮や法定雇用率等、障がいのある人の雇用に関する情報提供を行います。障がい福祉サービスを利用する人に対して、就労移行支援や就労継続支援を提供できる体制を整備していきます。

・通訳等母語支援が必要な外国籍児童・保護者への支援（共生・協働推進課）

通訳等母語支援が必要な外国籍児童・保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。併せて通訳者の派遣のみに依存しないコミュニケーション（「やさしい日本語」や多言語翻訳機器の活用等）についても研究します。

・ダブルケアの相談窓口（長寿支援課）

近年、晩婚化等を背景に子育てと親の介護を同時に引き受ける、育児と介護のダブルケアが指摘されています。ダブルケアを行っている人数や割合、問題や社会的支援の必要性の把握に努め、ダブルケアに対応した相談窓口などの体制整備に取り組みます。

・女性相談・DV被害者支援事業（保育家庭課）

女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な保護を含めた自立支援を関係機関と連携して行います。DV被害を含め女性を取り巻く課題は複雑化多様化しており、より適切に対応するため相談員の人材育成や体制強化に取り組み、女性相談やDV被害者への相談支援を行います。

・その他のこども・子育て支援事業

子育てに関する相談対応や切れ目ない支援体制をさらに進めるため、福祉、保健、医療など関係機関がさらに連携し、市民と協働して取り組む子育て支援を進めます。

市民参加による活動を地域に広げるため、子育て家庭に関連する各種計画の実現に向け市民・行政が協働して取り組みます。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

多様化する保育ニーズに対応し、子育てしやすい環境（育児や保育など）のまちと感じられるように、次の5つの取り組みを推進します。

施策の方向性



(1)こどもの育ちや保護者の子育てを支える保育人材の確保と定着に向けた取組を進めるとともに、保育の質の向上を図ります

- ・ 幼児保育事業の人材確保につながるよう各種支援を継続します。
- ・ 長期休暇期間中に保育士を目指す高校生を対象にアルバイト雇用を行います。
- ・ 民・公に関わらず、市全体の幼児教育・保育従事者の技能向上、キャリアアップ等の支援を継続します。
- ・ 幼児教育・保育人材コーディネーターを配置し、新卒保育士の獲得や人材の流出抑制に取り組むほか、地域に潜在する潜在保育士の再就職の働きかけに取り組みます。

(2)乳児・3歳未満児の子育てに寄り添い、効果的に支援するまちを目指します

- ・ 乳児・3歳未満児保育ニーズの高まりに対して、国等の特定財源を積極的に活用して、効果的・効率的に保育サービスを提供できるよう、既存の民間教育・保育施設における乳児・3歳未満児の受入拡大を積極的に支援します。
- ・ 事業所内保育をはじめとする家庭的保育事業など子ども・子育て支援新制度によって創出された新たな運営方法を積極的に研究・導入し、ニーズに合った乳児・3歳未満児保育の充実を図ります。
- ・ 家庭における乳児・3歳未満児の養育を積極的に支援するため、地域子ども・子育て支援事業※を継続するほか、未就園児の地域子育て交流事業や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を推進します。

※地域子ども・子育て支援事業：こども子育て支援法に規定する111ページからの事業で、「教育・保育事業」に対し、「地域で家庭養育を支援する目的の事業」

(3)幼児教育・保育施設の多機能化を展開します

- ・ 全ての子育て世帯やこどもにとって身近な子育て支援の場として、子育てに関する精神的な不安の解消に繋がる地域子育て相談機関の役割を果たしていけるように調査・研究を進めます。
- ・ 発達の偏りや障がいがあっても、互いを認め合い、困っている人には手を差し伸べる温かな人間関係のある集団づくりに向けて支援を行います。
- ・ こどもの放課後や長期休みの居場所づくりの創設及び活動支援を推進します。
- ・ 無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するいわゆる“こども食堂”（こどもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取り組みを含む。）について、多様な主体との協働による運営を含めて調査・研究を進めます。

(4)教育・保育施設については、地区ごとの特性に応じて個別にマネジメントします

- ・少子化を背景に市内における幼児教育・保育施設の現状を整理し、保護者の声や地域の意見を丁寧に聞きながら、施設の統廃合など公立認定こども園の再編計画の検討を進めます。
- ・個別のマネジメントにおいては、その他の手法として教育・医療・介護などの他業種施設との複合化・多機能化なども取り入れ、「子ども・子育て支援新制度」の活用も検討します。今後さらに新たな整備・運営方法のアイデアについて、調査・研究を進めます。
- ・また、子育て相談室の整備等、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や空調、遊具、防犯対策や園庭整備など子育て関連施設の環境改善に取り組みます。

(5)進学・就労期まで切れ目なく、こども・子育ての貧困・孤食・孤立を防ぎます

- ・出生数が減少し、乳児・未満児の保育所入所率が高まるなか、地域子ども・子育て支援事業は、「未就園乳幼児の子育てを対象とした支援」から、発達の継続的サポートや子育て生活の経済的アドバイスなど、「進学・就労期までを視野に入れたこども・子育ての個別的・長期的な伴走支援」へと、事業体系のバランスを見直していきます。
- ・今回のニーズ調査結果によると、特に学校の夏休みなど長期休暇期間におけるこども・子育ての孤立・孤食が明らかになりました。この問題はひとり親や核家族の家庭あるいは低所得世帯に発生リスクが高く、当該家庭の児童にとって大切な成長の機会が十分でない場合があると考えられます。
- ・このような中、本市の持ち味である「豊かな自然」や「地域の絆」を存分に活かし、地域全体が主体となって、どの子も取り残さず育ち合う環境を構築して、こどももまんなか社会の実現を図ります。

1 教育・保育事業等の提供区域

(1)教育・保育等の提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条に定める教育・保育等の提供区域（教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望を踏まえて各事業の量の見込みを算出し、確保方策を定めるために設定する範囲）を次表のとおりとします。

(2)事業ごとの教育・保育提供区域

事業区分	教育・保育 提供区域	区域の設定理由
・教育・保育事業(2号・3号)	中学校区	通園距離を踏まえ7ブロック (飯田東・飯田西、緑ヶ丘、旭ヶ丘 竜峡・竜東、高陵、鼎、遠山)とする
・放課後児童健全育成事業	小学校区	下校時に児童が自ら通う距離を踏まえ、小学校区とする
・教育事業(1号) ・延長保育事業(長時間保育) ・子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・利用者支援事業(こども家庭センター) ・妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	飯田市全域	各事業の内容・実施状況等を踏まえ、 1区域とする ・独自の幼児教育ニーズへの対応 ・日々利用する事業でないもの

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1)保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた場合、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

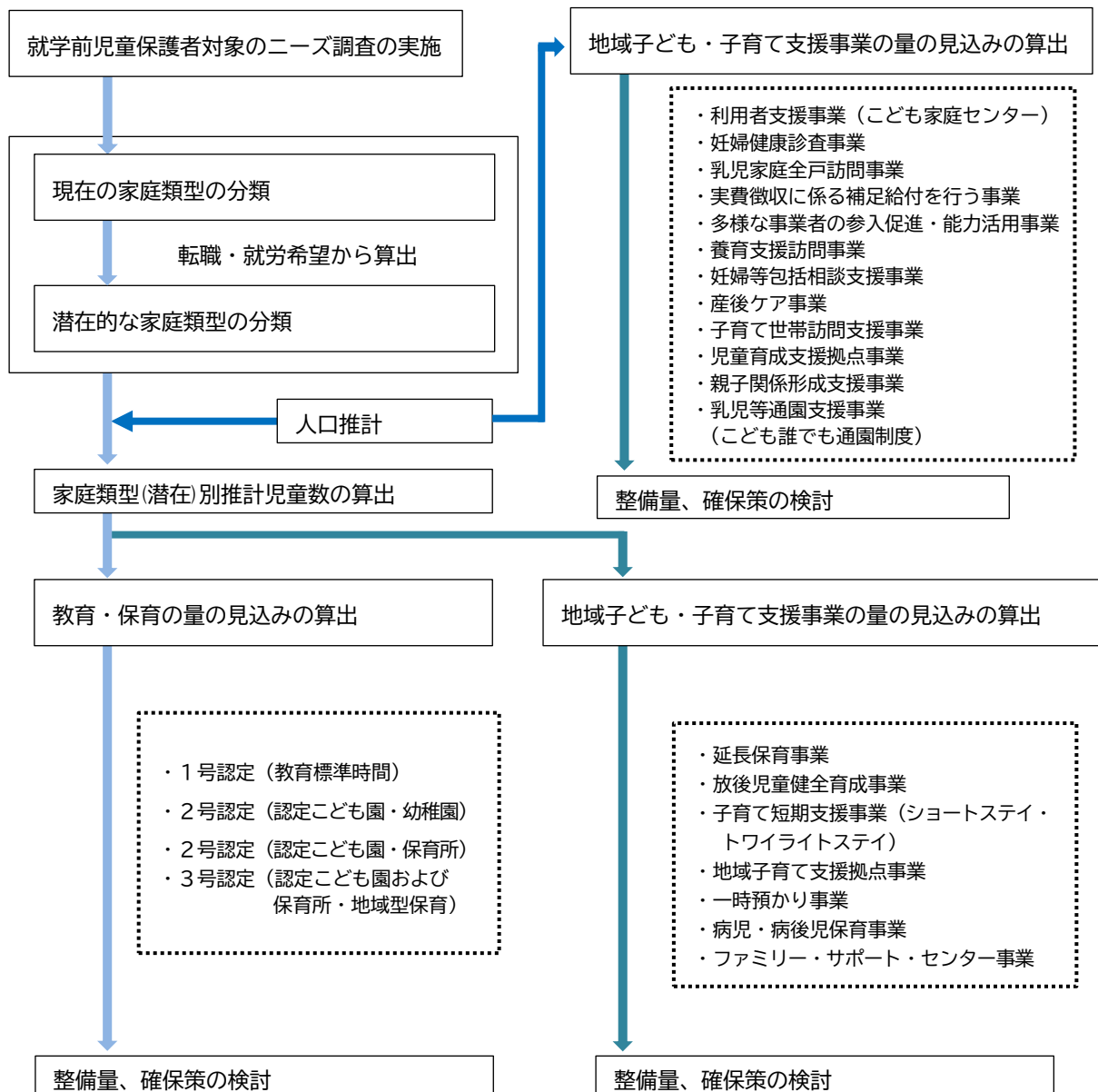
■ 認定区分と提供施設

認定区分	対象となるこども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の保育の必要性がないこども (幼児期の学校教育のみ)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性がある就学前のこども (教育ニーズあり)(教育ニーズなし)	幼稚園 認可保育園 認定こども園 ※地域型保育事業
3号認定	満3歳未満の保育の必要性がある就学前のこども	認可保育園 認定こども園 地域型保育事業

(2)推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果を基に、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 目標事業量の見込みの算出の流れ



3 教育・保育事業

(1)教育・保育の量の見込み及び確保の内容

幼児期における質の高い教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保を行います。これらの需要と、地域・施設とのバランスを踏まえる中で検討を行います。

■ 1号認定 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

数値区分	全体				
	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	256	250	244	238	229
確保の内容	256	250	244	238	229
差引	0	0	0	0	0

■ 2号認定 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

数値区分		全体					飯田東・飯田西中学校区				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	(教育)	223	217	212	207	199	35	34	34	33	32
	(保育)	1494	1453	1420	1385	1331	236	230	224	219	210
確保の内容	(教育)	223	217	212	207	199	35	34	34	33	32
	(保育)	1494	1453	1420	1385	1331	236	230	224	219	210
差引		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
数値区分		緑ヶ丘中学校区					旭ヶ丘中学校区				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	(教育)	55	54	53	51	49	44	43	42	41	39
	(保育)	370	360	352	343	330	296	288	281	274	264
確保の内容	(教育)	55	54	53	51	49	44	43	42	41	39
	(保育)	370	360	352	343	330	296	288	281	274	264
差引		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
数値区分		竜峽・竜東中学校区					高陵中学校区				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	(教育)	16	16	15	15	15	36	35	34	33	32
	(保育)	109	106	104	101	97	241	234	229	223	214
確保の内容	(教育)	16	16	15	15	15	36	35	34	33	32
	(保育)	109	106	104	101	97	241	234	229	223	214
差引		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
数値区分		鼎中学校区					遠山中学校区				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	(教育)	36	35	34	33	32	1	0	0	1	0
	(保育)	239	232	227	222	213	3	3	3	3	3
確保の内容	(教育)	36	35	34	33	32	1	0	0	1	0
	(保育)	239	232	227	222	213	3	3	3	3	3
差引		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 3号認定(2歳) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

数値区分	全体					飯田東・飯田西中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	478	464	445	425	417	71	69	66	63	62
確保の内容	478	464	445	425	417	96	90	84	77	74
差引	0	0	0	0	0	25	21	18	14	12
数値区分	緑ヶ丘中学校区					旭ヶ丘中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	123	120	115	110	108	82	80	76	73	72
確保の内容	123	120	115	110	108	82	80	76	73	72
差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
数値区分	竜峡・竜東中学校区					高陵中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	30	29	28	26	26	77	75	72	69	67
確保の内容	29	29	28	26	26	77	75	72	69	67
差引	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
数値区分	鼎中学校区					遠山中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	92	89	86	82	80	3	2	2	2	2
確保の内容	68	68	68	68	68	3	2	2	2	2
差引	△24	△21	△18	△14	△12	0	0	0	0	0

【確保の内容】

- ・3号認定こども（2歳）の「量の見込み」は、令和7年度478人ですが、令和11年度は417人に減少すると予測されています。

【確保の方法】

- ・「量の見込み」に対して「確保の内容」が不足となっている（待機児童になると予想される部分）部分については、飯田東・飯田西中学校区の余裕分に対応しつつ、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、乳児等通園支援事業等の推進によって、家庭の子育てを支援します。

【多子世帯の保育料の軽減策拡充にあわせた見直し】

- ・令和6年9月からスタートした更なる保育料の軽減に応じた保育ニーズの変動が予想されるため、必要に応じて量の見込みと確保の内容の見直しを行います。

■ 3号認定(1歳) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

数値区分	全体					飯田東・飯田西中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	417	399	382	375	369	67	64	62	61	60
確保の内容	468	468	466	466	466	119	119	119	119	119
差引	51	69	84	91	97	52	55	57	58	59
数値区分	緑ヶ丘中学校区					旭ヶ丘中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	100	96	92	90	88	87	83	79	78	77
確保の内容	104	104	104	104	104	76	76	76	76	76
差引	4	8	12	14	16	△11	△7	△3	△2	△1
数値区分	竜峡・竜東中学校区					高陵中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	20	19	18	18	18	75	72	69	67	66
確保の内容	23	23	23	23	23	81	81	81	81	81
差引	3	4	5	5	5	6	9	12	14	15
数値区分	鼎中学校区					遠山中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	67	64	61	60	59	1	1	1	1	1
確保の内容	61	61	61	61	61	4	4	2	2	2
差引	△6	△3	0	1	2	3	3	1	1	1

【確保の内容】

- ・3号認定こども（1歳）の「量の見込み」は、令和7年度417人ですが、令和11年度は369人に減少すると予測されています。

【確保の方法】

- ・民間教育・保育施設における受入拡大支援や事業所内保育をはじめとする家庭的保育事業など積極的に研究・導入を進めます。
- ・「量の見込み」に対して「確保の内容」が不足となっている（待機児童になると予想される部分）部分については、飯田東・飯田西中学校区の余裕分に対応しつつ、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、乳児等通園支援事業等の推進によって、家庭の子育てを支援します。

【多子世帯の保育料の軽減策拡充にあわせた見直し】

- ・令和6年9月からスタートした更なる保育料の軽減に応じた保育ニーズの変動が予想されるため、必要に応じて量の見込みと確保の内容の見直しを行います。

■ 3号認定(0歳) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

数値区分	全体					飯田東・飯田西中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	224	217	213	209	206	37	36	35	34	34
確保の内容	218	218	216	216	216	70	70	70	70	70
差引	△6	1	3	7	10	33	34	35	36	36
数値区分	緑ヶ丘中学校区					旭ヶ丘中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	59	57	56	55	54	42	41	40	39	39
確保の内容	39	39	39	39	39	30	30	30	30	30
差引	△20	△18	△17	△16	△15	△12	△11	△10	△9	△9
数値区分	竜峡・竜東中学校区					高陵中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	9	9	9	9	9	39	37	37	36	35
確保の内容	6	6	6	6	6	43	43	43	43	43
差引	△3	△3	△3	△3	△3	4	6	6	7	8
数値区分	鼎中学校区					遠山中学校区				
	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	37	36	35	35	34	1	1	1	1	1
確保の内容	26	26	26	26	26	4	4	2	2	2
差引	△11	△10	△9	△9	△8	3	3	1	1	1

【確保の内容】

- ・3号認定こども（0歳）の「量の見込み」は、令和7年度224人ですが、令和11年度は206人に減少すると予測されています。

【確保の方法】

- ・民間教育・保育施設における受入拡大支援や事業所内保育をはじめとする家庭的保育事業など積極的に研究・導入を進めます。
- ・「量の見込み」に対して「確保の内容」が不足となっている（待機児童になると予想される部分）部分については、飯田東・飯田西中学校区の余裕分に対応しつつ、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、乳児等通園支援事業等の推進によって、家庭の子育てを支援します。

【多子世帯の保育料の軽減策拡充にあわせた見直し】

- ・令和6年9月からスタートした更なる保育料の軽減に応じた保育ニーズの変動が予想されるため、必要に応じて量の見込みと確保の内容の見直しを行います。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用ニーズ）及び「確保の内容」（量の見込みに対する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

① 延長保育事業

仕事や家庭の事情により、保育短時間（8時間）及び保育標準時間（11時間）を超えて保育を必要とする家庭のニーズに応えるため、開所時間の範囲内で延長保育を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	670	650	631	612	594
確保の内容（人日）	670	650	631	612	594

② 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容(ショートステイ)

数値区分	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	150	150	150	150	150
確保の内容（人日）	150	150	150	150	150

■ 量の見込み及び確保の内容(トワイライトステイ)

数値区分	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	10	10	10	10	10
確保の内容（人日）	10	10	10	10	10

③ 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

妊娠期から就園前までの親子が無料で気軽に利用できる子育て支援施設です。親子が遊び交流できる居場所、子育て相談、子育て情報の提供や子育て講習会などを行います。

未就園児の減少により設置数の減少が見込まれます。その一方、未就園の乳幼児がふれあう体験の機会や、気軽に立ち寄ることのできる地域の身近な相談機関としての機能強化について検討します。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	33,850	33,450	33,050	32,650	32,250
確保の内容（事業）	9	9	9	9	9

（人日：年間延べ人数）

※確保の内容（事業）は、出張ひろばの数を含めない

④ 児童育成支援拠点事業等（地域こどもの生活支援強化事業）

児童育成支援拠点事業は、2020（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

市は、こども・子育ての貧困・孤食・孤立を防ぎ、こどもの居場所づくりなどを通じて地域全体で「こどもまんなか社会」を実現するため、民間団体の取組と協働して児童育成支援拠点事業や地域こどもの生活支援強化事業に取り組みます。

量の見込み及び確保の内容については、現段階において数値目標は掲げず、定期的にニーズ量を把握して計画します。

⑤ 一時預かり事業（在園児除く）

保護者の就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者が用事を済ませたり、リフレッシュしたりする機会を提供するため、保育所、認定こども園で一時的な預かり保育を実施します。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	520	513	498	483	469
確保の内容（人日）	520	513	498	483	469

⑥ 認定こども園における預かり保育事業（幼稚園型）

1号認定児童の教育時間終了後に、定期的な預かり保育を希望する保護者のニーズや子育て支援の観点から認定こども園で継続的に1号認定児童の預かり保育を実施します。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	42,300	41,552	40,720	39,906	39,108
確保の内容（人日）	42,300	41,552	40,720	39,906	39,108

⑦ 病児・病後児保育事業（おひさまはるる）

保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気のこどもを個別に保育するため医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。

感染症流行期などキャンセル待ちの実態を把握するとともに、DXの活用や解消に向けた研究を進めます。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	796	769	741	715	690
確保の内容（人日）	796	769	741	715	690

⑧ ファミリー・サポート・センター事業

地域において育児援助を受けたい人、援助を行いたい者がそれぞれ会員となり、事務局が連絡調整を行いお互いに助け合う活動を推進支援します。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
確保の内容（人日）	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

※ただし、「病児・緊急対応」、「病児・緊急対応以外」及び「就学児対象の対応」を合算しています

⑨ 利用者支援事業（こども家庭センター）

こども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援と、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく実施します。統括支援員や母子保健コーディネーター、子育て支援員を配置し、妊娠期から子育て期に必要な情報提供や相談への対応、関係機関との連絡調整等を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容(こども家庭センター型)

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の内容（か所）	1	1	1	1	1

⑩ 妊婦健診事業

受診券方式により厚生労働大臣の定める基準に従い妊婦健康診査の受診を推進します。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	7,147	7,014	6,905	6,772	6,675
確保の内容	実施場所：産科医療機関、助産所 検査項目：基本健診 14 枚、追加検査 5 枚、超音波検査 4 枚 実施時期：4/1～3/31				

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月ころの乳児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の発育状況を把握し母親の育児不安の軽減をします。訪問ができないご家庭に対しては、保健師の電話相談等を実施しすべての乳幼児の健康管理を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	596	585	576	565	557
確保の内容（人）	596	585	576	565	557

⑫ 養育支援訪問事業

子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことで、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組みます。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	450	450	450	450	450
確保の内容	実施体制：10 人 実施機関：こども家庭センター				

⑬ 放課後児童健全育成事業

放課後に帰宅しても家族がいない小学生の安心安全な居場所づくりとして放課後児童健全育成事業を実施します。こどもたちの将来の自立に向け、自主性・創造性・社会性の向上に努めます。

■ 量の見込み及び確保の内容

単位：人

認定 区分	数値区分	全体					丸山小学校					追手町小学校				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
低 学 年	量の見込み	866	846	839	813	796	84	79	79	69	72	23	22	26	24	27
	確保の内容	873	865	862	845	845	80	79	79	70	72	25	25	26	25	27
	差引	7	19	23	32	49	△4	0	0	1	0	2	3	0	1	0
高 学 年	量の見込み	221	231	220	230	218	3	3	3	3	3	8	8	8	8	8
	確保の内容	207	255	258	275	275	0	1	1	10	8	10	10	9	10	8
	差引	△14	24	38	45	57	△3	△2	△2	7	5	2	2	1	2	0
計	量の見込み	1,087	1,077	1,059	1,043	1,014	87	82	82	72	75	31	30	34	32	35
	確保の内容	1,080	1,120	1,120	1,120	1,120	80	80	80	80	80	35	35	35	35	35
	差引	△7	43	61	77	106	△7	△2	△2	8	5	4	5	1	3	0
認定 区分	数値区分	浜井場小学校					座光寺小学校					松尾小学校				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
低 学 年	量の見込み	18	20	21	23	23	43	41	39	36	36	139	139	142	146	145
	確保の内容	20	20	21	23	23	43	41	40	36	40	140	140	145	146	145
	差引	2	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	1	3	0	0
高 学 年	量の見込み	3	3	3	4	4	10	13	9	12	9	35	34	33	33	32
	確保の内容	5	5	4	2	2	7	9	10	14	10	40	40	35	34	35
	差引	2	2	1	△2	△2	△3	△4	1	2	1	5	6	2	1	3
計	量の見込み	21	23	24	27	27	53	54	48	48	45	174	173	175	179	177
	確保の内容	25	25	25	25	25	50	50	50	50	50	180	180	180	180	180
	差引	4	2	1	△2	△2	△3	△4	2	2	5	6	7	5	1	3
認定 区分	数値区分	下久堅小学校					上久堅小学校					千代小学校				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
低 学 年	量の見込み	17	15	14	13	11	17	17	15	14	11	17	17	15	14	13
	確保の内容	19	20	20	20	20	17	17	15	15	15	17	17	15	15	15
	差引	2	5	6	7	9	0	0	0	1	4	0	0	0	1	2
高 学 年	量の見込み	11	9	10	9	10	12	12	11	10	8	5	5	5	5	5
	確保の内容	11	10	10	10	10	13	13	15	15	15	3	3	5	5	5
	差引	0	1	0	1	0	1	1	4	5	7	△2	△2	0	0	0
計	量の見込み	28	24	24	22	21	29	29	26	24	19	22	22	20	19	18
	確保の内容	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	20	20	20	20	20
	差引	2	6	6	8	9	1	1	4	6	11	△2	△2	0	1	2

※低学年は小学校1～3年生、高学年は4～6年生のことをいいます

認定 区分	数値区分	龍江小学校					竜丘小学校					川路小学校				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
低 学 年	量の見込み	23	22	20	18	15	48	47	47	45	45	25	26	25	27	23
	確保の内容	23	22	20	20	20	50	50	50	49	50	25	25	25	25	23
	差引	0	0	0	2	5	2	3	3	4	5	0	△1	0	△2	0
高 学 年	量の見込み	12	12	10	9	8	12	16	16	21	19	2	3	2	3	2
	確保の内容	12	13	15	15	15	20	20	20	21	20	0	0	0	0	2
	差引	0	1	5	6	7	8	4	4	0	1	△2	△3	△2	△3	0
計	量の見込み	35	34	30	27	23	60	63	63	66	64	27	29	27	30	25
	確保の内容	35	35	35	35	35	70	70	70	70	70	25	25	25	25	25
	差引	0	1	5	8	12	10	7	7	4	6	△2	△4	△2	△5	0
認定 区分	数値区分	三穂小学校					山本小学校					伊賀良小学校				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
低 学 年	量の見込み	17	16	15	16	15	37	35	35	30	29	122	118	118	114	114
	確保の内容	17	16	15	16	15	37	35	35	35	35	122	118	118	115	115
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	0	0	0	1	1
高 学 年	量の見込み	2	3	2	3	2	9	12	11	11	10	29	27	26	25	24
	確保の内容	3	4	5	4	5	13	15	15	15	15	18	22	22	25	25
	差引	1	1	3	1	3	4	3	4	4	5	△11	△5	△4	0	1
計	量の見込み	19	19	17	19	17	46	47	46	41	39	151	145	144	139	138
	確保の内容	20	20	20	20	20	50	50	50	50	50	140	140	140	140	140
	差引	1	1	3	1	3	4	3	4	9	11	△11	△5	△4	1	2
認定 区分	数値区分	鼎小学校					上郷小学校					上村小学校				
		R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
低 学 年	量の見込み	138	137	138	135	130	98	95	90	89	87	0	0	0	0	0
	確保の内容	140	140	138	135	130	98	100	100	100	100	0	0	0	0	0
	差引	2	3	0	0	0	0	5	10	11	13	0	0	0	0	0
高 学 年	量の見込み	25	30	33	38	40	43	41	38	36	34	0	0	0	0	0
	確保の内容	30	30	32	35	40	22	60	60	60	60	0	0	0	0	0
	差引	5	0	△1	△3	0	△21	19	22	24	26	0	0	0	0	0
計	量の見込み	163	167	171	173	170	141	136	128	125	121	0	0	0	0	0
	確保の内容	170	170	170	170	170	120	160	160	160	160	0	0	0	0	0
	差引	7	3	△1	△3	0	△21	24	32	35	39	0	0	0	0	0
認定 区分	数値区分	和田小学校														
		R7	R8	R9	R10	R11										
低 学 年	量の見込み	0	0	0	0	0										
	確保の内容	0	0	0	0	0										
	差引	0	0	0	0	0										
高 学 年	量の見込み	0	0	0	0	0										
	確保の内容	0	0	0	0	0										
	差引	0	0	0	0	0										
計	量の見込み	0	0	0	0	0										
	確保の内容	0	0	0	0	0										
	差引	0	0	0	0	0										

※低学年は小学校1～3年生、高学年は4～6年生のことをいいます

⑭ 実費徴収による補足給付事業

生活保護世帯や市民税所得額が一定額未満の世帯の副食費を免除しています。また、所得要件に関わらず、毎週金曜日に公立認定こども園で提供する主食（パン代）は公費で負担します。なお、民間保育施設には補助金を交付します。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

⑯ 妊婦等包括相談支援事業

2024（令和6）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
面接実施合計回数	1,899	1,863	1,836	1,800	1,773
確保の内容					
こども家庭センター	1,899	1,863	1,836	1,800	1,773
上記以外で業務委託	0	0	0	0	0

⑰ 産後ケア事業

2024（令和6）年の子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。産後間もない母子に対して助産師による相談支援により、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親のセルフケア能力や愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	408	392	392	380	364
確保の内容（延べ人数）	408	392	392	380	364

⑱ 子育て世帯訪問支援事業

2022（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	105	105	105	105	105
確保の内容（人日）	105	105	105	105	105

（人日：年間延べ人数）

⑲ 親子関係形成支援事業

2022（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	40	40	40	40	40
確保の内容（人）	40	40	40	40	40

（人：実人数）

⑳ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども誰でも通園制度は、保護者の保育要件（就労等）を問わずに、月10時間まで時間単位で保育園を利用できる制度です。

■ 量の見込み及び確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
0歳児（人）	10	10	10	9	9
1歳児（人）	11	11	11	11	11
2歳児（人）	9	8	7	8	8
確保の内容					
0歳児（人）	10	10	10	9	9
1歳児（人）	11	11	11	11	11
2歳児（人）	9	8	7	8	8

（人：実人数）

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の点検・評価

本市では、計画の策定等について条例で定める付属機関としてこどもの保護者、学識経験者、保育・教育関係者等から構成される飯田市版子ども・子育て会議により議論を行ってきました。子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して施策の実施状況等を審議する場として位置付けられています。本計画の推進にあっても、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を実施し、計画の見直しを図りつつ施策の改善につなげます。

なお、実施状況の評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページで公表します。

(1)飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会・次世代育成支援対策地域協議会

計画の実施状況に関する利用者の視点に立った点検・評価を行います。

また、「こども・若者まんなか」の視点から、委員の構成について拡大や見直しを検討します。

(2)家庭、地域、社会、企業(事業所)

地域全体でこども・子育てを推進するため、それぞれの役割を果たしながら連携して計画を実行します。

(3)行政

計画の実行にあたっては、関係部局間の相互の連携・調整の基に、総合的に施策を展開し、地域・事業所及び関係機関などと協力して、地域ぐるみのこども・子育て支援の推進に努めます。

また、計画の実施状況に関する評価に基づき、施策の改善、計画の見直し等を行います。

2 国、県や周辺町村との連携

国や県と情報を共有しながら、各種事業などの連携を図り、こどもの健全育成や、若者・子育ての支援などを進め、生まれてよかった・育ててよかった地域づくりを目指します。また、周辺町村と連携し、効果的かつ効率的なこども・若者まんなか政策に取り組みます。

資料編

1 飯田市社会福祉審議会条例

平成 15 年 3 月 28 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 飯田市の社会福祉の増進に資するため、飯田市社会福祉審議会(以下「審議会」)を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、福祉及び健康づくりの施策に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会に本部会と専門分科会を置く。

2 本部会は、専門分科会を統括するとともに地域福祉の推進に関する事項について調査 及び審議を行う。

3 専門分科会は、本部会の指示により専門的知見に基づいて調査及び審議を行う。

(本部会委員)

第 4 条 本部会に本部会委員を置く。

2 本部会委員の定員は 15 人以内とし、次の各号に定める者の中から市長が任命する。

(1) 第 8 条第 4 項の規定により専門分科会の委員に任命された者

(2) 学識経験者

(本部会委員の任期)

第 5 条 本部会委員の任期は、3 年とする。

2 本部会委員が任期の途中において欠けた場合は、市長は、前条第 2 項の例により新たに本部会委員を任命する。この場合における当該任命された者の任期は、前任の者の残 任期間とする。

(委員長等)

第 6 条 本部会に委員長及び副委員長を置き、本部会委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、本部会を代表し、本部会の会議を招集する。

3 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは委員長 の職務を代理する

(本部会の会議)

第 7 条 委員長は、市長の諮問を受けて、前条第 2 項の規定により本部会の会議の招集を行う。

2 本部会の会議の議長は、委員長が行う。

3 委員長は、本部会委員の過半数が出席しない場合は、会議を開くことができない。

(専門分科会)

第 8 条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。

(1) 児童福祉分科会 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に規定する事項 を含む。)

(2) 障害者福祉分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項

(3) 高齢者福祉分科会 高齢者保健福祉及び介護保険事業に関する事項

(4) 健康づくり分科会 市民の健康づくりに関する事項

- 2 専門分科会は、委員長の諮問に応じて前項の調査及び審議を行う。
- 3 専門分科会に専門分科会委員を置き、各専門分科会の委員の定員は、それぞれ 30 人以内とする。
- 4 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が任命する。
 - (1) 飯田市の区域に居住する者で福祉又は健康づくりに関する活動を行っているもの
 - (2) 飯田市の区域に所在する福祉に関する活動を行っている団体を代表する者
 - (3) 飯田市の区域に居住する者で福祉サービスを利用しているもの
 - (4) 飯田市の区域に所在する健康づくりに関する活動を行っている団体を代表する者
 - (5) 飯田市の区域に居住する者で社会福祉に関心を有するもの
 - (6) 学識経験者
- 5 委員の任期は、3 年とする。
- 6 委員が任期の途中において欠けた場合は、市長は、第 4 項の例により新たに委員を任命する。
この場合における当該任命された者の任期は、前任の者の残任期間とする。
- 7 専門分科会に専門分科会会長(以下この条において「会長」)及び専門分科会副会長を置き、専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 8 専門分科会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 9 会長は、委員の過半数が出席しない場合は、会議を開くことができない。
- 10 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、専門分科会副会長が会長の職務を代理する。
(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定経過

期日	会議等名称	内容
令和5年11月16日	市内のつどいの広場を利用する乳幼児の親子と市長との懇談会（2会場）	飯田の子育て環境について当事者と市長との意見交換会
令和6年3月	子ども・子育て支援ニーズ調査	こどもと保護者に対する(記述式)子育て支援ニーズ調査
令和6年5月26日	短期大学・専門学校・市内高校の生徒といいだ未来デザイン会議の委員との意見交換 「think about the future あなたの声を聴かせて」	飯田の未来について若者のフリートークによる意見交換会
令和6年6月9日	市内の認定こども園・保育所の教育・保育者と市長との懇談会	飯田の子育て事情について教育・保育現場からの意見交換会
令和6年6月14日	第1回児童福祉分科会	次期計画の策定について
令和6年7月12日	第1回社会福祉審議会本部会	こども基本法と次期計画の策定について
令和6年7月25日	市内のつどいの広場を利用する乳幼児親子や小学生と市長との懇談会	雨天や猛暑日の親子遊びや交流施設のあり方についてフリートークによる意見交換会
令和6年7月29日	社会福祉協議会（ファミリーサポートセンター・生活就労支援センター）との懇談会	子育て支援・若者の生活就労支援の現場からの意見交換会
令和6年8月9日 ～8月19日	市内高校生の意見発表聴取、児童養護施設入所者や卒業した若者との面接	若者の生活や意識に係る意見傾聴や、意見発表を苦手とする若者との面談による傾聴
令和6年8月23日	第2回児童福祉分科会	次期計画の策定について ニーズ調査結果報告 ヤングケアラー調査結果及び若者の声の聞き取り報告
令和6年9月26日	第3回児童福祉分科会	次期計画の策定について こども若者実態調査について
令和6年10月	こども若者実態調査	
令和6年10月23日	第4回児童福祉分科会	次期計画の素案について
令和6年10月29日	いいだ若者サポートステーションとの懇談会	若者の社会適応・就労に向けての支援活動現場の意見交換会
令和6年10月30日	第2回社会福祉審議会本部会	こども若者まんなかプランの策定について
令和6年11月29日	庁議	

期日	会議等名称	内容
令和6年12月6日	第5回児童福祉分科会	
令和6年12月16日	市議会 社会文教委員会協議会	
令和7年1月6日 ～令和7年2月4日	パブリックコメント	
令和7年●月●日		

3 飯田市社会福祉審議会本部会委員名簿

(敬称略)

【任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日】

氏名	所属等	分科会	備考
宮下 智	南信州広域連合地域自立支援協議会	障がい者福祉分科会	委員長
菱田 博之	飯田短期大学	障がい者福祉分科会	
松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センター	障がい者福祉分科会	
原 久	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	児童福祉分科会	
塩澤 鎮子	飯田市私立保育園連盟	児童福祉分科会	
小池 とし子	飯田市ひとり親家庭福祉会	児童福祉分科会	
幸森 信良	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会	高齢者福祉分科会	副委員長
田中 光子	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会	高齢者福祉分科会	
多田 雅幸	飯田市民生児童委員協議会	高齢者福祉分科会	
藤本 清明	飯田市公民館長会	健康づくり分科会	
今牧 とき子	飯田市食生活改善推進協議会	健康づくり分科会	
近藤 健	飯田市健康福祉委員会等代表者連絡会	健康づくり分科会	
原 重一	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	健康づくり分科会	

4 児童福祉分科会次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(敬称略)

■ 児童福祉分科会

【任期: 令和4年4月1日～令和7年3月31日】

氏名	所属等	備考
原 久	飯田市社会福祉協議会	会長
鎌倉 崇	飯田市民生児童委員協議会	
松村 由美子	飯田市主任児童委員会	
秋山 真生子	飯田市保育協会	
池田 義明	飯田市保育園保護者会連合会	
實原 径	飯田市保育園保護者会連合会	
森久保 祥平	飯田市保育園保護者会連合会	
塩澤 鎮子	飯田市私立保育園連盟	副会長
渋谷 章二	飯田市私立保育園連盟	
黒河内 智子	飯田市私立認定こども園連合会	
小林 孝至	飯田市私立認定こども園保護者等連合会	
小池 とし子	飯田市ひとり親家庭福祉会	副会長
岡田 孝子	飯田市ひとり親家庭福祉会	
西村 武	市民公募	
村松 富士江	市民公募	
湯本 紀美子	市民公募	

■ 健康づくり分科会(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画関連)

氏名	所属等	備考
藤本 清明	飯田市公民館館長会	
今牧 とき子	飯田市食生活改善推進協議会	
近藤 健	健康福祉委員会等代表者連絡会	

■ 障がい者福祉分科会(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画関連)

氏名	所属等	備考
菱田 博之	飯田短期大学(学識経験を有する者)	

■ 児童福祉分科会 事務局

氏名	所属等	備考
山崎 由紀恵	こども未来健康部長	
筒井 孝治	こども課長	
小澤 康茂	保育家庭課長	
宮嶋 栄次	保健課長	
高山 毅	こども課長補佐兼子育て支援係長	
片桐 礼子	こども課長補佐兼こども相談係長	
北沢 紀誉	こども課 発達支援係長	
小笠原 志乃	こども課 発達相談担当専門技査	
牛山 剛典	保育家庭課長補佐兼施設管理係長	
齊藤 嘉子	保育家庭課 保育係長	
飯島 初美	保育家庭課 家庭相談係長	
矢澤 美枝	保健課長補佐兼保健指導係長	
福澤 紀美江	保健課長補佐兼母子保健係長	
板倉 聖二	産業振興課 産業人材係長	
木下 正史	学校教育課 児童クラブ係長	

飯田市こども若者まんなかプラン

発行年月 令和7年2月

発行元 飯田市こども未来健康部こども課
〒395-0044

長野県飯田市本町1丁目15番地 飯田市役所りんご庁舎

T E L 0265-22-4511(代表)

F A X 0265-53-8867

U R L <https://www.city.iida.lg.jp/>